

令和 8 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 2 日 開会

令和 8 年 3 月 17 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和 8 年第 1 回美浜町議会定例会会議録目次

3 月 2 日（月曜日）第 1 号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
令和 8 年度の施政方針について	4
報告第 1 号から議案第 33 号まで 27 件一括提案説明	6
散 会	17

3 月 4 日（水曜日）第 2 号

議事日程	19
会議に付した事件	19
会議に出欠席した議員	19
説明のため出席した者の職、氏名	19
職務のため出席した者の職、氏名	19
開議の宣告	19
町政に対する一般質問	20
○ 6 番 大岩 靖議員	20
1 美浜町の将来的な都市計画と学校再編について	
(1) 学校再編と都市計画の位置づけについて	
(2) 学校再編の方針転換が繰り返された理由と想定していた将来像について	
(3) 保護者や地域住民が抱く不安の認識について	
(4) 東部・西部地区に小学校を各 1 校とする案の都市計画での位置づけについて	
(5) 将来の美浜町を考えた都市計画をどのように捉えているか。	
(6) 今後の都市計画上での学校の役割は。	
2 日本福祉大学との関係性について	
(1) 学校再編後の大学との連携は。	
(2) 「覚書」はその後どうなったのか。	
○ 5 番 荒井勝彦議員	28
1 美浜町のいじめに対する取組について	
(1) 美浜町での現状は。	
(2) 早期発見する仕組みはできていますか。	

- (3) 重大な事態となってしまうたら。
- (4) 今後の取組は。
- 2 学校再編について
 - (1) 河和中学校の敷地内に決定ですか。
 - (2) アンケート結果は。
 - (3) 新年度の体制は。
- 3 各学校の体育館の利用について
 - (1) 授業・学校行事以外の利用は。
 - (2) 今後の利用方法は。
- 2 番 都筑新悟議員 37
 - 1 美浜町の外国人を取り巻く環境について
 - (1) 外国人居住者の美浜町内の人口割合と推移は。
 - (2) 外国人居住者との多文化共生へ向けた本町の取組は。
 - 2 野犬・野良ネコなどの野生動物について
 - (1) 被害や苦情について
 - (2) 野生動物の目撃情報や被害状況などの注意喚起は。
 - (3) 野良ネコ対策として地域猫活動への行政独自の補助は。
 - 3 小中一貫校建設計画に伴う懸念について
 - (1) 日本福祉大学との関係ならびに他学部の移転は。
 - (2) 小学校がなくなる地区の子育て世帯の減少は。
 - (3) 東西地区の小学校の統合後の方向性は。
- 8 番 橋場友昭議員 49
 - 1 コミュニティバスについて
 - (1) 現在のバス事業は。
 - (2) 今後のバス事業は。
 - 2 放課後児童クラブと放課後子ども教室について
 - (1) 河和児童クラブ・奥田児童クラブの利用状況は。
 - (2) 今後の放課後児童クラブの運営について
 - (3) 放課後子ども教室について
 - (4) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携は。
 - 3 小中一貫校について
 - (1) 小中一貫校の教育は。
 - (2) 各学校の保護者、児童生徒が抱える不安への対応は。
- 7 番 丸田博雅議員 58
 - 1 大災害に対する本町の対応について
 - (1) 避難所となる各学校体育館の耐震性は。
 - (2) 各地区の防災訓練について
 - (3) 児童・生徒が在校中に発災した場合の対応について

(4) 都市計画道路知多東部線について	
2 美浜町小中学校再編について	
(1) 美浜町が目指す特色ある教育とは。	
(2) 小中一貫校9年間の教育内容は。	
3 働き方改革による中学校部活動について	
○3番 大寄暁美議員	63
1 保育所の再編について	
(1) 現在の各保育所の定員充足率は。	
(2) 保育所の再編の内容は。	
(3) 保護者への配慮は。	
2 美浜町福祉センターの利用について	
散会	70

3月5日（木曜日）第3号

議事日程	71
会議に付した事件	71
会議に出欠席した議員	71
説明のため出席した者の職、氏名	71
職務のため出席した者の職、氏名	71
開議の宣告	71
町政に対する一般質問	72
○1番 茶谷佳宏議員	72
1 学校再編について	
(1) 小中学校の今後の改修は。	
(2) 中学校を2校存続させる理由は。	
(3) 小中一貫教育はどのように検討してきたのか。	
(4) 今後、小中一貫校は目指すのか。	
2 財政状況について	
(1) 令和7年度の歳出決算見込み額は。	
(2) 町税の見込みは。	
(3) 令和7年度末の町債残高の見込み額は。	
(4) 今後の公債費の見込みは。	
(5) 財政に余裕ができてきたのではないか。	
○4番 廣澤 毅議員	82
1 美浜町運動公園整備事業及び美浜町総合公園拡張事業について	
2 中日ドラゴンズファーム移転先の誘致について	
3 ふるさと納税及び返礼品の開発について	
○9番 野田謙弥議員	91

- 1 スポーツによるまちづくりについて
 - (1) 一般社団法人みはまスポーツコミッションとは。
 - (2) 駅伝や陸上競技によるまちづくりは。
- 2 美浜町の自治会組織（区）について
 - (1) 区加入率の現状は。
 - (2) 町が区を通じて提供している住民サービスは。
 - (3) 町内各区の活動場所の現状は。

散 会 9 8

3月10日（火曜日）第4号

議事日程	9 9
会議に付した事件	9 9
会議に出欠席した議員	1 0 0
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 0
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 0
開議の宣告	1 0 0
同意第1号（質疑・討論・採決）	1 0 0
承認第1号（質疑・討論・採決）	1 0 1
議案第10号（質疑・委員会付託）	1 0 2
議案第11号（質疑・委員会付託）	1 0 3
議案第12号（質疑・委員会付託）	1 0 3
議案第13号（質疑・委員会付託）	1 0 3
議案第14号（質疑・委員会付託）	1 0 4
議案第15号（質疑・委員会付託）	1 0 4
議案第16号（質疑・委員会付託）	1 0 4
議案第17号（質疑・委員会付託）	1 0 4
議案第18号（質疑・委員会付託）	1 0 5
議案第19号（質疑・委員会付託）	1 0 5
議案第20号（質疑・委員会付託）	1 0 5
議案第21号（質疑・委員会付託）	1 0 5
議案第22号（質疑・委員会付託）	1 0 6
議案第23号（質疑・委員会付託）	1 0 8
議案第24号（質疑・委員会付託）	1 0 9
議案第25号（質疑・委員会付託）	1 0 9
議案第26号（質疑・委員会付託）	1 0 9
議案第27号から議案第33号まで7件一括（質疑・委員会付託）	1 1 0
発議第1号から発議第2号まで2件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	1 2 2
散 会	1 2 6

3月17日（火曜日）第5号

議事日程	1 2 7
会議に付した事件	1 2 8
会議に出欠席した議員	1 2 8
説明のため出席した者の職、氏名	1 2 8
職務のため出席した者の職、氏名	1 2 8
開議の宣告	1 2 9
議案第10号から議案第17号まで8件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 9
議案第18号から議案第20号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 2
議案第21号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 5
議案第22号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 6
議案第23号から議案第25号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 8
議案第26号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 9
議案第27号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 0
議案第28号から議案第30号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 5
議案第31号から議案第33号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 7
報告第2号から議案第35号まで3件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	1 5 1
議会閉会中の継続調査事件について	1 5 4
閉 会	1 5 4

令和 8 年 3 月 2 日（月曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 3 月 2 日（月曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 令和 8 年度の施政方針について

日程第 4 報告第 1 号 専決処分事項の報告について

同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

承認第 1 号 専決処分事項の報告承認について

議案第 10 号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 11 号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 美浜町職員等の旅費に関する条例について

議案第 16 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 17 号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第 18 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 19 号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第 20 号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 21 号 町道路線の廃止及び認定について

議案第 22 号 令和 7 年度美浜町一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 23 号 令和 7 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 24 号 令和 7 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 25 号 令和 7 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 26 号 令和 7 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 27 号 令和 8 年度美浜町一般会計予算

議案第 28 号 令和 8 年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 29 号 令和 8 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 30 号 令和 8 年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第 31 号 令和 8 年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第 32 号 令和 8 年度美浜町水道事業会計予算

議案第 33 号 令和 8 年度美浜町農業集落排水事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

[議事日程と同じにつき省略]

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	都筑新悟君
3番	大崎暁美君	4番	廣澤毅君
5番	荒井勝彦君	6番	大岩靖君
7番	丸田博雅君	8番	橋場友昭君
9番	野田謙弥君	10番	中須賀敬君
11番	野田増男君	12番	森川元晴君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	戸田典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	宮崎典人君	議会係長	江本真実君
--------	-------	------	-------

[午前9時00分 開会]

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

令和8年第1回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

会議に先立ち、お願いします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和8年第1回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席いただき、まずも

って御礼申し上げます。

暦も3月を迎え、日差しに春の気配を感じることも増えてまいりました。

同時に卒業のシーズンでもございまして、先週は日本福祉大学附属高校の卒業式に出席させていただきました。今週金曜日には、中学校において卒業式が執り行われます。皆様方にも御出席のほう、よろしく願いいたします。

私も毎朝見送る中学校3年生が、あと1週間かと少し寂しい気持ちで今朝も立たせていただきましたが、これも出会いがあれば別れもあるということなのかなと思っております。

さて、今定例会には新年度当初予算をはじめ、住民の皆様の暮らしに直結する多くの議案を提出しております。議員の皆様方には、慎重な審議をお願いするとともに、美浜町が住みよい町であるよう、御意見、御提言くださるようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

次に、監査委員より、令和7年11月分、12月分及び令和8年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査、財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたので御確認をお願いします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（八谷充則君）

本日、庁舎及び増築庁舎の水道が止まっている件につきまして、これより地域戦略課長より御報告させていただきます、よろしく願いいたします。

○地域戦略課長（下村充功君）

今、町長が申し上げましたとおり、現在庁舎の水が使用できません。

昨日、庁舎のほうの水道につきましては一旦屋上の水槽にため、使用しておるんですけども、その点検を行いまして一旦抜いておりますので、また戻すように作業手順はきちんとやったということだったんですけども、現在、高架水槽に水がたまっておりません。それで、もう朝既に8時過ぎに私ども確認しまして、昨日も点検業者の方に連絡いたしまして、今、対応中でございます。

ただ、保険センターのほうもやったんですけども、そちらの方は正常に戻っておりますので、申し訳ございませんけれども、休憩時間等でトイレを御利用になる場合は保健センターのほうで御利用のほうお願いしたいと思います。

また復旧次第御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 都筑新悟議員、10番 中須賀敬議員を指名いたします。両議員、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間と決定しました。

日程第3 令和8年度の施政方針について

○議長（野田増男君）

日程第3、令和8年度の施政方針についてであります。

町長、登壇願います。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和8年第1回美浜町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信を申し上げ、議会並びに住民の皆様への御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えております。

町長として、4年目を迎えることとなります。町長就任以来、様々な課題に取り組み、皆様にお約束した事業を検討、実施してまいりましたが、その中でも最も大きな問題である学校再編について、結果として目指していた小中一貫校の整備を見送ることとなったことについて、おわび申し上げます。

子供の教育環境を考え、クラス替えができ、部活動の選択肢も増える再編整備を目指し、説明を重ねてまいりましたが、河和中学校の敷地内に小学校の校舎と体育館のみを整備するという方針は、保護者アンケートの結果、賛否拮抗であり、西部地区の全てが「賛成」を「反対」が大きく上回る結果でございました。

私としては、この結果を受け、強引に整備することはできないと判断いたしました。賛成していただいた半数の皆様には大変申し訳なく、重ねておわび申し上げます。

一貫校整備は一旦見送りとなりましたが、少子化、校舎の老朽化の問題は解消されることなく進行していくことから、今後も丁寧な説明と話し合いを続け、検討を進めてまいりたいと考えております。

現段階での一貫校の施設整備は一旦見送りとなりましたが、引き続き子供の笑い声のあふれるまち美浜づくりを進めてまいります。

本年5月にはのまっキーの大型遊具や健康遊具を備えた運動公園遊具広場を、7月には河和台に建設中の多世代交流施設みはまーれをオープンいたします。子育て世代だけでなく、世代を超えた皆様に御利用いただきたいと思っております。

また、夏祭り、花火大会、各種スポーツイベントなど、子供たちの笑顔があふれるイベントを多数開催するほか、若手経営者の有志により始まり、今や町の産業まつりに匹敵するイベントとなっているふれあいまつりについても、エンジョイぷらん事業を通して支援、協力させていただきます。

厳しい財政状況ではございますが、住民サービスを低下させることなく、必要な施策を実施していけるよう、一部は令和7年度の国の補正予算を活用し、議会でお認めいただいた学校体育館などへの空調設備整備などの事業も令和8年度に実施してまいります。議員の皆様方におかれましても御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、早速、第1回定例会の開催で御審議いただく令和8年度当初予算案について御説明申し上げます。

まず、一般会計の総額についてでございますが、93億6,200万円であり、昨年度となる令和7年度と比較して3億5,700万円、率にして3.7%の減となりました。この主な要因は、昨年度において総合公園体育館天井改修工事5億4,000万円を実施したためでございます。

令和8年度予算におけるポイントでございますが、小学校の学校給食費無償化の実施、各種証明書のコンビニ交付事業の実施、総合公園の整備・充実の3つを挙げさせていただきます。

また、新年度予算事業ではございませんが、繰越事業として物価高騰生活応援クーポン券事業、多世代交流型子育て拠点施設みはまーれ整備事業、小中学校体育館等の空調設備整備事業も実施させていただきます。

それでは、項目別にそれぞれの主な事業について御説明させていただきます。

最初に、子ども・子育てについてでございます。

まず、繰越事業としてみはまーれの整備を行い、夏休み前の開館を予定しております。

また、河和保育所と上野間保育所の照明LED化を実施するほか、こども誰でも通園、紙おむつなどの支給、産後ケア、5歳児健康診査事業を実施いたします。

次に、福祉として、新たに難聴高齢者補聴器購入費助成事業を実施いたします。

健康については、これまで町独自で行っていたRSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチン接種を定期接種として実施いたします。また、新たに学生インフルエンザワクチン接種補助事業も実施いたします。

環境・衛生につきましては、新たに可燃ごみ用として10リットル袋を作成いたします。

教育・文化・スポーツにつきましては、繰越事業として小中学校体育館等空調整備事業を実施するほか、シンガポールとの交流事業を継続してまいります。大学連携小学校プール事業につきましては、新年度より河和小学校も取り入れ、町内全ての小学校が実施することとなります。ICT環境整備事業においては、更新に併せ、児童生徒によるタブレット端末の自宅持ち帰りを開始いたします。

小学校の給食費につきましては、国・県の交付金に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を併用することにより、無償化いたします。保育所及び中学校についても、国の交付金を活用し、給食費の一部を補助いたします。なお、多子世帯に対する学校給食費の減免事業については、これまでどおり継続実施いたします。

また、河和南部交流館2階のトイレを改修するほか、総合公園体育館の受水槽及びエレベーターの更新事業も実施いたします。

陸上競技場につきましては、本町と日本福祉大学が共同で設立した一般社団法人みはまスポーツコミッションに、UENO SPORTS VILLAGE MIHAMA運動公園陸上競技場の管理運営を令和8年度から5年間指定管理いたします。運動公園整備事業、総合公園拡張事業についても、計画に沿って進めてまいります。総合公園につきましては、

令和8年秋までにソフトボール場の整備を終え、拡張事業としては一区切りとなります。

産業・建設につきましては、繰越事業として物価高騰生活応援クーポン券事業を実施し、町民1人当たり7,000円のクーポン券を発行いたします。

里山林整備事業は、野間神社の整備事業を3か年計画の最終年度として実施いたします。食と健康の館については、道の駅化することについて協議体を設置し、検討してまいります。また、広域農道舗装事業、新池耐震、上野間漁港防潮水門堤修繕、杉代橋水管橋架け替え、新浦戸地区排水管布設替え、町道奥田・河和線地区緊急時給水拠点確保等の事業も実施いたします。

総務・交通・防災につきましては、各種証明書のコンビニ交付事業、マンホールトイレ購入事業を新たに実施するほか、Jアラート受信機、公民館地域放送システムの更新、自転車乗車用ヘルメット着用促進を実施いたします。

令和8年度の当初予算編成は昨年度に引き続き、基金からの大幅な繰入れを実施するなど、大変厳しい内容となっておりますが、令和7年度からの繰越事業を含め、国の交付金、有利な起債制度を活用することにより、町の負担をできる限り抑える取組、中長期的な財政計画に基づき、町の未来を見据えた予算案となっております。

毎年の施政方針で申し上げていることではございますが、今できること、今なすべきこと、行政、議会、住民と共に知恵を絞り取り組んでいく、その先に美浜の未来は開けてくる、私はそう考えております。

引き続き、子供の笑い声が増えるまち、子供から高齢者まで誰もが住みやすい、住み続けたいまち美浜として、明るい未来を開いていけるよう、職員と一丸となり取り組んでまいりますので、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます、私の施政方針といたします。御清聴ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって令和8年度の施政方針についてを終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分事項の報告についてから

議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで27件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第4、報告第1号 専決処分事項の報告についてから議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、以上27件を一括議題といたします。

以上27件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日、御報告、御提案申し上げますのは、報告第1号 専決処分事項の報告についてをはじめとして27件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げます、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案書のファイルをお開きください。

1 ページ、報告第1号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る11月7日金曜日午後6時頃、美浜町大字奥田字芋沢15番97地先、町道3219号線におきまして、普通乗用車が道路を走行中、破損していた舗装にタイヤが乗り上げたところ、舗装が跳ね上がり、車体下部のアンダーカバーを損傷する事故が発生いたしました。この事故に関しまして双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、賠償金額7万5,284円で協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、賠償の額及び和解について、令和8年1月23日付で専決処

分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われることとなっております。

次に、3ページ、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在、委員をお願いしております奥村賢一氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き住民の代表として奥村賢一氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は同条第6項の規定により、令和8年4月1日から3年間でございます。

次に、5ページ、承認第1号 専決処分事項等の報告承認についてでございますが、去る1月23日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が2月8日に執行されました。これに伴いまして、選挙及び国民審査の執行に必要な経費1,287万2,000円を内容とする予算編成を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、1月23日付で専決処分により行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとでございます。

その結果、令和7年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,287万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億7,319万3,000円とするものでございます。

次に、31ページ、議案第10号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、41ページ、議案第11号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、43ページ、議案第12号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第11号と同様、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、45ページ、議案第13号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、48ページ、議案第14号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、51ページ、議案第15号 美浜町職員等の旅費に関する条例についてでございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、美浜町職員の旅費に関する条例の全部の改正をお願いするものでございます。

次に、71ページ、議案第16号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、73ページ、議案第17号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、75ページ、議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険税率の改正及び地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、100ページ、議案第19号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてでございますが、乳児等通園支援事業の本格実施に当たり、本条例の制定をお願いするものであります。

次に、102ページ、議案第20号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、可燃指定ごみ袋の単位に容量が10リットルの袋を追加するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、106ページ、議案第21号 町道路線の廃止及び認定についてでございますが、愛知県の道路整備事業に伴い、路線の廃止及び認定をするものでございます。これらの道路の廃止及び認定につきましては、道路法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、補正予算書のファイルをお開きください。

3ページ、議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億858万円を減額し、補正後の予算総額を108億6,461万3,000円とするものでございます。第2条は繰越明許費の補正、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございます。

次に、53ページ、議案第23号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ407万1,000円を追加し、補正後の予算総額を21億5,193万6,000円とするものでございます。

次に、69ページ、議案第24号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,900万円を追加し、補正後の予算総額を4億8,223万3,000円とするものでございます。

次に、85ページ、議案第25号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ234万円を減額し、補正後の予算総額を19億1,005万6,000円とするものでございます。

次に、101ページ、議案第26号 令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,043万6,000円を減額し、補正後の予算総額を56万4,000円とするものでございます。

次に、冊子で配付いたしました令和8年度予算書及び予算説明書を御覧ください。

5ページ、議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を93億6,200万円とするものでございます。

第2条では、債務負担行為として、令和8年度から令和9年度までの漁港機能保全事業工事請負費（その2）の限度額を4,800万円と予定するものでございます。

第3条では、庁舎施設整備事業債をはじめ9事業債において、計3億9,770万円の起債を予定するものでございます。

第4条では、一時借入金において、借入限度額を3億円と定めるものでございます。

第5条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、249ページ、議案第28号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を21億1,616万円とするものでございます。

第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、281ページ、議案第29号 令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を5億501万5,000円とするものでございます。

次に、301ページ、議案第30号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、第1条に

おいては、予算総額を19億3,367万5,000円とするものでございます。

第2条では、歳出予算における款内流用できる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、339ページ、議案第31号 令和8年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額を120万円とするものでございます。

次に、別冊美浜町水道事業会計予算の1ページ、議案第32号 令和8年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出は、収入を6億1,347万4,000円、支出を5億3,574万4,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出は、収入を1億713万4,000円、支出を2億9,058万1,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

次に、別冊美浜町農業集落排水事業会計予算の1ページ、議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出は、それぞれ3,712万7,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出は、収入を220万7,000円、支出を783万7,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額は当年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認1号から議案第33号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明しますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願いいたします。

[降壇]

○地域戦略課長（下村充功君）

初めに、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、議案書の24、25ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員総選挙費では、執行経費として1節報酬から17節備品購入費を計上いたしました。

26、27ページを御覧ください。

4目最高裁判所裁判官国民審査費では、執行経費として10節需用費を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、22、23ページを御覧ください。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金において、衆議院議員総選挙執行委託金及び国民審査執行委託金を計上いたしました。

承認第1号の説明は、以上でございます。

○総務部長（宮原佳伸君）

次に、議案第10号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、32ページ、新旧対照表、こちらの第1条から説明をいたします。

第1条、美浜町職員の給与に関する条例の改正でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、第2条、第11条及び第11条の2において、「初任給調整手当」が「第一種初任給調整手当」に改称され、新たに第二種初任給調整手当が創設されることに伴い、関連する規定を改正するものでございます。

また、34ページ、第15条においては、一般職の職員の通勤手当の規定が改正されたことに伴い、新たに規則で定めることとする改正を行うものでございます。

次に、36ページ、第20条及び第21条においては、増額となった期末・勤勉手当の支給月数を均等に配分する改正を行うものでございます。

次に、37ページ以降の第2条、第3条の改正についてでございますが、先ほど説明しました内容を含む国家公務員法の改正を暫定再任用職員及び美浜町企業職員にも適用させるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、議案第11号 美浜町特別職の職員で、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、42ページを御覧ください。

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正によりまして、増額となった期末手当を均等に振り分ける改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、議案第12号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、44ページを御覧ください。

議案第11号と同様、特別職の議員の給与に関する法律の一部改正により、増額となった期末手当を均等に振り分ける改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、議案第13号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、46ページを御覧ください。

議案第10号と同様、第2条及び第7条において、初任給調整手当に関する規定を改正し、第13条及び第13条の2においては、増額となった期末・勤勉手当の支給月数を均等に配分する改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、議案第14号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、49ページを御覧ください。

第9条において、引用条文の改正を行い、第14条及び第14条の2において、議案第10号と同様、増額となった期末・勤勉手当の支給月数を均等に配分する改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、議案第15号 美浜町職員等の旅費に関する条例についてでございますが、52ページを御覧ください。

国家公務員等の旅費に関する法律等の改正に伴い、美浜町職員の旅費に関する条例の全部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、宿泊手当の新設等、旅費の種目の改正、旅行代理店等への支給を可能にするとともに、附則において特別職等の旅費または費用弁償に関する条例の規定について、美浜町職員等の旅費に関する条例を準用する規定に改正するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、議案第16号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、72ページを御覧ください。

美浜町総合計画審議会と美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を統合することに伴い、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員の報酬を廃止するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、議案第17号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、74ページを御覧ください。

美浜町総合計画審議会と美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を統合することに伴い、美浜町総合

計画審議会の担任意務及び委員選任の基準を変更し、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を廃止するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

議案第10号から議案第17号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（中村裕之君）

続きまして、議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部改正する条例についてでございますが、75ページを御覧ください。

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う子ども・子育て支援金制度の創設及び国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税率の改正及び地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、76ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第2条第1項第1号では子ども・子育て支援納付金を、77ページ、第4号では子ども・子育て支援納付金課税額を、第5項では子ども・子育て支援納付金課税額の賦課方式を規定するものでございます。

前の第2項及び第3項では、課税限度額の引上げを行うもので、基礎課税額は65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額は24万円から26万円に引き上げ、所得の多い世帯に応分の負担をお願いするものでございます。

78ページ、第3条第1項では字句の整理を、第5条及び第5条の2では医療分に当たる被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改正し、79ページから80ページの第9条の4から第9条の7では子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額を規定するものでございます。

80ページ、第24条の国民健康保険税の減額の規定では、第1項において、政令改正に併せて基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の規定を、同項第1号から第3号の各号においては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を所得に応じて7割、5割及び2割に減額する額の改正を、86、87ページの第2項において、未就学児均等割軽減額を、87、88ページの第3項において、出産被保険者に対する軽減額を規定するものでございます。

88ページ以降の附則におきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の規定に伴う条の追加でございます。

この国民健康保険税率の改正及び課税限度額の引上げにつきましては、美浜町国民健康保険運営協議会へ諮問し、去る令和7年2月5日付で、いずれも「適当である。」との答申をいただいております。

なお、施行日につきましては令和8年4月1日でございます。

次に、議案第19号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてでございますが、令和8年度から、いわゆるこども誰でも通園制度が全国の市町村において本格実施となることから、事業を運営するものが守るべき基準を定めるため、本条例の制定をお願いするものでございます。

101ページ、条例本文を御覧ください。

第1条では、この条例の趣旨を規定しております。

第2条では、事業の運営に関する基準を、国が定める基準とするとしております。

なお、施行日につきましては令和8年4月1日でございます。

次に、議案第20号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、

103ページ、新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、第2条第5項において指定袋の種類に容量10リットルを加えております。同じく第2条について、不要である第2号及び第3号の定義を削り、第4号及び第5号をそれぞれ繰り上げる整理をしております。

また、別表において、104ページ、容量20リットルの下に1行加え、新設する容量10リットルの指定袋1枚当たりの手数料の金額を定めております。

なお、施行日につきましては令和8年4月1日でございます。

議案第18号から議案第20号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

次に、議案第21号 町道路線の廃止及び認定についてでございますが、109ページ、資料3を御覧ください。

まず、町道1042号線、1045号線につきましては、現在愛知県が整備中の国道247号常滑美浜バイパス工事の区域内となっております。このたびバイパス工事が完成し、来る3月28日土曜日から国道として供用が開始されるため、路線の廃止をするものでございます。

次に、110、111ページを御覧ください。

広域農道としての位置づけもある町道3332号線、3212号線の2路線につきましては、国の補助金を活用した県営経営体育成基盤整備事業で舗装の修繕を予定しております。

しかしながら、国の補助要件により町道認定を外す必要があるとのことございましたので、今回、路線の全部または一部区間を農道に移管して事業を進めるため、町道路線の廃止及び認定をするものでございます。

議案第21号の説明は、以上でございます。

○地域戦略課長（下村充功君）

次に、議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明しますので、補正予算書の24、25ページを御覧ください。

1款、1項、1目議会費、議会運営事業では、常任委員会視察に係る人数及び交通手段の変更による旅費の減額並びに議会だよりのページ数の減による印刷製本費の減額を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、通信運搬費の減及び時間の時間外勤務手当の増を、2目人事管理費の人事管理事業では、会計年度任用職員の報酬の増を、当初見込みより回数等が少なかったことによる町長車等運転業務手数料及び職員健康診断委託料の減を、5目会計管理費の会計管理事業では、口座振込手数料の減を、6目財産管理費の物品出納事業では、事務用消耗品の減を。

7目企画費の企画事業では、26、27ページを御覧ください。報酬の減及び事業費確定による町政70周年記念事業交付金の減を、地域協働事業では、当初見込みより申請件数が少なかったことによるまちづくりエンジョイぷらん交付金の減を、国際交流事業では、事業費確定による国際交流事業委託料の減を、8目電子計算費の電算管理運営事務では、消耗品費並びに通信運搬費の減、事業費確定による委託料並びに使用料及び賃借料の減を、11目基金費の基金積立事業では、基金の預金利子の増による積立金の増を計上いたしました。

28、29ページを御覧ください。

3項、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務では、振り仮名記載に係るシステム改修業務委託料を計上いたしました。

4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費では、昨年7月に執行された選挙により事業費が確定したことによる

減を計上いたしました。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費の老人福祉事業では、当初見込みより利用者が少なかったことによる高齢者タクシー料金助成事業費の減を、介護保険事業では、介護保険特別会計への繰出金の減を、3 目障害者福祉費の地域生活支援事業では、当初の見込みより派遣が少なかったことによる意思疎通支援事業及び町主催意思疎通支援事業委託料の減を計上いたしました。

4 目福祉医療費の福祉医療費支給事業では、30、31ページを御覧ください。当初見込みより少なかったことによる障害者医療費、精神障害者医療費及び子ども医療費の減を、6 目国民健康保険費の国民健康保険事業では、国民健康保険特別会計への繰出金の増を、7 目高齢者医療事業費の後期高齢者医療事業では、広域連合の事業費確定による事務費負担金の減を、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総費の妊婦支援給付事業では、見込みより増えたことによる妊婦支援給付金の増及び出産・子育て応援交付金の過年度返還金を、4 目特定教育保育施設給付事業費の特定教育保育施設給付事業では、知多大和幼稚園に対する給食費軽減対策支援金の増を、当初見込みより利用が少なかったことによる施設型給付費及び地域型保育給付費の減を計上いたしました。

32、33ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費の健康診査事業では、受診者が見込みより少なかったことによるがん検診及び歯周疾患検診委託料の減を、予防接種事業では、接種者が見込みより少なかったことによる各種予防接種委託料の減を、3 目保健対策費の母子保健事業では、利用者が込みより少なかったことによる産後ケア委託料の減、出生数が見込みより少なかったことによる妊婦乳児健康診査委託料の減及び母子保健衛生費国庫負担金の過年度返還金を。

4 目環境対策費の環境対策事業では、事業費確定による各種環境調査に係る手数料の減及び見込みより申請件数が少なかったことによる住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の減を、浄化槽整備事業では、合併処理浄化槽の申請が見込みより少なかったことによる整備事業補助金の減を、集中浄化槽運営事業では、美浜緑苑団地の集中浄化施設等の移管手続の遅れにより未執行のため、浄化槽事業法適用支援業務委託料の減を計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

3 項、1 目知多南部衛生組合分担金については、組合事業において事業費確定による支出の減等により、分担金の減を、4 項、1 目知多南部広域環境組合分担金については、組合事業において事業費確定による支出の減等により、分担金の減を計上いたしました。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費の農業振興事業では、事業費確定による各種補助金の減を、5 目農地費の土地改良事業では、事業費確定による県営防災ダム事業費負担金の増を計上いたしました。

3 項水産業費、2 目水産業振興費の水産業振興事業では、36、37ページを御覧ください。

事業費確定による各種補助金の減を、7 款1 項商工費、3 目観光費の観光施設等維持管理事業では、事業費確定による観光施設整備事業補助金の減を計上いたしました。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費の道路新設改良単独事業では、事業費確定による工事請負費及び土地購入費の減を、道路新設改良国補助事業では、事業費確定による委託料の減及び橋の架け替え事業の計画見直しによる工事請負費の増を、道路新設改良県補助事業では、電柱移転が電力会社の負担になったことによる電柱移転補償金の減を、狭隘道路整備事業では、事業費確定による委託料及び土地購入費の減を計上いたしました。

38、39ページを御覧ください。

3項河川費、2目河川維持費の河川維持管理事業では、工事内容の見直しによる工事請負費及び電柱移転補償金の減を、4目排水路新設改良費の排水路新設改良事業では、事業費確定による工事請負費の減を、5項都市計画費、1目都市計画総務費の都市計画総務事務では、見直しの必要がなくなり未執行のため、都市計画マスタープラン中間見直し検討業務委託料の減を、建築物耐震改修促進事業では、当初見込みより申請が少なかったことによる委託料及び補助金の減を、空家等対策事業では、当初見込みより申請が少なかったことによる補助金の減を、6項住宅費、1目住宅管理費の住宅管理事業では、事業費確定による量水器取替工事負担金の減を計上いたしました。

40、41ページを御覧ください。

9款、1項消防費、4目災害対策費の災害対策事業では、事業費確定による工事請負費の減及び避難所となる小中学校体育館への可搬型非常用発電機及び南部体育館に可搬型空調設備並びに非常用発電機を整備するための備品購入費を計上いたしました。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、教職員健康診断検査委託料の減を、国際交流事業では事業費確定による旅費の減を、3目義務教育振興費の義務教育振興事業では、事業費確定による学校ネットワークアクセスメント委託料の減を、いじめ不登校対策事業では、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の減を計上いたしました。

2項小学校費、1目学校管理費の小学校運営事業では、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の減を計上いたしました。

2目教育振興費のスクールバス運営事業では、42、43ページを御覧ください。見込みより運行回数が少なかったことによる運行管理業務手数料の減を、3項中学校費、1目学校管理費の中学校運営事業では、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の減を、4項社会教育費、1目社会教育総務費の河和南部文化交流館運営事業では、事業費確定による工事請負費の減を、5項保健体育費、2目体育施設費の運動公園地域活性化事業では、時間外勤務手当、光熱水費、修繕料及び備品購入費の減及び国の補助金が補正予算に計上されたことによりスポーツまちづくり支援業務委託料を計上いたしました。

44、45ページを御覧ください。

3目学校給食センター運営費の学校給食センター運営事業では、給食配送管理手数料、検便手数料など事業費確定による手数料の減及び事業費確定による工事請負費の減を計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書の16、17ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金においては、当初見込みより利用が少なかったことによる子どものための教育・保育給付費負担金の減を、3節保険基盤安定負担金においては、負担金の確定に伴う増を、7節妊婦支援給付交付金においては、給付金の増に伴う交付金の増を、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金においては、スポーツまちづくり支援事業への新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の増を、避難所への資機材整備事業への新しい地方経済・生活環境創生交付金（地方防災緊急整備型）及び振り仮名記載に係るシステム改修事業への社会保障・税番号制度システム整備費補助金（住基・戸籍関係）を、5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金においては、道路メンテナンス事業補助金について補助金交付決定による減を、2節都市計画費補助金においては、今年度の事業費見込みにより、狹隘道路整備及び住宅耐震改修に係る社会資本整備総合交付金の減を計上いたしました。

6目教育費国庫補助金、3節教育総務費補助金においては、事業費確定による公立学校情報機器活用支援体制

整備費補助金の減を、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金においては、当初見込みより利用が少なかったことによる施設型教育・保育給付費等負担金の減を、3節保険基盤安定負担金においては、負担金の確定に伴う増を。

18、19ページを御覧ください。

2項県補助金、1目総務費県補助金においては、補助金交付決定による元気な愛知の市町村づくり補助金の増並びにアジア・フレンドシップ推進事業費補助金を、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金においては、福祉医療費補助金の減を、2節児童福祉費補助金においては、知多大和幼稚園に対する保育所等給食費軽減対策支援を、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金においては、事業費確定に伴う各種補助金の減を、3節水産業費補助金においては、事業費確定に伴う漁村活性化総合対策事業補助金の減を、6目土木費県補助金、2節都市計画費補助金においては、当初見込みより申請利用が少なかったことによる民間木造住宅耐震診断費並びに改修費補助金の減を、8目教育費補助金、1節教育総務費補助金においては、事業費確定に伴うラーケーション推進事業費補助金の減を計上いたしました。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金においては、事業費確定による愛知万博理念継承コンテンツ委託金の減を、3節選挙費委託金においては、事業費確定による参議院議員通常選挙執行委託金の減を計上いたしました。

20、21ページを御覧ください。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金においては、各種基金の預金利子の増を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、今予算の財源超過に係る財政調整基金繰入金の減を、2目減債基金繰入金においては、財源振替による減債基金繰入金の減を、5目教育施設整備基金繰入金においては、体育館への資機材整備に伴う教育施設整備基金繰入金の増を計上いたしました。

21款諸収入、4項、3目、4節雑入においては、事業費の確定によるデジタル基盤改革支援補助金の減を、交付金の交付決定による総務市町村振興協会基金交付金並びに市町村振興協会新宝くじ交付金の減を、アジア・フレンドシップ事業助成金を計上いたしました。

22款、1項町債、2目農林水産業債においては、県営防災ダム事業に係る自然災害防止事業債の増を。

22、23ページを御覧ください。

3目土木債、1節道路橋梁債においては、事業費確定による道路整備事業債の減を、2節河川債においては、事業費確定による緊急自然災害防止対策事業債の減を、6目、1節減収補填債を計上いたしました。

次に、7ページ、第2表繰越明許費補正を御覧ください。

令和8年度に繰り越す事業に、2款総務費、1項総務管理費の巡回バス購入事業をはじめ御覧の7事業を追加するものでございます。

次に、8ページ、第3表債務負担行為補正を御覧ください。

債務負担行為の総合公園整備事業委託料について、期間を3年短縮し令和7年度まで、限度額を1億1,284万3,000円減額し、3億8,352万4,000円に変更するものでございます。

次に、9ページ、第4表地方債補正を御覧ください。

新たに減収補てん債1億6,670万円を追加し、自然災害防止事業債について、限度額を650万円から950万円に、道路整備事業債について、限度額を270万円から250万円に、緊急自然災害防止対策事業債について、限度額を3,250万円から1,770万円に変更するものでございます。

議案第22号の説明は、以上でございます。

○住民課長（柴田香緒君）

次に、議案第23号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の64、65ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、一般管理事業において、資格確認書及び資格情報のお知らせに係る印刷製本費、通信運搬費及び委託料を、100万円減額計上いたしました。

5款、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、基金積立事業において、507万1,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、62、63ページを御覧ください。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金において、保険基盤安定負担金の確定に伴い増額を、事務費及び福祉医療波及分の見込額を減額計上いたしました。

次に、議案第24号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の80、81ページを御覧ください。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金において、被保険者から納付された保険料を広域連合へ納付する広域連合納付金に不足が生じる見込みですので、増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、78、79ページを御覧ください。

1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料において、現年度分における保険料の収納額が多くなる見込みですので、歳出と同額を増額計上いたしました。

議案第23号及び議案第24号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（夏目貴子君）

次に、議案第25号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の96、97ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、介護保険システム改修委託料の国庫補助金額の確定により財源更正し、介護総合事業システム使用料及び介護保険システム使用料を、使用期間の変更に伴い54万円を減額計上いたしました。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では、介護認定審査会委員の欠席などにより、報酬を50万円減額計上し、2目認定調査等費において、会計年度任用職員の社会保険料を社会保険料率減少により40万円減額計上し、主治医意見書作成数の減に伴い、手数料を90万円減額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。94、95ページを御覧ください。

歳出の介護保険システム改修事業委託料の財源更正は、2款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険事業費補助金を増額計上し、6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費等繰入金において、同額を増額計上いたしました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費等繰入金は、歳出の介護総合事業システム使用料、介護保険システム使用料、介護認定審査会委員報酬、会計年度任用職員の社会保険料、主治医意見書作成手数料の減額により、減額計上いたしました。

議案第25号の説明は、以上でございます。

○建設課長（平野恵司君）

次に、議案第26号 令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに、

歳出から御説明しますので、補正予算書の112、113ページを御覧ください。

1 款、1 項、1 目土地取得費、土地取得事業において、本年度の事業実績がなかったため、減額計上いたしました。

2 款、1 項、1 目土地開発基金費、土地開発基金事業では、預金利子の増により、土地開発基金繰出金を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。110、111ページを御覧ください。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目土地開発基金運用収入、土地開発基金利子において、預金利子の増により歳出と同額を増額計上いたしました。

2 款雑収入、1 項、1 目土地開発基金借入金では、本年度の事業実績がなかったため、減額計上いたしました。議案第26号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（中村裕之君）

失礼いたします。発言の訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど私、議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部改正する条例についての御説明をさせていただきま
す中で、国民健康保険税率の改正及び課税限度額の引上げについては、美浜町の国民健康保険運営協議会に諮問
するという御説明をさしあげました、その日にちを私、間違えまして、令和7年2月5日付と申しましたが、正
しくは令和8年2月5日でございますので、おわびして訂正を申し上げます。失礼いたしました。

○議長（野田増男君）

報告第1号 専決処分事項の報告についてから議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで
の説明が終わりました。

○議長（野田増男君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月3日を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、3月3日を休会することに決定しました。

来る3月4日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時17分 散会〕

令和8年3月4日（水曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第2号）

令和8年3月4日（水曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	都筑新悟君
3番	大嵯暁美君	4番	廣澤毅君
5番	荒井勝彦君	6番	大岩靖君
7番	丸田博雅君	8番	橋場友昭君
9番	野田謙弥君	10番	中須賀敬君
11番	野田増男君	12番	森川元晴君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	学校教育課指導主事	井上東君
生涯学習課長	戸田典博君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	宮崎典人君	議会係長	江本真実君
--------	-------	------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

傍聴に来ていただきありがとうございます。本日は6名の議員が一般質問を行います。長丁場になりますが、最後までよろしくをお願いします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いします。それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、9名の議員より質問の通告をいただいております。本日は、そのうち6名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおきましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員におきましては、誠実で簡明な答弁をされるようお願いします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後の再質問においては一問一答とします。なお、質問に徹することを心がけ、要望やお願いを述べることは慎んでいただくようお願いします。

最初に、6番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔6番 大岩靖君 登席〕

○6番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。チャレンジみはま所属、6番 大岩靖。

事前に議長宛てに通告いたしました一般質問通告書に基づいて、壇上より質問させていただきます。

多くの町民の方々も御存じだと思いますが、先月2月16日より21日まで、美浜町内6学区におきまして学校再編住民説明会が開催されました。8年間にわたる今までの経緯、それについての説明、また新たな提案、アンケート結果報告など、長年にわたりいろいろ試行錯誤してきた結果、町民の方々に、特に子育て中の保護者の方々の期待に応えることが困難になり、大変残念な結果報告となり申し訳ないと説明されておりました。

以前、我々美浜町議会も、運動公園陸上競技場の建設をめぐり、町民の方々に説明不足も含め多大な御迷惑をおかけしたことに對し、サブアリーナで当時の議員全員が頭を下げおわびしたことを思い出しました。今回の報告も、大変苦渋の決断をされたことと思われまます。

ただ、この学校再編計画は、今後も避けて通ることのできない美浜町のこれからの大きく左右する大変重要なことです。私も、議員として美浜町の将来を考え、この学校再編の質問を2年近くしてきました。過疎化が進み、

美浜町の今後の姿が見えてきません。私も含め、町民の方々も、今後の美浜町の明るい姿が描けるためにも、以下の質問をいたします。

大項目 1、美浜町の将来的な都市計画と学校再編について。

美浜町の学校再編計画は、検討開始から既に 8 年が経過しています。当初は、日本福祉大学敷地内を候補地とし、その後、開校年度延期、候補地の見直し、そして、候補地は河和中学校敷地内と方針転換されました。

しかし、小中一貫校の入学予定者の保護者などを対象としたアンケートでは、河和中学校敷地内案に対し反対意見が多く示され、さらに最近では、東部・西部地区それぞれで小学校を 1 校に統合するという新たな案が示されるなど、計画が二転三転している状況です。こうした経緯は、町民、とりわけ保護者や地域住民に将来への不安を与えていると感じています。

そこで、学校再編を単なる施設配置の問題として捉えるのではなく、美浜町の将来像や都市計画とどう整合させているかについて、以下の質問をいたします。

(1) 学校再編と都市計画の位置づけについて。

学校再編計画は、都市計画マスタープランや人口減少対策、居住誘導、公共施設再編の中でどのように位置づけているのですか。

(2) 学校再編の方針転換が繰り返された理由と想定していた将来像について。

日本福祉大学敷地内案から河和中学校敷地内案、さらに東部・西部それぞれで小学校を 1 校に統合する案へと方針が変更されてきましたが、それぞれの段階での判断理由と想定していた将来像はどういうものだったか伺います。

(3) 保護者や地域住民が抱く不安の認識について。

保護者アンケートで反対意見が多く示されたことや計画変更が続いている状況について、町民の不安をどのように受け止めていますか。

(4) 東部・西部地区に小学校を各 1 校とする案の都市計画での位置づけについて。

東部・西部で小学校を各 1 校に統合する案は、通学環境、地域コミュニティーの維持、将来的な人口分布の誘導といった観点から、都市計画上どのような効果や課題があると考えていますか。

(5) 将来の美浜町を考えた都市計画をどのように捉えているか。

今後 10 年、20 年先を見据えたとき、美浜町をどのようなまちにしていきたいと考えていますか。将来のビジョンをお示しく下さい。

(6) 今後の都市計画上での学校の役割は。

美浜町の将来のビジョンの中で、学校は地域の核としてどのような役割を担うべきと考えていますか。

大項目 2、日本福祉大学との関係性について。

令和 6 年 2 月に大学と覚書を交わしましたが、その後大学との話し合いが進まず、候補地の再検討となるなど、大学との関係性がよく理解できません。今後の美浜町の学校教育の中で、美浜町の特色である大学との連携はさらに重要となると考え、美浜町の方針を確認したいので、以下の質問をいたします。

(1) 学校再編後の大学との連携は。

候補地が二転三転した経緯を踏まえ、今後、大学側との連携は取れるのですか、お聞きします。

(2) 覚書はその後どうなったのか。

以前、大学と交わした覚書を白紙にしてから、候補地の再検討に入ったのですか、お聞きいたします。

以上で、壇上からの質問を終了します。明確な答弁を求めます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

おはようございます。

議長の言われたように誠実で簡明な、そして議員言われるような明確な答弁を心がけてまいります。

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町の将来的な都市計画と学校再編についての御質問の1点目、学校再編と都市計画の位置づけについてでございますが、都市計画マスタープランとは、本町の最上位計画である美浜町総合計画に基づき、都市計画の観点からまちづくりの基本的な方針を定めるものであり、人口減少対策、居住誘導等につきましては総合計画に即しておりますが、学校再編計画を位置づけるものではございません。

次に、御質問の2点目、学校再編の方針転換が繰り返された理由と想定していた将来像についてでございますが、学校再編の方針転換が繰り返された理由につきましては、当初の方針で整備を目指した日本福祉大学から無償で借用できる用地での整備については、想定以上に事業費が必要であることが判明したため断念いたしました。

次に、方針として皆様にお示ししたのが、河和中学校の敷地内に野間中学校を統合し、小学校の校舎と体育館のみを整備する案であります。これは、現状において考えられる実施可能な小中一貫校整備のための案でしたが、これまで日本福祉大学の敷地内での整備、小中一貫校として小学校と中学校を同時に整備するとしてきたこれまでの説明と大きく異なることから、保護者の意向を確認することにいたしました。

今回行った意向調査の結果は、賛否ほぼ同数となりましたが、西部の小学校区全てにおいて反対が大きく上回っており、総合的に判断し、河和中学校に小学校を整備するとした案については断念することとしましたというのが、整備計画案が変更されてきた理由でございます。

次に、想定してきた将来像でございますが、少子化が進む中であっても、クラス替えができ、部活動の選択肢が広がる適正規模の学校であり、その中において小中一貫校のよさと日本福祉大学との連携による魅力ある教育を進めていく、それが目指してきた将来像でございます。

次に、御質問の3点目、保護者や地域住民が抱く不安の認識についてでございますが、これまで行ってきた小中一貫校整備に係る説明会においては、参加者の7割程度の方が再編することに理解を示されており、日本福祉大学の敷地内とする説明でも、同様に7割程度の参加者から御理解をいただいております。

小学校、保育所においても、おおむね御理解をいただいていたと考えておりましたが、今回、河和中学校の敷地内という方針案に対して、特に西部地区の小学校区の保護者の皆様から賛同できないとのお答えをいただきました。これは、日本福祉大学敷地内への整備を期待されていたことに対する失望、あるいは小中学校同時に整備するとしてきた説明と異なるなどといった要因が考えられます。

一方で、約半数の方は今回の案に賛同いただいております、学校再編の必要性は皆様に御理解いただいていると考えております。

現段階においては、一貫校整備は一旦見送りとなりましたが、これまでワークショップなどで保護者の皆様と検討してきた小中学校の連携した教育、郷土教育などは既存の校舎であっても進めていくことは可能であり、できることから着実に実施し、魅力ある学校づくりを推進していくことが保護者の皆様の不安解消につながるものと考えております。

次に、御質問の4点目、東部・西部地区に小学校を各1校とする案の都市計画での位置づけについてござい

ますが、統合による課題は当然ございますが、都市計画法に基づく土地利用、道路計画等においては、現状と変わりありませんので、都市計画上の効果、課題があるとは考えておりません。

次に、御質問の5点目、将来の美浜町を考えた都市計画をどのように捉えているかと、御質問の6点目、今後の都市計画上での学校の役割については関連がございますので、併せてお答えいたします。

都市計画に定めなくとも、小中学校は地域の核であると考えますが、将来的なビジョンといたしましては、学校再編計画により新たな学校建設地が定めれば、そこを拠点と位置づけ、市街地の誘導、通学路の整備等、学校周辺にふさわしいまちづくりを進めることになると考えております。

次に、日本福祉大学との関係性についての御質問の1点目、学校再編後の大学との連携についてはでございますが、日本福祉大学とは必要に応じて連絡調整を行っており、今後も引き続き連携していくことを確認しております。

次に、御質問の2点目、覚書はその後どうなったのかについてでございますが、今年度実施いたしました建設候補地調査においては、大学敷地内も含まれていたため、白紙にすることではなく調査を進めてまいりましたので、よろしく願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○6番（大岩 靖君）

それでは、順番に再質問させていただきます。

まず初めに、美浜町の最上位計画になっている都市計画マスタープランで、人口減少対策、居住誘導などを考えると、教育施設の配置は都市構造に大きく影響すると考えられますが、学校再編計画と都市計画マスタープランの整合性について、美浜町の考えをお聞きいたします。

○都市整備課長（平野和紀君）

町長答弁でもございましたが、先ほど大岩議員、町の最上位計画をマスタープランと今おっしゃいましたが、町の最上位計画は総合計画でございますので、そこはちょっと訂正をお願いしたいと思います。

その中で、学校再編計画も都市計画マスタープランも、最上位計画である総合計画に即してそれぞれの分野で町としての方針を示すものでありますので、どちらが上位ではなくて同列という位置づけでございます。

整合性につきましては、都市計画マスタープランの中に、学校施設は美浜町小中学校再編のための基本構想に基づき適正な教育環境を確保するため、規模の適正化を行うという表記もございますので、整合性は取れていると考えております。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○6番（大岩 靖君）

それでは、整合性は取れているということで、それは含まれているというふうに捉えてよろしいですか。そういう意味ですね。

○都市整備課長（平野和紀君）

含まれているというか、関連性がある計画という意味でございます。

○6番（大岩 靖君）

それでは、じゃ、学校というのは、地域のコミュニティーの核であり、都市計画上で重要な公共施設だと思います。にもかかわらず、都市計画マスタープランに学校再編が位置づけられていない理由について、どのような整理で判断されたのか、具体的に説明してください。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、都市計画としての考え方といたしまして、いわゆる市街化調整区域の中に町内の既存の小中学校を全て集約し、新たに小中一貫校を建設する場合には、新たな教育拠点及び土地利用の観点からも都市計画マスタープランに位置づける必要はあると考えますが、既存の学校を活用する場合や市街化区域に小中学校を建設する場合には、位置づける必要はないと考えてございます。が、学校は、重要な都市施設の一つでございますので、都市計画マスタープランが示す都市の将来像の中心的な施設で、重要な公共施設であることは議員のおっしゃるとおりでございます。ですので、マスタープランに位置づけがなくとも、都市計画上の重要な施設であることには変わりございませんので、よろしく願いいたします。

○6番（大岩 靖君）

縦割り行政というのは意味が何となく分かるんですが、都市計画と教育行政は別分野というのは分かるんですが、人口減少対策や居住誘導などを示す計画に学校配置が影響しないとは考えにくいと思います。

具体的に、じゃ、美浜町の美浜庁内の部署で、例えば今言われるように、都市計画と教育行政というのは別であるのであれば、美浜庁内の部署でそれを整理していく予定があるのかどうか、お聞きします。

済みません。どこの部署が、それを担当してやっていくのか、お聞きします。

○都市整備課長（平野和紀君）

どこの部署と言われますと、当然、そこには事業課、学校の施設は教育委員会がやるんですけども、例えば土地利用に関しては都市整備課が意見を言いますし、防災面でしたら防災課だとか、あと、そこが、土地に農地があれば産業課が担当したりだとか、いろいろ部署が担当することになって、意見を言って適正な配置かどうかは決めていくことになるかと考えております。

○6番（大岩 靖君）

いやいや、学校を再編させる場合のことに、教育も含めた教育部と今の都市計画は、直接、学校再編に関わる部署をどこが調整してやるんですかということをお聞きしたいんです。

○学校教育課長（近藤淳広君）

今、学校再編についてという質問でしたので、私が答弁させていただきます。

学校再編計画につきましては、当然、美浜町教育委員会の学校教育課が主体となっております。これまでも申し上げておりますが、やはりいろいろな大きなことが関わってきますので、財政部局ですとか道路の部局、また都市整備の部局、いろいろな部局をまたいだ学校再編に係る庁内の組織、学校再編推進委員会という会議を設けて、そういったいろいろな角度から物事を見るという学校再編について考える組織を実施しております。

○6番（大岩 靖君）

何となく分からない部分もあるんですが。

実は、国も、2015年以降、国土交通省とそれから文部科学省が連携し合って都市計画していきなさいという指針が出ておりますので、またその辺も、美浜町の中もやっぱりその方向で考えていただきたいと思って、今、質問いたしました。

それでは、先ほど第1答弁で、将来の美浜町を考えた都市計画をどのように捉えているかとの質問と、今後の都市計画上での学校との役割はといった質問に、関連があると答弁し、都市計画と学校再編は別分野とって先

ほど言っていますので、それぞれの質問に対してもう一度答弁していただきたいと思います。

○都市整備課長（平野和紀君）

それぞれでちょっと説明させていただきますけれども、まず、最初、将来の美浜町を考えた都市計画をどのように捉えているかという御質問につきましては、これ、漠然となってしまいますが、現行の都市計画マスタープランに示すまちづくりを進めていくというのが回答かなというふうに考えておりました、もう一つの今後の都市計画上での学校の役割はという御質問では、一般論として申し上げますと、学校は、教育の場にとどまらず、地域を守る防災の拠点だとか、多世代が交流するコミュニティの拠点等の役割があると考えております。

○6番（大岩 靖君）

なかなかはっきり分からないところが多いと思いますが、しっかりその辺は庁舎内で調整し合って進めていただきたいと思います。

それでは、美浜町は、今後、今の都市計画を含めて拠点集約型のまちづくりを目指すのか、現状の分散型のまちづくりを目指すのか、町長のまちづくりに対する基本姿勢を伺います。

○町長（八谷充則君）

現行の都市計画マスタープランでは、都市の将来像として、美浜町の東部・西部の市街化区域を拠点と位置づけ、その拠点と拠点をネットワークで連携するまちづくりを目指すこととなっております。

議員のおっしゃる拠点集約型のまちづくりの意味が、町内1か所に住宅地、公共施設、交通インフラを全て集約してコンパクトな市街地を形成することを指すのであれば、現実的には難しく、目指すまちの姿としては考えておりません。

都市計画マスタープランの示すとおり、それぞれの地域が拠点となり、ネットワークでつなぐことで、その地域の伝統・特性を生かし、地域コミュニティが維持できるまちづくりを目指すべきであると考えております。

○6番（大岩 靖君）

1つだけ安心というか。確かに今のコンパクトシティというのは、今、町長おっしゃるとおりいろいろな弊害も確かに出てくるのが結構あるということで、そこに集中しちゃうと、逆に人口がそこに集中するだけで、周りがどんどん過疎化してくるというのが結構示されていますので、今の町長がおっしゃるように、いろいろな連携で、地域、美浜町としての連携が取れば最高かなと思っております。

それでは次に、学校教育課にお聞きします。

当初予定していた日本福祉大学敷地内で、無償で借用できる用地はいつ決定しましたか。また、想定以上に事業費が必要と判明したのはいつですか、お聞きします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

大学敷地内で無償借用できる用地はいつ決まったのかということでございました。

先ほど大岩議員ありました覚書というのを大学と町が交わしております。覚書を交わしたのが令和6年2月でございますので、そのときに用地が決まって進んでいたというふうに解釈していただければよろしいかと思います。

また、想定以上に事業費が必要だと判明したのはいつかということでございました。

ちょうど昨年度、大学の敷地内での小中一貫校の整備をやるために、小中一貫校基本計画というのを策定しました。その策定をしている中で、そういったことが判明しましたので、実際には昨年度末、令和7年3月でございます。

○6番（大岩 靖君）

それでは、今、想定以上の事業費により、日本福祉大学敷地内を断念した後、大学敷地内を含む周辺及び既存の美浜町内の学校施設を利用するという3か所の候補地の選定に入ったはずなのですが、当初の3候補地の中に河和中学校敷地内に小学校を建設し、西部地区全ての学校を河和中学校敷地内に集約する案は含まれていたのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

先ほど申し上げた基本計画の策定の中で、大学敷地内になかなか難しいと、困難だということが分かってきましたので、今年度、今、議員言われたのは、今年度実施しました候補地の調査でございます。再調査でございます。それが、議員言われるように、大学の敷地内でもう一回ほかにもいい場所があるかどうかということと、大学周辺がどうかということ、あと、既存の小中学校の用地、いわゆるそれが3つの候補地なのですが、その中で具体的に5つの候補地、先日の保護者説明会ですとか住民説明会でお示しました、その大ききは3つの候補地の中の具体的に5つの中で検討をしてみたい。その中で、小中一貫校を整備するにはどこがいいかということで、できる得る場所が河和中学校という判断をしたわけなのですが、そのときには小中一貫校を目指しておりますので、当然、質問にありました西部地区の学校を河和中学校に集約するという案は、当然含まれていました。小中一貫校ですので、当然含まれておりました。

○6番（大岩 靖君）

先ほど答弁の中で、日本福祉大学敷地内での事業費が想定以上にかかり断念した。次の方針で、河和中学校内に野間中学校を統合し、小学校と体育館を整備する案が示されましたと言われましたが、その案が示される前に、美浜町内で今の3候補地の選定に1年近くかかって、今年に入って二、三か月という短期間で、河和中学校内に西部地区の学校全てを統合すると言われました。なぜ、急にその案が提案されたのか、理由を教えてください。開校年度が延び、予定開校年度の生徒数から、単純に受入れの敷地面積で判断されたのですか。その点をお聞きします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

今、申し上げました3つの候補地、大学の敷地内、正確には大学敷地内のいわゆる北の部分と、正面玄関に近い部分と奥の部分で2か所、周辺部は1か所、既存の学校7校ありますので7校、5つの小学校と2つの中学校、全ての条件を議員の皆様にもお知らせさせていただいておりますが、そういった7つの小学校全て調べた中で、河和中学校にならできるという判断をしたのですが、財政上の理由などから、もともとは同じ敷地内に新しい小学校と新しい中学校を全部建設したいと私たちは思っていたのですが、既存の校舎を活用したらどうかということも、町民の皆さん、また議員の皆さんからも言われておりましたので、既存の中学校の校舎を使う、武道場も使う、体育館も使う。新しい小学校と新しい小学校の体育館を河和中学校の敷地内にやるのであれば、小中一貫校として整備できるのではないかとというふうな判断をして、そういう説明をしてみたい。

○6番（大岩 靖君）

いや、この短期間の二、三か月で変わったというのを、ちょっともう一度お聞きしています。なぜ二、三か月の間にそういうふうな判断をされたのですかということ。

○教育部長（谷川雅啓君）

先ほど課長が申しましたとおり、当初、河中に小中学校を新しくする、整備するという案が出て事業費が出ました。その中では、当初予定していた返済額で済むことが想定されたのですが、金利の上昇等がございますので、ちょっと難しいという、財政状況を踏まえて難しいという判断をいたしました。

それから、何とか小中一貫校を整備できないかということで方法を探りました。それが、その二、三か月です

か、その間に既存の学校の校舎や武道場、体育館を使用して小学校のみを建てる案であれば、事業費的にやれるということで、その間、二、三か月要したということですので、よろしくお願いいたします。

○6番（大岩 靖君）

これまで数年間、学校再編を単なる統廃合ではなく、新たな学校教育の場、美浜町の特色を生かした魅力ある学校づくりと、いろいろなところ、メディアも含めですが発表してきましたが、今回の保護者アンケートの結果で、西部地区、東部地区、それぞれ小学校1校、中学校1校という案が示されました。これは単なる統廃合だと思いますが、美浜町としてどのように考えていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校再編、私たちは小中一貫校を目指してきておりました。これは、学校再編の単なる統廃合ではなくて、美浜町の特色を生かした新たな学校教育の創造をしたいというふうに申しておりました。

今、こうして私たちが申し上げている学校再編の在り方につきましては、東・西で小学校が1校ずつ、中学校は1校ずつという形でございます。これは、東・西の小学校の、中学校の連携、小中連携がしやすい形だと思っております。そういった小中連携の拡充と、あと大学、これ、学校再編の日本福祉大学の敷地内というふうに候補地になる前から、大学とは今でもやって連携をしておりますし、大学と連携した教育というのを美浜町としては進めておりますので、小中連携と大学連携、そういった特色を生かした教育をしていきたいということですので、単なる統廃合ではないと考えております。

○6番（大岩 靖君）

それでは、ちょっと最後の質問になるんですが、先ほど一貫校の整備を一旦見送ると答弁しましたが、できることから着実に実施し、魅力ある学校づくりを推進していくと言われております。

具体的にどう魅力ある学校づくりにしていくのか、お答えください。これから考慮するというのではなく、確実性のある目標を示してください。

○町長（八谷充則君）

小中学校の施設整備は見送ることとなりましたが、目指すべきところは、子育て世代に選ばれる教育環境であり、子供たちの笑い声のあふれる学校、子供たちが行きたくなる、保護者が通わせたいと思える学校でございます。

これまで検討実施を進めてまいりました9年間を見据えた小中学校の連携教育、郷土教育に加え、日本福祉大学付属高校などとの連携による児童生徒の個々の個性・能力を伸ばすことのできる教育を、今ある施設の中でもできることから実施をし、それを保護者、町内外に発信してまいりたいと考えております。

○6番（大岩 靖君）

済みません、1つ質問を確認するのを忘れました。

最終的な今の案としては、東部地区、西部地区、各小学校、中学校1校ずつ残すという案を示されていますが、これ、そもそも中学校は今、西部、東部1校ずつをそのままと今示していますけれども、そもそもは、野間中学校の生徒数が減ると、これは単学級になるのを避けたいというのが発端だと思います。

中学校、今2校あるんですが、町長にお聞きします。野間中学校、河和中学校、今示している案のほかに、例えば中学だけでも統廃合ということは考えていますか。それだけお答えください。

○町長（八谷充則君）

議員の御質問は、今後の皆さん、いろいろな議員さんが御質問になっている内容でございますので、先に答弁のような形になってしまいますけれども、今回、議員のおっしゃるとおり、この小中一貫校を始めるきっかけに

なったのは、そもそも中学校が単学級になるということが発端でございました。それが、検討を重ねる経過の中で、子供の生まれる数が劇的に減ってまいりまして、むしろ小学校の学級、いわゆる本当に少ない少人数、複式学級をどうするのだというところに焦点が若干移ったところがございます。

そして、今回、アンケート調査をさせていただいた結果というものは、教育委員会の考える小中連携ということで、中学校は当面小学校と連携ということですが、この先、議員のおっしゃるように、子供の数が減っていく中で、そもそも単学級の問題をどうしていくのかという問題がございます。

このことについては、やはり保護者の方々の御意向も確認しなければいけないです。それから、じゃ、場所をどうするのかという問題もございます。既存の学校をそのまま使っていくのか、新たに学校を造るとすればそれをどうするのか、場所はどうか、財源的な問題はどうかのだといったことも、当然検討していく課題は少なくございませんので、こちらにつきましては、少しお時間をいただいて検討させていただきたいということを、住民説明会でも申し上げさせていただいております。

これが、いわゆる何年ならということではなくて、そんな少しと言いますが、それがどれくらいかということ、今なかなかその目標を定めてやるということが、今回のことでも、やはりそれに縛られるところがございまして、決してのんびりやるというつもりはないんですけども、対象となる方々というのは、令和15年ということになり、令和2年生まれのお子様方をお持ちのお母様方、お父様方と保護者の方ということになりますので、実際そういった方々の声をどう拾い上げていくのかとか、あるいはそれ以外の地域の方々の声をどう拾い上げていくのかということについて、ちょっと時間をかけて検討していきたいなと思っております。

○6番（大岩 靖君）

今、町長おっしゃるとおり、この単学級を避けて通れないというのが現実だと思います。ただ、何度も言いますが、これからの美浜町に育っていただける子供たち、確かに今言われるように、ここ数年、出生率は2桁です。やっぱりそれを見据えて、今後の今の町長言われるように、美浜町の学校再編を考えていった場合に、なかなかやっぱり、確かにできれば1か所というのは当然、必然になってくると思います。それに向けて、もう今、今年で9年目に入りますが、ぜひとも今の保護者が納得できるような、そして我々、これから将来の子供たちを見る側の立場の人間も、やっぱり美浜町にずっといていただきたい、美浜で子育てしていただきたいという思いは一緒だと思いますので、ぜひとも確実な方向性を示して、きちっと町民に納得して進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席にお戻りください。

〔6番 大岩靖君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を9時50分とします。

〔午前9時41分 休憩〕

〔午前9時50分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔5番 荒井勝彦君 登席〕

○5番（荒井勝彦君）

皆さん、おはようございます。

チャレンジみはま、5番 荒井勝彦でございます。議席番号が10番から5番に変更となって初めての一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日3月4日は、今から75年前、1951年にインドのニューデリーにおいて第1回アジア競技大会が開催された日だそうでございます。本年は、第20回大会が愛知県と名古屋市の共催で行われますが、私もボランティアの一員として登録をしております。あと199日後、9月23日、これ私の誕生日でございますが、この日の開会式を今から楽しみに待ちたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出してあります一般質問通告書に基づいて、今回は3項目の質問をさせていただきます。

初めに、美浜町のいじめに対する取組についてお尋ねをいたします。

ここで、資料の1、小中高生別自殺者数の年次推移を御覧ください。

去る1月30日の中日新聞に「小中高生の自殺最多532人」、この見出しで大きく報道をされておりました。御覧のグラフでは令和6年までの表示となっておりますが、令和7年の小中高生の自殺者数、暫定値だそうですけれども532人で、統計のある1980年以降で最多となったそうでございます。この数字が本町のいじめ問題に直結すると、このように思いませんが、最悪の事態を招く前に、美浜町におけるいじめに対する取組についてお尋ねをいたします。

1つ目です。美浜町での現状はどうでしょうか。

美浜町内の小中学校において、年度ごとのいじめの認知件数を把握しているとは思いますが、その推移はどうでしょうか。記録の残っている範囲で結構でございますので、小さな疑いも含めた認知件数の推移をお示してください。

2つ目です。早期に発見する仕組み、これはできているのでしょうか。

小さな芽のうちに解決する努力が不可欠だと考えますが、児童生徒が気兼ねなく安心して相談できる体制や、教職員がいじめの兆候を見逃さないための仕組みが十分に機能しているのでしょうか。

3つ目です。重大な事態となってしまったらどうでしょう。

あってはならないことではございますが、重大な事態に発展してしまった場合に、調査体制や第三者の関与、保護者に対する説明など、本町としての明確な対応、これは構築されていますでしょうか。

4つ目です。今後の取組はいかがですか。

本町のスクールソーシャルワーカーは、令和4年度に初めて配属されましたが、現在欠員状態だと伺いました。たしか、知多半島5市5町の中では、本町が一番遅れてこのスクールソーシャルワーカーを配置されたと思いますが、学校内外で困難を抱える児童生徒、その家庭を支える専門職として、いじめ問題においては必要不可欠な存在のはずでございます。新年度に向けての体制づくり、これは考えていますでしょうか。

次に、学校再編についてお伺いをいたします。

去る2月1日に議会が行った町民対話集会では、小中一貫校の建設地について意見が多く寄せられました。その後、議会に対して、2月9日午後4時から、学校再編について町長より説明がございました。2月12日から一般質問の受付がもう迫っておりましたので、私は、事前に用意しておりましたこの一般質問通告書をそのまま出すことといたしました。さらには、2月16日から町内各地で住民の皆さんへの説明会も開かれましたので、既に説明が終わっている内容もあるかもしれませんが、確認の意味を含めて質問をさせていただきますのでお願い

をいたします。

ここで、資料の2、校舎の配置図を御覧ください。

これは確認になりますが、河和中学校の敷地内、今、示されておりますが、こちらに決定なのですか。小中一貫校の建設地については、河和中学校の敷地や既存施設を生かして、新たに小学校の校舎と体育館を建設するという御覧の配置計画が示されました。住民説明会での質疑内容も含めて、現時点において、町当局のお考えを確認させてください。御覧の案に決定したのでしょうか。いかがでしょうか。見直したのでしょうか。確認です。いま一度お答えをお願いいたします。

2つ目です。アンケート結果はどうでしたでしょうか。

保護者を対象としたアンケートを取って分析してきたと思いますが、町民の皆さんが求める形が構築されているとお考えでしょうか。

3つ目です。新年度の体制はどうでしょう。

学校再編に関しては、当初の計画が二転三転して、住民の皆さんが本当に困惑をしております。資材高騰や建設業界の働き方改革といった理由を掲げておりましたが、日本福祉大学との詰めた話合いが十分できていなかった感、これは私は否めないと思います。開校年度も当初の予定からずると先延ばしになり、住民の皆さんの失望感、これは増大するばかりでございます。新たな計画を示しても、また裏切られるのかといった感情が根底にある方もお見えになるでしょう。令和8年度には、これらの不安を払拭できる計画を示し、本当に再編に向けてスタートを切れるのでしょうか。しっかりとした決意をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、各学校の体育館の利用についてお尋ねをいたします。

令和7年度は、総合公園体育館が体育館特定天井耐震改修工事に伴い使用できませんでした。その代替措置として、一部の学校体育館の利用が認められたようですが、今後の各学校体育館の利用についてお尋ねをいたします。

1つ目です。授業・学校行事以外の利用はどうでしょう。

各学校の体育館というのは、災害時の避難所としての機能を併せ持つものでございますが、それ以外にはどのように利用をされているのでしょうか。

2つ目です。総合公園体育館の天井改修工事が終わった後、さらには、今後、学校再編が進み、学校の体育館としての機能を終えたとき、避難所として利用していないときには、スポーツ施設として合宿利用等に広く活用できるようにする考えはございますでしょうか。

以上で壇上での質問を終わります。住民説明会で御説明された内容と重複をする部分もあるかと思いますが、再度確認をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

荒井勝彦議員の御質問にお答えいたします。

私からは、学校再編についての御質問にお答えし、美浜町のいじめに対する取組について及び各学校の体育館の利用については、教育部長から答弁申し上げますのでよろしくお願いいたします。

初めに、学校再編についての御質問の1点目、河和中学校の敷地内に決定ですかについてでございますが、今年度実施いたしました小中一貫校建設候補地調査結果から、河和中学校に野間中学校を統合し、河和中学校の敷

地内に新たに小学校と小学校用の体育館を建設し、小中一貫校として進めていく町の方針としてお示しし、保護者の皆様の御意向を確認するなどさせていただきましたけれども、総合的に判断し、断念することといたしました。

次に、御質問の2点目、アンケート結果はについてでございますが、アンケート結果は、町民の皆さんが求めている形が構築されていると考えますかとの御質問ですが、アンケートの対象者はゼロ歳から小学校6年生までのお子様を持つ保護者であり、町民全体の思い、考えの集約ではございません。しかし、保護者の皆様は子供を育てる教育環境ということはもちろんのことでございますが、それと同時に、地域における小学校の存在ということについてもお考えになり、アンケートにお答えになられたと考えており、この結果は、保護者であると同時に、そこに住み続ける住民としての思いも込められたもので、町民の皆様が求める形が表れていると受け止めております。

次に、御質問の3点目、新年度の体制はについてでございますが、まずは東部地区、西部地区の小学校の統合を混乱なく進める中で、いかに魅力ある学校としていくかを考えていくことが大切であると考えており、保護者の皆様のお声を聞きながら、学校再編を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、美浜町のいじめに対する取組についての御質問の1点目、美浜町での現状はについてでございますが、町内の小中学校における認知件数は把握しており、年々増加しております。これは、被害者が心身の苦痛を感じている現状をいじめと認知する定義に基づいて、学校が積極的に認知していることが理由と考えております。

積極的な認知のために教職員個々の価値観で判断するのではなく、学校全体で情報共有しながら、認知の判断をしております。細かな疑いについても、いじめの認知件数として含め、児童一人一人の状況把握に努め、指導を進めております。

次に、御質問の2点目、早期発見する仕組みはできているかについてでございますが、児童生徒が安心して相談できる体制につきましては、教職員と児童生徒との信頼関係の構築、定期的な教育相談の機会、スクールカウンセラーなどの相談窓口の設置により、児童生徒の状況把握に努めております。

いじめの兆候を見逃さないための仕組みにつきましては、まずは、教職員が小さな変化を見逃さないよう努めるとともに、特定の教職員で抱え込まず、学校全体で情報を共有することとしております。また、児童生徒に定期的なアンケート調査、教育相談等を実施することで、いじめの実態把握に取り組んでおります。さらに、保護者からのアンケート調査により、家庭とも連携しながら児童生徒を見守り、支援をしていけるようにしております。

次に、御質問の3点目、重大な事態となったらについてでございますが、町内小中学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるように、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による美浜町いじめ問題専門委員会を設置しており、重大事態が発生した場合には、この専門委員会が調査を行い、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して事実関係等の情報を共有することとしております。

次に、御質問の4点目、今後の取組はについてでございますが、近年、いじめのみならず、学校や児童生徒が抱える課題が山積みしております。専門的な知見から家庭や地域の専門機関等に働きかけ、環境改善に取り組むスクールソーシャルワーカーの存在は大変重要です。令和8年度には、スクールソーシャルワーカーを2名体制とし、より充実した支援が行えるよう努めてまいります。

次に、各学校の体育館の利用についての御質問の1点目、授業・学校行事以外の利用はございますが、現在、学校教育に支障のない範囲内において地域活動やスポーツ活動に利用していただいております。

次に、御質問の2点目、今後の利用方法についてはございますが、令和3年度に閉校となりました河和南部小学校の体育館は、町民の健康向上や地域活動の推進を図るため運動施設として活用しており、災害時の避難所としても位置づけられております。

また、閉校となる学校施設についても同様の取扱いを考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○5番（荒井勝彦君）

それでは、いじめに関する件から再度お尋ねをいたします。

先ほどの御答弁の中で、学校が積極的に認知しているがゆえに、年々増加傾向にあることが判明していると、このようにお答えをいただきました。さらには、学校全体で情報を共有して判断している、このようにもお答えをいただきましたが、実は、先日ですが、ある父兄の方からは、いじめられている側の父兄の方ですが、御相談申し上げたところ、担任、学年主任、教頭先生と順番に、これ情報共有という名の先送りされた、この方がおっしゃったんですが、挙げ句に、〇〇さん、要は加害児童の保護者には伝えてありますよと、そういう返答をいただいてそのままだったそうです。不信感を持ったとの御相談をいただきました。

根本的な解決になっていないのではないかと思います、いかがでしょう。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

まず、いじめに関する問題についてですが、こちらは早期発見・早期対応が非常に重要であって、学校全体で情報共有と積極的な認知をすることで、やはり組織として、児童生徒一人一人に応じた指導と支援を行っています。根本的に解決するように適切な指導を行っていくとともに、やはり指導により解決したと即断するのではなく、継続して注意を払って、必要であれば指導するように努めています。

議員のおっしゃるような事例、そういったところではありますが、あくまで情報共有というのは、組織的に見守る、それから指導していく、支援していく。例えば、この子に対しては、話しやすい先生が積極的に関わっていくとか、関係が前年までしっかり築けている先生が児童生徒また親御さんと関わるだとか、そういったところでの情報共有も、やっぱり組織的な支援には必要なところで大切にしております。

議員のおっしゃるように、担任、学年主任、教頭とたらい回し、やはりそこは学校の対応ですとかそういったところが保護者の方にも御理解していただけていないところ、関係性もそうなのですが、そういったところもありますので、今後も指導を続けていきたいと思っております。

○5番（荒井勝彦君）

ですが、私のところに御相談していただいた方のお子さんは、1年生から、今、4年生なのかな、クラスはずっと一緒なのだそうです。先ほど来、小中一貫校、クラス替えのできるそういう学校が望ましいのだと、そういうお話がいろいろなところで出ておりますが、クラス替えができる学校にもかかわらず、同じクラスでずっといくというのは、これはやっぱりいかなものかなと思います。

情報を共有されている。学校全体で見守っていくんだよ。まさに本当に理想のお答えではございますが、実際に機能しているかと思うと、親の立場としては、これはいささかどうかなというところが私のところにもうひしひしと伝わってきましたので、本当に実効性があるんでしょうか。どうなのですか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

クラス替えの問題等、そういったところは、保護者、それから児童が不利にならないようにというふうなところで、やはり学校の対応としてどうなのか、そういったところはまた家庭としっかりと共有できていなかったのかなというふうなところもございしますが、そこはしっかり指導していきたいと思っております。

それから、組織としての機能というふうなところではございますが、学校にはいじめ不登校対策委員会が組織されております。それは、定期的に管理職はじめ全職員が参加して情報共有をする場となっております。そういったところでしっかり情報共有しながら対応を考えていく。また、町には、いじめ不登校対策協議会があります。その下に部会がございまして、部会では各学校の生徒指導担当が参加して、こういった事例ではこういうふうに対応するというふうなところも話し合っておりますので、そういったところを活用しながら、適切な対応ができるように進めていきたいと思っております。

○5番（荒井勝彦君）

本当にきめ細やかに、困っている子供、親、本当にわらにもすがるともりで、私ごときは頼りになりませんが、本当に困っているんですという御相談でした。今、指導主事がおっしゃったようなことがきちんと機能して、より実効性のある、いろいろな委員会がある、今御説明いただきましたが、していただきたいと思っております。

早期発見する仕組み、これについては、私どもが子供の頃とは比べものにならないほど、先ほどからいろいろな組織があるというふうにおっしゃってございましたけれども、充実をしていると思っておりますが、反面、SNS等の発達により、教職員が把握しづらい案件もあり得ることだと思います。場合によっては、このスクールロイヤー、この制度も導入し、根本的な解決を行うことも必要だと感じますが、いかがでしょうか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

おっしゃるように、法務に関する専門的な知見を学校が取り入れる必要がある場合には、県のスクールロイヤー設置事業、こちらを活用して法務相談をしていただけらなと思っております。定期相談・随時相談がありますので、そちらを必要な場合には活用したいと思っております。

○5番（荒井勝彦君）

本当にこんな重大事故が発生しないように、日頃から細やかな観察眼を持って対応していただくことが大切だと思います。重大事態が発生した場合に、先ほど御答弁の中で、美浜町いじめ問題専門委員会、こういうところが調査を行うという御回答をいただきました。

この専門的な知識及び経験を有する第三者とは、具体的にどのような方が委員としてなっておられて、さらには、実際にこれ、本当にあってはならないことですが、美浜町でこの委員会機能したこと、こういうことが過去にあったのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

専門的な知識及び経験を有する第三者参加によるいじめ問題の専門委員会でございます。こちらの構成員につきましては、大学教授が2名、それから弁護士1名、臨床心理士の方が1名、あと人権擁護委員の方が1名で、5名で構成をされております。

それから、重大事態でございます。これは、これまで本町においては発生しておりませんが、そういった方々が、年に1回参集していただいて、現在の美浜町の状況などについて意見交換をする場、機会をつくっておりますので、重大事態はございませんが、そういったメンバーが集って話し合う機会は年に1回つくっております。

○5番（荒井勝彦君）

やはり過去には、ありがたいことに、こういう方が活躍するという場面はなかったということで。たしか、当初予算にも、この委員の方の予算が組み込まれていたと思っております。これ、毎年、当然組み込まれておりますよね。

こういう方が委員としてなっただいて、頼もしいことですが、機能しないようにしていただきた
いと思います。

それで、今後の取組についてでございますが、美浜町がスクールソーシャルワーカーを設置して、今年、この
春でもう丸4年になると思っておりますが、その間に3名の方が退職されてしまっていると伺いました。

たしか4年前当時、私の一般質問に対して、大学で専門知識を習得した新卒者、この方を1名採用する、この
ようにお答えをいただきましたが、そのときには、正直言って経験の少ない、学校で、大学で一生懸命勉強はし
てきたはずではございますが、現場を御存じない経験の少ない方に、大変重要な重責を課すことにはなりはしな
いかと、私はそのように懸念をしておりました。

令和8年度には、スクールソーシャルワーカーを今度は2名体制とする。このようですが、どのような方につ
いてこの役職についていただく予定でしょうか。もう今までのようでは、また同じ轍を踏むことになっては、本
当に現場の子供たち、先生方も大変苦勞すると思っております。どうでしょう、決まっておれば結構ですが、お聞か
せいただきたいと思っております。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールソーシャルワーカーでございます。令和4年度から導入しまして、これで丸4年、議員おっしゃるよ
うに来年が5年目を迎えます。これまでの反省を踏まえまして、実務経験のあるスクールソーシャルワーカー2
名を採用していきたいと思っております。

○5番（荒井勝彦君）

両方とも実務経験のある方なのでしょうか。2名とも。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まだ決定してはおりませんが、そういった方を採用していきたいというふうに考えております。

○5番（荒井勝彦君）

いろいろな資格等々は、私たちの建設業界でもそうですけれども、実務経験がこれだけあって、初めてそうい
う資格に挑戦ができるということもございます。やはり、学校で勉強したことは大事ですけれども、実際現場に
当たった経験、そういうことがその職に対してから皆さんに役に立てると、こういう人材になっていくはずで
すので、ぜひとも経験豊富な、いろいろな場面に即応できる人材を充てていただきたいと思っております。

それでは、いじめに関する質問は、再質問はこのぐらいにさせていただきます、学校再編に関する件に移ら
せていただきます。

日本福祉大学のキャンパス内に小中一貫校を設置すると、このように発表をしてから二転三転して、結果的に
冒頭でお示した河和中学校の敷地内に設置すると、このような計画が示されたのは昨年12月8日の一般質問に
対する答弁からでございます。

翌日の中日新聞には、美浜町検討中の小中一貫校、河和中に小学校建設へとの見出しで報道されております。
この間に、日本福祉大学敷地内とした当初の計画に様々な問題点が浮かび上がってきたようですが、この日本福
祉大学との話合いが十分にできていたとお考えでしょうか。もっと早い段階で、この方向転換というのはできた
のではないのでしょうか。いかがでしょう。

○町長（八谷充則君）

日本福祉大学との話合いでございますけれども、副町長以下と大学の理事以下の話合い、協議、それを受けて
の私と理事長との協議、これはしっかりと行ってきておまして、できていたというふうに考えております。

また、もっと早い段階で方向転換できなかったのかということでございますけれども、本年度の調査結果を踏

まえての方針決定、そしてその方針に対するアンケート、さらにはそれを受けての決断でございまして、これより早い方向転換というのは難しかったというふうに考えております。

○5番（荒井勝彦君）

町長、本当に苦しい立場だったと私は理解をしているつもりですが、町民の皆さんからはかなり厳しい御意見が飛んでいたということは、町長も一番分かっていると思います。

当初の計画、日本福祉大学のキャンパス内設置には、理解を示した町民の方もお見えになったようですが、周辺も含めた建設地が、どれも財源不足や都市計画上の問題で頓挫して、河和中学校の敷地内への建設案を示したところ、多くの町民、候補者の皆さんも含めて賛同を得られなかったことが、民意にてこれは示されたと思いません。

私は、町内6か所で行われました美浜町学校再編住民説明会の会場全て足を運んで、住民の皆さんの御意見を伺いましたが、これは異口同音に、もうこれで変更はないですね、念を押される方が複数名お見えになりました。

改めて確認をさせてください。これ以上変更ありませんね。

○町長（八谷充則君）

今回、説明会で皆様方に御説明、お示しをさせていただいた決定事項というのは、東・西それぞれに小学校を1つに統合する。東は河和小学校、西は地形的なこと、そして築年数の新しさから上野間小学校にしていくという、そして、中学校につきましては、東西それぞれ河和中学校と野間中学校を残し、小学校と連携していくという、この方針については決定でございまして、変更はございません。

○5番（荒井勝彦君）

変更、もう絶対ないと、町長はこの場で言い切ってくださいましたので。

要は、家族の今からの計画、どこに住んで、美浜町に住んで、今後子供を通わせるという、そういうことの随分将来的な計画を持ってみえる若い子育て世代の方のお話も、私は何件かお聞きしました。このまま帰ってこようと思っているんですがねという方から、もういいわ、美浜町から出ていきたいという方まで、いろいろな様々な御意見を伺っておりますので、ぜひともこの方針で進めていっていただきたいと思えます。

新年度には、東部・西部の小学校の統合を混乱なく進めて、いかに魅力のある学校としていくかを考える、このような御答弁もいただきましたが、もう何回も伺っておりますが、美浜らしい、それとか魅力ある学校、このように言われましても、最大の利点であるはずの日本福祉大学との協力体制が、キャンパス内から離れることによって薄れてしまうんじゃないかなど。距離的なこともございます。私は、正直そのような懸念もあると思いません。

美浜に住所を移してでも、子供たちの未来にかけようとするくらいの方が出てくるような覚悟をお示しいただきたいと思えますが、いかがですか。

○教育長（伊藤 守君）

日本福祉大学から距離が開いたところでも連携は大丈夫かというような御質問だったと思えますけれども、現在も大学から距離のある全小中学校において連携は進めておりますので、ほかの市町との比較にはなるんですが、これは美浜町の特色ある教育の一つだということを思っておりますので、場所が離れておっても、これは継続は可能であると考えていますし、大学とも協議をさらに重ねることは可能だと思っております。

○5番（荒井勝彦君）

教育長の力強い御答弁で若干安心をいたしました。本当に美浜から出ていこうかという親御さんの話も伺ったときには、ちょっと待ってくれよと、今から美浜町はすばらしい学校にしていくんだ、あんたの子供はこの美浜

町でしっかりと育てていってくださいねということを、もう何遍も私は私なりに申し上げてきたつもりですので、日本福祉大学のせつかく我が町にある大学ですので、連携を今後も積み重ねていただきたいと思います。

残りまだ13分ほどございますので、体育館の利用について再度お尋ねをいたします。

東・西の小学校をまずは1か所に統合するとの御答弁、先ほどからいただいておりますので、西部においては、野間、奥田の小学校の体育館、これを運動施設として活用する方針だと理解をさせていただきます。

そこで、大学等のスポーツ合宿を積極的に受入れております西部の旅館の方々が、今後、統廃合により廃校が予定されている小学校体育館を優先的に利用できるようにしていく、こういう考えはございますでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

御質問ありがとうございます。

まず初めに、令和7年度7月から総合公園体育館の特定天井耐震工事、この3月まで大変御迷惑をおかけしていることを、この場をお借りしましてありがとうございます。また、御理解、御協力をいただきまして、順調に工事も進みまして、LINEでもお伝えさせていただきましたが、3月13日からトレーニングルームを早期に活用できるように進めておりますので、よろしくお願いをいたします。

済みません、御質問いただきました廃校予定の学校につきまして、野間地区旅館で行っております優先的な利用につきましてでございますが、体育館の活用につきましては、現時点まだ正式には決まっておりませんが、先ほどありました災害時の避難所としての利用は継続していきたいと考えております。

現在の運動施設の予約につきましては、2か月前からの予約となっておりますが、総合公園体育館、また運動公園陸上競技場につきましては、予約の方法を、野間の旅館を含む町内の宿泊施設にお泊まりいただいた方につきましては、年度内、4月から次の年の3月末まで1年間を通じて予約が可能な状態となっております。

今後におきましても、運動施設、同様な利用方法が可能であるか、町内、今利用している団体や旅館組合とも協議をしながら進めていければと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○5番（荒井勝彦君）

町内の旅館業者の方々は、積極的に合宿等を受け入れて、せつかく合宿の予約が入っても体育館が使えないということが過去にあったようなことも伺っております。優先的に利用していただいて、美浜町の納税者でございますので、そういった方々の便宜も図っていただきたいと思います。

令和8年度には、小中学校体育館にも空調設備を整備する、こういう計画でございますが、学校が統合された後、そのまま空調設備が残るわけですけれども、このまま継続的に使用はできるのでしょうか。避難所としては、当然の機能としては、暑いときには、寒いときには困りますので、その空調設備を利用していくのは当然だと思いますが、このまま継続的に、先ほどお答えもありました体育施設として使うときにも継続的に使用できるのでしょうか。また、町外からお越しになる方の合宿利用時にも、こういう使用は可能となるのでしょうか。たしか、何か目的外に、学校の体育館でございます、その補助金も入れてやりました。ところが、学校の体育館ではなくなったときに、目的外だからいけませんよということはないのでしょうか。いかがでしょう。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校の統廃合があったとしても、引き続き避難所として活用しますので、国への補助金の返還なく継続的に使用はできます。

○5番（荒井勝彦君）

避難所はもちろんそうですが、運動施設としてやるときも、当然、エアコンつけてもいいということになるんですよね。それは、その確認をさせてください。

○町長（八谷充則君）

そのように理解していただいて結構です。

○5番（荒井勝彦君）

その答えをいただきましたか。目的外だから、せっかくあるやつでも駄目ですよというお役所仕事のと言っただけ失礼ですけども、そういうことがあってはならんと思っております。涼しい体育館で合宿してくださいというようにしていけるということを理解させていただきました。

残り7分ほどですので質問は終わりますが、いじめに関する問題は、今後、学校再編が進んだ後も継続的に対応をしていただき、誰一人取り残すことなく、健全な美浜の子供たちを育てていただきたいと思っております。

学校再編に関しましては、着地点はこれ以上の混乱を生じさせないようにお願いをいたします。調査研究に費やした費用に対して、無駄になったとか、時間がもったいなかったとか、そういうふうにおっしゃる町民の方もお見えになるとは思いますが、これも当然職員の皆さんだけではおのずと限界はございます。目に見えない部分にも費用は発生するというので、私は理解をさせていただきます。これ、サックコスト効果が働いて、将来の損失が予想されても継続させてしまわなかったこと、これは評価に値することだと、私はそのように理解しております。

各学校の体育館の使用に関しましては、スポーツを核としたまちづくりを掲げる本町が、充実した運動施設の利用を含めた合宿等で選んでいただけるまちとして、今後発展していくことを望んで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席にお戻りください。

〔5番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

〔午前10時34分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 都筑新悟議員の質問を許可します。都筑新悟議員、質問してください。

〔2番 都筑新悟君 登席〕

○2番（都筑新悟君）

皆さん、こんにちは。美浜みらい所属、都筑新悟です。

昨年12月24日、クリスマスイブの日に開かれました子ども議会、この議場において、17名の小学生、中学生により一般質問が行われました。議場に上がった子供たちが真剣に美浜のことを考え、海の魅力、観光、少子高齢化、環境美化、防災、温暖化対策、小中一貫校問題、分かりやすい授業方法など、大人顔負けの、美浜の未来に希望をもたらしてくれる素晴らしい町政に対する一般質問をしてくれました。広報みはま、今月の3月号に子ども議会の一般質問を掲載されていますので、ぜひ御覧になってください。

では、そんな子供たちに倣い、今回の一般質問、これからの美浜の未来を見据え、住民の立場に寄り添い、心の籠もった質問をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、先ほど議長から許可をいただきましたので、一般質問通告書に従い一般質問を開始させていただきます。

ます。

まず初めに、美浜町の外国人を取り巻く環境についての質問をいたします。

日本における外国人居住者は年々継続的に増加傾向にあり、2024年末には約377万人に達し、過去最高を記録し、日本の総人口の約3%を占めます。また、都道府県別に見た在留外国人の数で、愛知県は国内でも東京、大阪と並び、在留外国人の多い県となっております。

近年、美浜町内においても多くの外国人の方が居住しており、これから先を見据え、外国人の方との多文化共生を実現し、外国人の方にとっても住みよいまちにしていくことは、美浜町にとって必要不可欠であると考えます。

そこで今回、外国人居住者について質問をさせていただきます。

1点目、外国人居住者の美浜町内の人口割合と推移はについて伺います。

美浜町の人口における外国人居住者の人口割合並びに過去5年間の外国人居住者数はどのように推移をしていますか。

2点目、外国人居住者との多文化共生に向けた本町の取組について伺います。

外国人居住者との多文化共生に取り組む自治体が全国で増えてきております。本町では、外国人居住者等の多文化共生にどのような取組がなされていますか。

次に、大きな項目の2点目、野犬、野良猫などの野生動物についての質問に移ります。

今年度、全国各地で熊による人的被害が相次いで起き、死者数も過去最高となり、テレビ、ラジオなどの報道でも大きく取り上げられました。熊の被害に限らず、野生動物による被害も、耕作放棄地の増加に伴い、深刻な問題となってきております。多くの里山を有する我が町においても、野生動物の被害対策は課題の一つとなっており、空き家、耕作放棄地での山小屋の増加に伴う野犬や野良猫の被害も懸念され、対策が急がれます。

そこで、今回、野犬、野良猫などの野生動物について質問いたします。

1点目、被害や苦情について伺います。

本町にはどのような野生動物による、どのような被害や苦情が多く寄せられていますか。

2点目、野生動物の目撃情報や被害状況などの注意喚起はについて伺います。

野生動物の目撃情報や被害状況などを美浜町メールや公式LINEを活用し、住民や美浜町に観光などで訪れている方々にも注意喚起をしていく考えはありませんか。

3点目、野良猫対策として地域猫活動への行政独自の補助はについて伺います。

まず、モニターを御覧ください。

こちらのモニター資料1は、常滑市での地域猫不妊去勢手術補助金の資料となります。こちらの資料を見てもらうと分かるように、常滑市では、飼い主のいない猫に対し不妊去勢手術を実施する協議会に、予算の範囲内ではありますが、補助金を交付しております。補助金を交付することにより、飼い主のいない猫の増加抑制を図り、地域の環境美化に寄与いたしますとあります。

次に、モニター資料2を御覧ください。

こちらのモニター資料2は、協議会の主な要件の記載と補助金額、雌1匹につき上限1万2,000円、雄1匹につき上限額9,000円とあります。

では、次のモニター資料3をお願いします。

こちらの資料は、東浦町の地域猫不妊等手術費補助金制度で、こちらにも所有者がおらず町内に住みついている猫の増加を防止し、衛生的な生活環境の確保を図るため、地域猫活動を行う団体に不妊等手術費用の一部を助

成しますとあります。

次のモニターをお願いします。

モニター資料4では、東浦町の補助対象者と補助金額が載っております。先ほどの資料2と資料4を見比べてもらうと分かる通り、不妊手術の補助金額が異なるのは、それぞれの行政が独自の補助制度を行っているからであります。

これらの資料のように、近隣の行政において、徐々に住民の困り事である野良猫の対策として地域猫活動への補助が進められ、きちんと住民の声に沿った補助が受けられるよう対策を取っている自治体があります。本町においても、独自の補助制度として実施し、本町の環境、衛生、美化に寄与していく考えはありますか。

では、次に、大きな項目の3点目、小中一貫校建設計画に伴う懸念についての質問に移ります。

日本国内初となるはずであった大学敷地内での美浜町小中一貫校計画ではありましたが、前回の12月定例会において、小中一貫校整備事業計画により、河和中学校敷地内にて建設していくという方向性が突如示されました。多くの住民、特に西部地区での住民には、これまで進められてきていた日本福祉大学敷地内への建設計画から一転、東部地区にある河和中学校での敷地内での建設計画に戸惑いを隠すことができず、不信感が募っております。さらに、つい最近では、実施された本町の小学生までの保護者アンケートの調査結果により、東西地区にそれぞれ小学校を統合する方向へと、また転換されました。

そこで今回、小中一貫校建設計画の度重なる転換に伴い、懸念されることについて伺います。

1点目、日本福祉大学との関係並びに日本福祉大学内の他学部の移転はについて伺います。

日本国内初となると大きな話題性、インパクト、さらにまだ国内のどこにもない独創的かつ革新的な大学と連携した学校施設、そんな美浜町の小中一貫校が日本福祉大学内で建設ということで、本町、大学双方にとっても非常に大きなメリットがあったはずの計画であります。それを一転、河和中学校での建設とし、さらにその後、東・西地区にそれぞれ小学校統合と方向転換されました。度重なる方向転換もさることながら、今後の大学側の対応が懸念されます。

2027年4月には、日本福祉大学社会福祉学部が美浜キャンパスから東海キャンパスへと移転し、そんな折、小中一貫校が大学敷地内や大学近辺ではなくなった場合、本町と日本福祉大学との関係性が希薄となり、日本福祉大学美浜キャンパスに残る学部の移転が今後懸念されます。その点どのように考えていますか。

2点目、小学校がなくなる地区での子育て世帯の減少はについて伺います。

小中一貫校が日本福祉大学内に建設予定との発表から、小中一貫校のできる奥田地区には、新居を構え子育てをしようと、新たに住居を購入したり、賃貸に住んでいる子育て世帯が増加してきておりました。しかしながら、今回、東部地区は河和小学校、西部地区では上野間小学校へと統合する計画への方向転換により、学校のなくなる西部、東部地区からの子育て世帯の移住が懸念されます。移住先が美浜町内での移住で済むのであればよいのですが、学校が近くになくなるのであれば、いっそのこと町外へと移住が進んでしまうのではと懸念されます。

その点について、子育て世代が町外へ移住し、町内からの転出による過疎化の進行が懸念されますが、その点どのように考えていますか。

3点目、東・西地区の小学校統合後の方向性はについて伺います。

学校再編計画が保護者アンケートの実施により、結果として令和13年度までに、東・西地区にそれぞれ小学校を1校に統合し、中学校は統合せず、今までどおり継続する計画へと方向転換されました。令和13年度までに東・西の小学校を統合した後、どのような方向性で小学校、中学校の学校再編を進めていく計画であるか、お聞きします。

以上で3項目、私からの壇上での質問を終わります。明確な答弁をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

都筑新悟議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町の外国人を取り巻く環境についての御質問の1点目、外国人居住者の美浜町内の人口割合と推移はについてでございますが、令和8年1月末現在の住民基本台帳登録者における外国人居住者の割合は、美浜町の人口2万185人に対し554人で、全体の2.74%でございます。

また、過去5年間の外国人の住民基本台帳登録者の推移につきましては、令和4年1月末現在において331人、令和5年1月末は409人、令和6年1月末は468人、令和7年1月末は514人で年々増加しております。

次に、御質問の2点目、外国人居住者との多文化共生に向けた本町の取組はについてでございますが、本町にお住まいの外国人は、永住者から技能実習生まで様々で、その方たちが共に生活するための支援を行っております。

町からの情報提供については、町のホームページは6種類の言語で閲覧が可能となっており、役場での窓口手続時には翻訳アプリを活用したり、英語版の申請書で対応しております。日常生活のルールについては、ごみの出し方について、英語をはじめ4種類の言語でチラシを作成しております。日本語学習支援については、学校においては、学校生活に早期に適応できることを目指して、簡単な日本語や学校の習慣などを教える日本語教育適応学級を実施し、県の語学相談員を活用し、保護者からの相談や子供の学校生活の様子を伝える取組を行っております。

次に、野犬、野良猫などの野生動物についての御質問の1点目、被害や苦情についてでございますが、野犬の目撃情報や捕獲相談、野良猫への無責任な餌やりやふん尿被害の苦情、ハクビシンやヌートリアなどによる農作物の被害に関する通報などがございます。

次に、御質問の2点目、野生動物の目撃情報や被害状況などの注意喚起はについてでございますが、これまでも正しい猫の飼い方や野犬に関する注意喚起について、広報や回覧で周知しております。今後も美浜町メールや公式LINEの活用も含め、状況に応じた方法により情報提供に努めてまいります。

次に、御質問の3点目、野良猫対策として地域猫活動への行政独自の補助はについてでございますが、本町では、公益社団法人どうぶつ基金が発行する無料不妊手術チケットを交付することにより、地域猫活動を行う町民やボランティア団体の支援ができていると考えておりますが、活動団体の有無やニーズの把握など、補助制度の必要性について検討してまいります。

次に、小中一貫校建設計画に伴う懸念についての御質問の1点目、日本福祉大学との関係並びに他学部の移転はについてでございますが、日本福祉大学との関係が希薄になり、他学部の移転が懸念されることとございますが、議員おっしゃるとおり、日本福祉大学としても、当初目指していた大学敷地内への小中一貫校整備については大変期待をさせていただいておりましたが、事業費の面から断念したことについては御理解をいただいております。引き続き本町と日本福祉大学が連携し、魅力ある教育環境を創造していくことで確認しております。

本町としては、日本福祉大学の学部移転に意見を申し上げる立場にはありませんが、関係を保つことが大切であり、口頭ではありますが、社会福祉学部へ代わる新たな学部創設をお願いしているところでございます。

次に、御質問の2点目、小学校がなくなる地区の子育て世帯の減少はについてでございますが、小学校がなく

なることは、地域の魅力を少なからず落とすことは否めません。しかし、小学校は地域コミュニティーの核であると同時に、子供たちの学びやでもあります。少子化が極端に進み、1学年が3人というような状況も生まれる中、それでも地域のために子供たちをその学校に通わせていいのか、こうしたことを総合的に判断し、令和元年度に小中一貫校に係る計画が策定された経緯がございます。もちろん、地域の衰退防止、活性化は重要なことでございますが、そのことと子供たちの教育環境をどう確保していくかということを経営的に考えていくことが大切であると考えております。

次に、御質問の3点目、東・西地区の小学校の統合後の方向性についてはでございますが、今回、東・西に小学校をそれぞれ統合することとしましたので、まずは統合を混乱なく進める中で魅力的な小学校としていくこと、中学校と連携した教育を進めていくことに注力してまいります。中学校をどうしていくのかということについては、少し時間をかけ、保護者や地域の皆様などと話し合い、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○2番（都筑新悟君）

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず初めに、美浜町の外国人を取り巻く環境について再質問をします。

先ほどの答弁で、外国人の住民基本台帳登録者の推移について、5年前の331人から現在では554人の外国人登録者が年々大幅に伸びてきておりますが、主にどこの国の方がどのような事情により増加してきていますか。

○住民課長（柴田香緒君）

どこの国の方がどんな事情で増加しているのかということでございますが、令和4年1月末と令和8年1月末と比較しますと、インドネシアとベトナムの方が増加しております。これは、技能実習を目的として来日する外国人の実習場所が美浜町内に令和4年5月に開設されたため、そこで実習される方による増加だと考えられます。

○2番（都筑新悟君）

では、その町内で実習をされている技能実習の外国人の方が納める税金には何がありますか。

○税務課長（山本圭介君）

技能実習を目的に美浜町に転入される外国人のほとんどの方が、約1か月程度で他市町に転出されます。よりまして、まず住民税につきましては、その年の1月1日現在、美浜町に住所がある方、また固定資産税は、1月1日現在、土地や建物を所有されている方に課税をさせていただきますので、技能実習生の方々はほとんどが該当しませんけれども、多くの方は国民健康保険税が該当してまいります。

○2番（都筑新悟君）

では、その技能実習生の外国人の方には国民健康保険税が該当してくるとのことですが、この国民健康保険税の未納はありますか。

○住民課長（柴田香緒君）

技能実習生の方の未納についてでございますが、約1か月程度で転出されるため、金額としては少額でございます。ですが、今年度の賦課決定として、7月に4月から6月の間に転出された180の方に納付書を送付し、次の納期限までに納付がなかった122の方に督促状を送付しております。その後、督促状が届いたことによ

て納付される方もおりました。

○2番（都筑新悟君）

では、その180人中122人の技能実習生の外国人の方に納付税を送付したが、納付期限までに納付されていないとのことですが、本町では督促状のほかにも何か対策を考えておりますか。

○住民課長（柴田香緒君）

対策についてですが、現在は督促状を送付しても納付がない場合には、技能実習の方に限らず、催告書の送付、それから預金調査などを行っております。技能実習の方については、今後、次の実習先へ行く際に、その実習先へ渡す書類の中に、国民健康保険税について御協力いただけるよう依頼文書を入れていただくことを考えております。

○2番（都筑新悟君）

では、その外国人の技能実習の方の未納がそのまま続くと、今後どうなっていくますか。

○住民課長（柴田香緒君）

そのまま未納が続くと今後どうなりますかということですが、まずは滞納処分の対象になります。また、全国的に外国人の国民健康保険料税の収納率が低いことを受け、国は対応策として、自治体と出入国在留管理庁がシステム上で連携する仕組みにより、在留審査において納付情報を確認し、納付勧奨しても納付がされない場合には期間更新などが認められなくなることを考えているようです。

○2番（都筑新悟君）

はい、そうですね。技能実習の方が未納が続くと、日本人同様、課税はさることながら、ビザの更新ができなくなったり、技能実習から特定技能への変更ができなくなったりと、今後ペナルティが課される可能性があります。はるばる遠くから、外国から本町に来て実習をしている外国人の方が、未納によりそのようなペナルティが課されないよう、本町では優しくおもてなしの心を持ち、日本に来て、美浜町に来てよかったと思えるように対応してあげてください。

では、次の質問に移ります。

本町における外国人の住民基本台帳登録者は、地方交付税の対象となりますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

ただいま住民基本台帳に登録されている外国人の方は地方交付税の対象になりますかということですが、地方交付税の算定におきまして、人口につきましては国勢調査の人口となります。国勢調査では、この前あったところですが、令和7年10月1日現在を基準日として、その場所に3か月以上住んでいる方、もしくは今後3か月以上住む方という方が対象者になっておりますので、住民基本台帳に登録の有無にかかわらず、そこに住んでいる方という方が対象になります。ですので、先ほどお話にありました技能実習生の方が3か月以上住んでいなければ、その方たちは対象となりません。ですので、今回の国勢調査におきましても、その研修施設については調査の対象外ということ扱っております。

○2番（都筑新悟君）

分かりました。

では、次に、外国人の本町での窓口手続等には、翻訳アプリを活用したり、英語版の申請書で対応しているとのことでしたが、在留外国人が雇用、医療、教育等の生活に関わる情報に円滑にアクセスできるよう、一元的相談窓口の設置などに取り組む地方公共団体を対象とした外国人受入環境整備交付金という補助金制度がありますが、本町ではそれを活用されていますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

現在、本町におきまして一元的な相談窓口は設置しておりませんので、議員のおっしゃられました交付金は現在活用しておりません。

○2番（都筑新悟君）

活用していないということですが、では、外国人と多文化共生を目指す多くの自治体がこの外国人受入環境整備交付金に手を挙げていますけれども、本町でも今後この補助金を活用して一元的な相談窓口を設置していく考えはありますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

今後、こういった交付金もございますので、一元的な相談窓口を設置していくことも今後の検討課題と思っております。

○2番（都筑新悟君）

では、次の質問に移ります。

先ほど答弁で、簡単な日本語や学校の習慣などを教える日本語教育適応学級を実施しているとのことでしたが、日本語教育適応学級とは、どのような学級で、いつ頃から本町の学校で実施されているのですか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

まず、日本語教育適応学級についてですが、こちらは日本語教育が必要な児童生徒を対象に、担当教員が週1時間から4時間程度、個別の取り出し指導であるとか、それから授業への入り込み指導を行うことを指します。子供の日本語の理解度に合わせて、挨拶などのサバイバル日本語であるとか、文字や文法などの日本語基礎、文章などの技能別日本語、それから日本語と教科の総合学習など、そういったものの指導を行っております。

それから、いつ頃から本町で実施しているかということなのですが、本町では令和6年度より、担当教員が県より1名配置しております。

○2番（都筑新悟君）

令和6年度から実施しているとのことですが、現在そのサポートを受けている児童生徒は何名ほどいますか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

令和7年度は、15名の児童生徒を対象に個別の指導を行っております。

○2番（都筑新悟君）

先月ですが、本町の役場内でたまたまですが、ブラジル国籍の多分、親子の方に会ったときに、学校で日本語を習ったのかちょっと聞いてみたんですが、そのお子さんも本町の学校の日本語教育適応学級で日本語の指導や学習のサポートを受けられたと見え、生活レベルの日本語は理解できるようになったとのことだったので、そのとき本当に美浜町はやることやっていいことをしているなと思いました。

やはり外国人と我々日本人とでは、言葉の問題というのは大きな壁として立ちはだかります。まず、その言葉の壁を解消してこそ、初めて外国人の方との多文化共生がなされると思います。これからも本町による外国人の方への手厚いサポートをお願いし、外国人の方にとっても住みよいまち、美浜となるよう環境整備をしていってください。

では、次の質問に移ります。

次、大きな項目の2つ目、野犬、野良猫などの野生動物についての再質問に移らせていただきます。

まず初めに、野生動物に関して、毎月どれくらいの通報件数がありますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

通報件数に関する御質問です。野犬とか野良猫に関しまして、問合せや相談、苦情等、様々な内容の通報がございますけれども、それぞれの内容について正確な通報件数を把握していないため、月当たりの通報件数は不明でございます。ただ、野犬であれば、人目につくような場所で目撃がありますようですと通報数も多くなり、野良猫であれば、周囲で困っている方が多いほど通報数も多くなるということで捉えております。

また、農作物に関する被害の実数であったり通報件数、こちらも不明ではございますけれども、令和6年度には、産業課において有害鳥獣の駆除に対する申請、これが11件ございまして、それぞれ許可証を交付しております。

○2番（都筑新悟君）

それでは、野犬、野良猫、農作物被害に関して、それぞれの通報に対してどのような形で対応、対策を講じているのかについて伺っていきます。

まず、野良猫の苦情に関して再質問させていただきます。

野良猫が住みついている家の居住者と近所の方との隣人トラブルは報告されていませんか。これら通報や報告があった場合に、隣人トラブルに発展する前に行政として指導されていることはありますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

野良猫のトラブルの件の御質問でございます。

野良猫に関する通報につきましては、トラブルといいますか、ふん尿等に関する近隣にお住まいの方からの通報が多い状況でございますけれども、路上での無責任な餌やりですとか、正しい飼い方がされていないことが原因になっている場合が多いため、愛知県の動物愛護センターと連携をしまして、現地確認や原因者への訪問によって飼い方の指導の対応をしております。

○2番（都筑新悟君）

分かりました。

次に、地域猫活動を行っている個人、団体へのここ3年間の無料チケット交付数の増減はどのように推移していますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

無料チケットの推移でございます。令和5年度、実際には令和6年の1月からこの制度を開始しました。チケットの交付を始めております。交付実績でございますけれども、令和5年度が41件、令和6年度、54件、令和7年度、これは1月末の時点でございますけれども16件でございます。

ただし、チケットが交付されたもののうち、実際の使用、実際に手術の実施に至ったものについては、令和5年度が3件、令和6年度が32件、令和7年度が9件ございました。

○2番（都筑新悟君）

分かりました。

本町では、先ほどの答弁で公益財団法人どうぶつ基金が発行する無料不妊手術チケットを交付することにより、地域猫活動を行う町民やボランティア活動の支援ができていたと考えているとの答弁でしたけれども、無料不妊手術チケットが使用できる動物病院が遠いことや、地域猫活動を登録する際の制度が複雑ということはありませんか。

○環境課長（百合草俊晴君）

本町で実施をしておりますどうぶつ基金を利用しました支援制度、こちらへ対応いただける動物病院が現在知

多半島内にはございません。現在は岡崎市内の動物病院を御案内しております。そして、補助手続が複雑ではという点につきましては、まず団体登録の手続を始めまして、対象となる猫、この猫が飼い主のいない猫であるという確認の作業、そして、その後は動物病院での手術の実施、術後の地域での責任を持った餌やりやトイレの管理の継続、これらが必要な活動となりまして、どうぶつ基金の制度であっても、町独自の補助制度であっても、手続であったり活動の大きな違いはないと認識をしております。

○2番（都筑新悟君）

今の答弁ですと、岡崎市内の動物病院と言いましたけれども、無料不妊手術チケットを使用できた動物病院、以前は西尾市内であったと思いますけれども、その美浜町からさらに遠方の岡崎市内の動物病院に変わったのはどうしてですか。

○環境課長（百合草俊晴君）

動物病院でございますけれども、議員がおっしゃられますとおり、以前、令和6年の4月まで西尾市内の動物病院にて対応いただけておりましたが、病院の事情によりまして、無料チケットによる手術の取扱いを中止されました。その後、令和7年6月まで岡崎市内の動物病院を御案内しておりましたけれども、こちらも夏場のマダニの関連で取扱いを中止されましたので、現在は岡崎市内の別の御協力いただける動物病院を御案内しておるところでございます。

○2番（都筑新悟君）

済みません、使用できるチケットが岡崎でというと、どう考えても遠過ぎますね。私の自宅付近の空き家や近隣宅にも野良猫が住みついて、敷地内に現れては尿、ふんをしたり、年に数回ある盛りの時期には、早朝、夜中、鳴き声が鳴り響いて睡眠を妨げられるといったことがしばしばあるんですが、このような野良猫の駆除はどこの市町村においても住民の困り事として常に挙げられています。

一概に野良猫だけが悪いとは言いませんが、我々人間にも責任があることです。人と猫とがどのようにうまく共存していくかが重要であり、うまく共存していくために、地域猫活動をやりたい、やってもいいと考えている方があると聞きます。

しかしながら、登録制度が難しい、不妊手術チケットが使用できる動物病院が遠過ぎるなど、なかなか行動しようにも実行できない方が多いのも事実です。そのような方の中には、地域猫活動への登録制度を活用せず、野良猫を実費にて不妊手術をし、地域貢献している方もいます。そのような方が率先して地域や本町のために地域猫活動を推進していくためには、本町独自の地域猫活動への補助制度が必要であります。

本町独自の地域猫活動への補助制度を、再度聞きますが、実施してもらえる考えはありませんか。

○環境課長（百合草俊晴君）

町独自の補助制度でございます。近隣の市町でも、議員お示しいただいたように実施しておる市町があることは承知しております。独自の補助制度であれば、お近くの動物病院で手術が受けられたり、手術までの時間が短縮できるというメリットがあると考えられますけれども、町長の答弁にもありましたように、まずは活動団体の有無とかニーズの把握、動物病院の対応の可否など実態を確認させていただいて、補助制度の必要性について研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○2番（都筑新悟君）

分かりました。よろしくお願ひします。

では、次に、野犬による被害や目撃情報について伺います。

今年度、人や家畜、ペットに、野犬による被害があったという通報や報告はありましたか。

○環境課長（百合草俊晴君）

野犬の被害でございますけれども、今年度につきまして、ペットについて1件、あと家畜について2件、被害を受けたという御連絡をいただいております。人に対してのかみつき等の被害の通報というのはございませんでした。

○2番（都筑新悟君）

では、次に、野犬の目撃情報の中に今年度、小さな子供たちが通う小学校や中学校での目撃情報はありませんでしたか。あったとすれば、そのときどのような対策を取られましたか。

○環境課長（百合草俊晴君）

全てが同じ案件ではございませんけれども、本年度、小学校2校から、そして中学校1校から目撃情報をいただいております。うち小学校1校と中学校1校、こちらは学校敷地内での目撃の情報でございます。それぞれ学校と愛知県の動物愛護センターと相談しまして、小学校1校については学校の敷地内、もう一校については、学校周辺の畑に捕獲用の籠を設置する対応をしております。中学校1校については、現在、調整をしておりますのでございます。

○2番（都筑新悟君）

野犬を捕獲する籠を設置されたということですが、各学校には保護者などが登録できる学校メールがあると思いますけれども、それら学校メール等で保護者や児童生徒への注意喚起はされましたか。

○環境課長（百合草俊晴君）

学校のメールとか文書配布によりまして周知や注意喚起という手段はしておりませんが、児童生徒に対しまして、先生から注意喚起のお話をいただいておりますということでお聞きをしております。

○2番（都筑新悟君）

分かりました。注意喚起されているということで、メールもお願いします。

では、次の質問に移ります。

半年ほど前ですが、我が家で飼っていた愛犬モコが、総合体育館近くの畑で野犬にかみ殺されるという被害があったんですけれども、総合体育館近くでの被害でもありましたので、子供たちが遊んでいたり、犬を散歩させている方もよく見かけますので、その人たちに万が一のことがあってはいけないと、美浜町メールや公式LINEによる注意喚起を役場の環境課へ依頼しましたが、被害報告後、美浜町メールや公式LINEによる注意喚起はされましたか。

○環境課長（百合草俊晴君）

被害報告の後、事故の状況につきましては、動物愛護センターと情報共有をさせていただいておりますけれども、事故の発生場所とか地理的なことや周囲の利用状況、危険度が低いと判断させていただいて、注意喚起のためのメールとかLINEについては実施をしないという対応をいたしました。

○2番（都筑新悟君）

危険度が低いと判断されたとのことですが、野犬により飼い犬がかみ殺されるという被害は危険度が低いことになるのでしょうか。どういった場合に、じゃ、危険度が高いと判断されるのでしょうか。

○環境課長（百合草俊晴君）

危険度についての御質問です。危険度につきましては、具体的に判断のための基準があるということではございません。議員から御連絡をいただきました事故につきましては、人が散歩等で行き来するような町なかの事故ではなかったということ、多くの方から通報いただいたということではないこと、そして野犬が人に危害を与え

るケースというのはあまり聞かれないということ、これはちょっと過信の部分があるかもしれません。これらの状況を踏まえまして、注意喚起の周知までは必要ないと判断したものでございます。

しかしながら、議員のおっしゃられる人が集まる総合公園が近かったこと、被害はなくても恐怖を覚える方が多くいらっしゃる、人だけでなくペットや家畜への被害が起り得ること、こういったことも配慮して判断するべきであったと反省するところでございます。

今後はより広い視野を持って判断し、注意喚起の周知を行ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○2番（都筑新悟君）

よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

先ほど答弁で、広報や回覧にて注意喚起をしているとのことでしたけれども、野犬は縄張等を点々変えていきますし、被害を抑制するためには、やはり美浜町メールや公式LINEを活用したタイムリーにスピード感を持って注意喚起をすることが必要不可欠であると考えますけれども、どのように考えますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

これまで実施してきました広報とか回覧による方法に限らず、緊急度や危険度を考慮の上、スピーディーに対応できる美浜町のメール、公式LINEで、そちらの活用も含めた情報提供に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○2番（都筑新悟君）

よろしくお願いいたします。

では、最後に、通告書の中にも明記させてもらいましたけれども、異常なほど熊による被害が多発しています。一昔前まで、熊は人間を恐れ、人里にはあまり姿を見せず、人を襲うこともめったにありませんでした。しかし、ここ最近では人里に平気で姿を現し、凶暴化した熊が人に襲いかかり、甚大な被害をもたらしています。

美浜町で熊が出没したという情報は聞いたことがありませんが、野犬に関してはよく目撃しますし、実際に飼っている犬も被害に遭いました。野犬も熊同様、いつ何どき、人に襲いかかってくるかもしれません。野犬による危害、目撃情報が多発しているといった通報を受けた際、速やかに美浜町メールや公式LINEで町民の皆様に注意喚起を促すということは必要であります。メールやLINEの活用により、タイムリーにスピード感を持った注意喚起を必ず実施してもらい、二度と我が愛犬のモコのような被害が今後起きないように、モコの死が無駄な死にならないよう切に願い、小中一貫校に伴う懸念の再質問へと移らせていただきます。

では、まず、日本福祉大学敷地内での小中一貫校断念を説明し理解をいただいたとのことですが、どのような場で、どのように大学側へ説明を行い、またそのときの大学側の反応はどのような感じでしたか。

○町長（八谷充則君）

私と副町長、教育部長で日本福祉大学を訪問し、理事長と理事に、町及び教育委員会の方針である河和中学校に野間中学校を統合し、小学校と小学校用の体育館を建設し、町内全ての小学校を統合する小中一貫校整備案については、保護者アンケートの結果を受け、総合的に判断し見送ることとした旨を説明いたしました。理事長の反応としては、残念だが、町の決定などで受け入れるというもので、その後の話し合いを進める中で、今後も連携して魅力ある教育を創造していこうということになりました。

○2番（都筑新悟君）

分かりました。時間もないのでちょっと急ぎます。

先ほどの答弁で、口頭で新しい学部創設をお願いしているとのことでしたけれども、口頭という曖昧な形では

なく、きちんと公式文書等によって、本町から大学側へ新たな学部創設を願い出て、学生数の確保並びにスポーツ科学部や教育・心理学部等の学部を移転させないといったことを願い出ることはできませんか。

○町長（八谷充則君）

新たな学部の創設につきましては、私と理事長の話の中で、また美浜町と日本福祉大学の包括連携協定の挨拶の場でも触れさせていただきましたけれども、全国的に若者が減少する中で、いわゆる10代、20代を対象とした学園運営というものは、どこの大学であっても難しいと思います。人生が100年時代となり、65あるいは70歳まで働くような時代、転職が珍しくない時代となってきていることを考えますと、40代、50代、あるいは定年退職後に学び直すリスクリング、あるいはリカレント教育といったものは必要な分野となってまいります。日本福祉大学は、その受皿としてふさわしいのではないかというようなことを申し上げさせていただいております。理事長からもその同意というか、そうだなというようなお話をさせていただいております。

ただ、学部の創設は、大学の経営の中で大学が御判断されることをごさいます。現段階において町が公文書で要請するものではないと考えております。

また、スポーツ科学部、教育・心理学部を移転させない要請につきましては、大学が移転すると言っていない状況の中で移転しないようにといった文書を出すのは、その効力を含め違和感がございますので、考えておりません。

○2番（都筑新悟君）

分かりました。

では、次の質問に移ります。

先ほどの答弁で、中学校をどうしていくかということについては少し時間をかけて検討していくとのことでしたが、少し時間をかけるとはどのくらいのことを言っているのでしょうか。

○町長（八谷充則君）

先ほどの答弁で申し上げましたが、何年ということは申し上げることはできません。時間を少し、それがいつまでもということは考えておりませんが、あえて時間を区切って何年ということは、現段階においてはちょっと申し上げることができませんので、お許しいただきたいと思います。

○2番（都筑新悟君）

今回、中学校を統合しなかった理由と、保護者アンケートで東部は河和小、西部は上野間小としたわけはどういったことからですか。最後、お答えください。

○議長（野田増男君）

町長、時間が来ましたが、それだけ答えてください。

○町長（八谷充則君）

これまでも御説明しておりますけれども、小学校と中学校の連携教育をしたいという教育委員会の思いでございます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、都筑新悟議員の質問を終わります。都筑新悟議員は自席にお戻りください。

〔2番 都筑新悟君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を午後1時とします。

〔午前11時42分 休憩〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 橋場友昭議員の質問を許可いたします。橋場友昭議員、質問をしてください。

[8番 橋場友昭君 登席]

○8番（橋場友昭君）

こんにちは。8番 橋場友昭です。

今回の一般質問は、コミュニティバス、放課後児童クラブ・子ども教室と小中一貫校についてを質問させていただきます。

それでは、あらかじめ議長宛てに提出させていただいた一般質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

1点目です。コミュニティバスについて。

本町は行ってきバスを運行しており、多くの住民の方が買物や通勤に利用し、なくてはならない交通手段です。しかし、町内の移動は便利ですが、町外への移動は常滑市、南知多町のバスがありますが、武豊町方面へのバスはありません。愛知県では、県内の乗合バス等の生活交通の確保を図ることを目的とした愛知県公共交通協議会を設置し、その中にバス対策部会があります。その部会では、国の補助制度である地域公共交通確保維持事業について各種補助制度があると伺っております。

そこで、現在のバス事業と今後のバス事業について質問をいたします。

1つ目です。現在のバス事業は。

現在のバス事業は、行ってきバスを運行していますが、どのような運行を行っていますか。

2点目です。今後のバス事業は。

現在のバス事業は、町内のみの運行です。今後は、愛知県公共交通協議会等へ参加し、国の補助制度を活用して町外へもバスを運行しませんか。

大きい項目の2点目です。放課後児童クラブと放課後子ども教室について。

放課後児童クラブは、学校での授業終了後、家に帰っても保護者が就労等でいない場合に家族に代わって児童を預かり育成する事業で、本町には河和児童クラブ、奥田児童クラブと2か所の放課後児童クラブがあります。令和7年3月に策定した美浜町こども計画において、学童期・思春期の支援施策、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりとして、放課後子ども教室及び放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携と記載があります。そこで、放課後児童クラブの利用状況と放課後子ども教室について質問をいたします。

1点目です。河和児童クラブ、奥田児童クラブの利用状況は。

河和児童クラブ、奥田児童クラブは、それぞれ何名の児童が利用していますか。

2点目です。今後の放課後児童クラブの運営について。

河和児童クラブは、利用希望者が定員を超えて抽せんをしているとお聞きします。今後、どのように運営をしていくのか、伺います。

3点目、放課後子ども教室について。

本町では実施していませんが、放課後子ども教室はどのような事業ですか。また、今後実施する予定はありますか。

4点目です。放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携は。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携と、こども計画にあります、どのようなことを連携するのですか。

大きい3点目です。小中一貫校についてです。

本町の小中一貫校について、令和6年3月に日本福祉大学敷地内を候補地とすると発表がありましたが、令和7年12月には物価高騰等により白紙になり、別の場所での開校を目指すとの報告がありました。そこで、今後の小中一貫校整備に関して質問をいたします。

1点目です。小中一貫校の教育は。

小中一貫校で行う教育について、新しく基本計画を作成するのですか。

2点目です。各学校の保護者、児童生徒が抱える不安への対応は。

各学校の保護者、児童生徒は、小中一貫校の方向性について不安に感じていると考えますが、今後、どのような対応を考えていますか。

以上で、壇上より質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

橋場友昭議員の御質問にお答えいたします。

初めに、コミュニティバスについての御質問の1点目、現在のバス事業はについてでございますが、運営につきましては、乗車料金は無料で民間事業者にバスの運行委託をしております。運行につきましては、東部コース、西部コース、巡回コースの3つの路線を設定し、年末年始を除く360日間運行しております。

次に、御質問の2点目、今後のバス事業はについてでございますが、現在も愛知県公共交通協議会議に参加しております。

町外へバスを運行し、国の補助制度を活用する場合には、町において地域公共交通の法定協議会を設置し、地域公共交通計画の策定や実施に関する協議を行う必要があり、料金は有料でなければなりません。現在の本町の巡回バスは、町外へ運行する計画はございませんが、今後、近隣市町と連携した運行を検討する際には、補助制度の活用も一つの手段として考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、放課後児童クラブと放課後子ども教室についての御質問の1点目、河和児童クラブ、奥田児童クラブの利用状況はについてでございますが、河和児童クラブ、奥田児童クラブ、いずれも定員は60名で、現在の利用状況としては、河和児童クラブは55名に、奥田児童クラブは35名に利用されております。

次に、御質問の2点目、今後の放課後児童クラブの運営についてでございますが、議員おっしゃられるように、河和児童クラブについては、令和7年度及び令和8年度の年度当初の利用申込みが定員を超えましたので、抽せんを行い利用者を決定いたしました。抽せんで外れてしまった方については、申込みを辞退された方のほか、定員に空きのある奥田児童クラブへの利用申込みをされた方と、奥田児童クラブには申し込まず待機児童として河和児童クラブの空きを待つ方がいらっしゃいます。

今後は、河和児童クラブの利用希望が増えている状況を踏まえ、受入れ体制の整備をはじめ、運営について検討してまいります。

次に、御質問の3点目、放課後子ども教室についてでございますが、放課後子ども教室とは、保護者の就労要件等を必要とせず、安全・安心な子供の活動拠点として、各種の学習、スポーツや体験活動、地域住民との交流

活動などを行うものでございます。本町においては、現在実施をしておりませんが、保護者からの要望など必要性があれば、実施について検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携はについてでございますが、放課後子ども教室を実施した際の具体的な連携としては、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室に参加するなど、共通のプログラムを実施することで充実した各種の学習、スポーツや体験活動などが実施できることや、各種事業において情報共有することを考えております。

次に、小中一貫校についての御質問の1点目、小中一貫校の教育はについてでございますが、新たな計画を策定するのにかつきましては、まずは東部地区、西部地区の小学校の統合を混乱なく進めることを第一に進め、いかに魅力ある学校としていくかを考えることが大切と考えております。その中で、基本計画の見直しについても検討してまいります。

次に、御質問の2点目、各学校の保護者、児童生徒が抱える不安への対応はについてでございますが、現段階においては、小中一貫校整備は一旦見送りとなりましたが、これまでのワークショップなどで保護者の皆様と検討してきた小中学校の連携した教育、郷土教育などは、既存の校舎であっても進めていくことは可能であり、そうしたことから着実に実施し、魅力ある学校づくりを推進していくことが保護者の皆様の不安解消につながるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○8番（橋場友昭君）

コミュニティバスから順次質問させていただきます。

年間に360日の運行をしているとのことなのですが、トラブルや故障等がありますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

トラブルや故障ということですが、タイヤのパンク、あと、住民の方が乗り降りする際の乗車用のステップが出てくるのですが、その昇降のステップの不具合等があると聞いております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。タイヤのパンクとステップと。私も利用させてもらって、ステップがないとやっぱり不便なので、ステップ等は毎日ガチャガチャと聞いていますのでトラブルがあるのかなとは感じます。

続きましてですが、1日にどれぐらいの距離を走っておられるのですか。また、年間もどれぐらいのですか。

○地域戦略課長（下村充功君）

1日の走行距離なのですが、東部コース、西部コース、巡回コースと3コースありますので、距離のほうはそれぞれになりますけれども、一番短いもので1日200キロで、長いものですと240キロという形になります。それで年間に計算しますと、一応年間360日の運行になっておりますが、点検に車両を出す日もございます。ですので、360日ではなく、点検が年間で10日弱ありますので、差引きしまして大体それぞれの車両、約7万キロ前後という形になります。

○8番（橋場友昭君）

年間7万キロということで、相当な数を走っているということですが、ということは、車両の更新等は

いつぐらいでやっておられるのですか。

○地域戦略課長（下村充功君）

車両の更新につきましては、これまでも3年という形で最初の車検が来るときという形での更新をしてきました。しかしながら、最近、皆様御承知のとおり、車両の購入が遅れております。そのため令和6年度の購入車両から納車期間が延び、予算も翌年度に繰越しをさせていただいております。今年度につきましても、注文自体がなかなかメーカーさんから出るタイミングが決まっておりますので、今回も発注ができたのが12月になっておりまして、今年度におきましても予算の繰越しをお願いさせていただいて、3年でちょっと更新ができない状況となっております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。3年ごとということ、妥当なのか早いのかはちょっと分からないのですが、キロ数としてはかなりのキロ数ということで、分かりました。

ちなみにですけれども、入札で購入はされると思うのですが、下取りに出す購入価格等で、その場合の支払い等に関してなのですか、幾らぐらいで下取りできるのかなというところと、あとは差額はどれぐらいなのかというところです。

○地域戦略課長（下村充功君）

車両の購入価格ということですが、令和7年度、この前実施した購入につきまして申し上げさせていただきますと、車両の金額につきましては、当初予算を編成するときに見積りをいただいております。その際に約470万円ほどで見積りをいただいております。それで、使用している車両を下取り車という形で入札を実施させていただきまして、その差額分を購入費用という形でしております。

今年度入札しまして、購入費用につきましては、支払いは約110万円ほどで、下取りの車両が360万円という形でいただいております。こちらにつきましても、令和6年度から中古車価格の高騰ということがあるのか、購入金額が100万円ちょっとという形で、この2年だけこういう形になっております。

○8番（橋場友昭君）

ちょっとびっくりするような金額ですが、何しろちょっと財政が厳しいという中で、すごくいい情報かなと思います。

次の質問ですが、今後、町外への運行等は考えておりますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

町外への運行につきましてはですが、町長答弁でも申し上げましたとおり、今後、近隣市町村と連携した運行を検討する時期がそのときと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。町民の方からは、やはり武豊町にも行きたいなというところがあります。なので、またそういう機会がありましたらというのか、すぐにでも対応できるようなことで進めていただきたいと思います。

続きましての質問に移らせていただきます。

児童クラブのことにしても、今回、定員が60名ということなのですが、どのように決められたのか、教えてください。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

60名の定員の決め方ということでございますが、利用の状況だとか、部屋の広さなどを基に決定をしているということでございますので、よろしく願いいたします。

○ 8 番（橋場友昭君）

分かりました。部屋の広さ等々ということですが、分かりました。

ちなみにですけれども、児童クラブの金額等を教えてください。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

利用料につきましては、月額9,000円でございます。8月のみ1万2,000円となっております。

なお、町民税の非課税世帯であったり、ひとり親世帯、生活保護の世帯などについては、減免という形で制度がございまして、こちらについては月額6,000円、8月は9,000円ということでございます。

○ 8 番（橋場友昭君）

分かりました。減免もされているということ。児童クラブは皆さんが、でも60名ということなので、今回抽せんということだったんですけれども、抽せんの方はちなみにですけれども何名おられたのか、教えてください。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

抽せんをした人数でございますが、抽せんについては、8年度について新4年生、5年生、6年生ということで対象にいたしました。低学年から優先入会ということですので高学年ということになったわけですが、抽せんした人数としましては26名で、そのうち10名が入会できたという形、16名が外れたということでございます。

○ 8 番（橋場友昭君）

外れた方がおられるということなので、この方々はどうされているのかは分かりますか。何かほかのところに行っているのか、ほかのところではしているのか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

抽せんから外れた16名がどうされたのかということでございますが、まず、2名の方は利用申込みを取下げをされました。残り14名のうち、奥田児童クラブに空きがございまして奥田児童クラブに申込みをされた方が9名、奥田児童クラブは利用せずに河和児童クラブの空きがあるのを待つという待機をされるという方が5名という形でございます。

○ 8 番（橋場友昭君）

分かりました。奥田の空いているほうにということと、あとは待機されているということでございますが、やはり何か近いところというのか、皆さんが入れるようには思います。

あと、60名というのか、河和児童クラブですけれども、両方ですけれども、途中でやめられる方、1年通して来られるのかどうかというところの人数を教えてください。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

年度初め60名から始まってという形で河和は始まっているわけですが、実は4月以降、順番に退会されておられる方がおります。今の時点で合計で12名退会されております。奥田についても同様の傾向がありまして、奥田は9名退会をされているということでございます。

○ 8 番（橋場友昭君）

分かりました。そうすると60名から減ってということで、増やしてもまた1年たつと減っていく、退会されていくということですね、分かりました。

あと、大体何時ぐらいに帰られる方が多いのかということをお知らせください。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

利用が何時ぐらいまでの方がどれくらいいるかということでございますが、正直言って月により異なるということでございますが、実績が出ております直近の1月の実績で申し上げますと、河和児童クラブで申し上げます

と、ちょっと30分単位で集計した形で言いますと、17時までに迎えに来られた方というような形で集計しますと6名、その次の17時半まで、5時から17時半までに迎えに来られた方という形でございますと、少し先ほどより多くて12名、次の30分の18時までには9名、次の18時30分までが16名、最後19時までには利用者は11名という形でございました。奥田児童クラブについても同様な、似たような形の割合傾向でございます。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。大体平均的には十何名というところなのでしょうけれども、30分単位でということなので、分かりました。ただ、これ季節によっては違うと今あったのですけれども、大体これは平均なのか、多い時期、少ない時期というのがあれば教えてください。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

利用について、多い少ないということはないかと思えます。最後のお迎えが、例えば最後の19時までにとするのは、1月は少し多かったです。それまではもう少し早くお迎えが来ていたという傾向でございました。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。利用月数によっても違うということで理解をさせていただきました。

続きまして、子ども教室について質問をいたしたいと思えます。

子ども教室の実施はできますか。お願いします。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

御質問の実施はできますかということでございますが、本町においては現在実施しておりませんので、保護者等の要望で必要性があれば、実施を検討していきたいと考えております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。要望等があればということなのですけれども、実際にこの要望がどこでどうやって知ることが、保護者の皆さんとか町民の皆さんが知ることができるのかというのがなかなか難しいのかなと思うのですけれども、その点はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

住民の方の周知、それから要望をどういうふうにというところでございますが、現時点では、住民の皆様には放課後子ども教室についての周知、また、必要であるかの要望をお聞きする機会を設けることは考えておりませんが、放課後児童クラブよりもさらに拡大を望む声が保護者の皆様等から多数出てくることがあれば、検討してまいります。

○8番（橋場友昭君）

要望等があればなのですけれども、先ほども言ったのですけれども、なかなか出づらいのかなという要望かなとは思います。保護者の皆さんには何かしらそういう周知はしていただきたいのと、先ほど来の児童クラブとの兼ね合いも恐らくあるとは思います。縦割りで違うのは分かるのですけれども、その辺もしっかりとして行政の方々には考えていただいて、やりやすいというのか、皆さんが子育てをしやすい環境にしていきたいと思えます。

それとあと、連携を図っていきたいということがありました。この辺の連携とはどのような連携を考えているのか、お願いします。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

連携についてということですが、具体的な取組につきましては、実は令和6年度7年度には、年間を通してではございませんが、河和児童クラブ及び奥田児童クラブを利用している児童を対象に、日本福祉大学と連携して

トワイライトスクールとして、大学教授や学生さんを招いて算数、工作やスポーツの交流活動を実施しました。ですので、これが共通のプログラムを具体的に実施した形の一つかなと考えております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。トワイライトスクールは以前から皆さん質問されているとおりでございますし、実施していることも承知はしておりますが、なかなか皆さん全員の方が受けられているというような状況ではないと考えております。できればその回数も含めて少ないのかなというのは、保護者の皆さんが預けやすい環境ではないのかなと思います。今後検討をしていただきたいと思います。町長のスローガンにもある「子どもの笑い声のあふれるまち」ということでもありますので、しっかりと今後もやっていってほしいと考えております。

では、続きましての質問に移らせていただきます。

小中一貫校です。

今回、東部に河和小学校、河和中学校、西部に上野間小学校、野間中学校に決めたとのことでしたが、アンケートを取って、賛成321人、賛同しない319人とアンケート結果がありました。なぜ少ない、賛同しないほうを選んだのか、教えてください。

○町長（八谷充則君）

おっしゃるとおりでございますけれども、賛同できると答えた保護者と賛同できないと答えた保護者の差は2票であり、1票違えばどうするということで、ほぼ同数と判断いたしました。今回、見送りをさせていただいたのは、西部の小学校区全てにおいて反対が大きく上回ったことが大きな理由でございます。

さきの答弁でも申したとおりでございますが、これまでの説明会において、住民説明会、保護者説明会では、再編の必要性については、ほぼ7割程度の参加者の方から理解できたというお答えをいただいております。しかし、今回の結果は、特に西部の保護者の皆様の親の立場としてだけではなくて、地域に住み暮らし続ける住民として、1クラスとなっても西部に学校を残したいと、そうした思いが込められていると思います。そうしたことを総合的に判断し、見送ることといたしましたので、御理解いただきたいと思います。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。アンケートは皆さんのということですが。

1点、ちょっとそもそもなのですが、このアンケートを取るに当たってですが、今回場所が決定してからまた二転三転するというようなことでアンケートを取っておりますが、昨年の12月定例会においての一般質問の中であったということなのですが、このアンケートを本当に取ったほうがよかったのか、どうだったのかというのを教えてください。

○町長（八谷充則君）

このアンケートを取ったほうがよかったのかどうかということは、私は取ったほうがよかったと思っております。これは12月の定例会でも申し上げたことですが、大きく方針が変わってきたということもございますが、やはりあのまま進んだ場合に、3月の今定例会に来年度当初予算として、河和中学校に小学校をつくるという案の基本設計の議案を上げることになってまいります。そうした場合に、議員の皆様方としてもそうした地域の声を確認せずに、もちろん拾われていると思いますが、取らずに賛否を、いわゆる議員の方々への預けという形になってしまうものですから、それはやはり非常に責任が重くなるだろうということも、さきの12月の定例会では申し上げさせていただきました。と同時に、私どもとしても、やはりここは一度、保護者の方々の御意向を確認する必要があると思ひ、このアンケートを取らせていただきました。

結果としては、こういった形になりまして、最終的には方針を断念ということになりましたが、これまでの過

程、進め方についてはこれでよかったと私は思っております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。取ったほうがよかったというような判断ということも承知いたしました。

あと、アンケートもそうなのですけれども、各区の区長さん、学校と連携して動かれている各区長さんとか、教育委員会の皆さん等の意見等がなかなか出てこないのですけれども、その辺等はどのようなふうな話し合いなのか、いろいろな返事とかありますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校再編について、各区長さんですとか教育委員の皆さんとの意見交換をしてきたのかという御質問だったと思います。区長さんたちに対しましては、年に4回あります区長連絡会議におきまして、これまでの保護者の皆さんへの説明の仕方、また、今の現在私たちが検討している内容等について適宜情報を提供して、区長さんにそれぞれ意見を伺っている、これまでも言っております。教育委員会におかれましては、これも小中一貫校学校再編のもう肝腎要の核となるところが教育委員会ですので、当然教育委員の皆さんとは細かく意見交換をしております。

○8番（橋場友昭君）

意見交換をしているということですのですけれども、言える範囲で結構なので、意見交換でどのような回答があったのか、教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校再編全体のことをちょっと指しているのか、今回の河和中学校での整備がアンケートということになって至った経過を指しているのかちょっと分かりませんが、全てやはり教育委員の皆さんとは定例会を毎月開催しておりますので、随時私たちの考え、また必要に応じて総合教育会議という形で年2回定例の総合教育会議、町長も参加をしていただきまして会議を行っておりますが、今年度については、臨時の総合教育会議も数回行っております、町長から直接考え方を教育委員の皆さんにお話をして意見を共有する場を持っております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。町長が出て、そこで話されているということで承知をいたしました。

続きましてですけれども、報告会等で令和13年度に向けて統合していくということでしたけれども、これは間違いはないですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

本日も町長が答弁申し上げました。また、住民説明会の際にも住民の方から質問がありました。これは決定なのかという御質問がありました。今日、町長が答弁したとおりでございます。この方針で進めてまいりたいと思っております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。進めていくということで、当初の令和10年ということもありましたので、ちょっと質問をさせていただきたいのは、今日も午前中、同僚議員にもありましたけれども、統廃合ではなく新しい学校を建設していくと、新しい形の教育をやっていくというようなことでした。その場合ですけれども、学校の名前等はどのように考えているのか、お聞かせください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

私たちが東・西に小学校を設置するというふうに変えたのは、保護者アンケートを取ってからですので、当然まだそんな検討はしておりませんし、これから必要な検討だと思っておりますので、しっかりとそういう組織体

をつくって検討してまいりたいと思っております。

○8番（橋場友昭君）

これからということでしたけれども、学校の名称等に関しては、まだアンケートを取ったばかりなのでこれからということとは分かります。でも、それに伴い令和10年までということまで走ってきたものですから、制服、ジャージ、ランドセルやサブバック等、いろいろなことが出てくると思います。こういうところはもう既に動いていたのか、何もまだまだというところなのか。保護者の皆さんが一番感じるところがあると思います。これからどうしていったいいのかなど、その辺はどうなのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

制服については、小学校は制服がありませんので、中学校の制服については、既に町長も別の際に皆さんにお伝えさせていただいたように、現在、中学校の新制服導入に関する準備委員会を設けまして検討を始めております。令和10年4月から新制服が導入できるような、制服に対する検討の準備をさせていただいております。御質問にありましたジャージとかそういった細かいことにつきましては、これから検討すべきことだと考えております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。これからということですが、一貫校という進め方をしてきた中ですが、今回、東・西にということになってまいりますと、またジャージ等も別々になるのか一緒にしていくのか、本当に細かいことですが、皆さんにちゃんと、その辺は考えていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

先ほど申し上げたように、ジャージとかについては、これからしっかりと学校の先生、保護者の代表も含めて考えていくことだと思っております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。しっかりと検討していただいて、保護者の皆さんともその辺はまた話す機会があったら進めていただきたいと思います。

続きましてですが、教育の中身について少し質問をさせていただきたいと思います。

1月13日と1月30日、名古屋市の山吹小学校に2回視察に行かせてもらいました。その中で、ナゴヤ学びのコンパス、全ての子供が自分らしく幸せに生きていくためにというようなことがあり、これは美浜町でもやっているのではないのかなという中身もございました。今すぐにはないのですが、今後こういったことの教育の中身を美浜バージョンというのか、中身でもしっかりとやっていただきたいと思いますと思うのですが、そういう考えはございますか。

○教育長（伊藤 守君）

山吹小学校は私も見させていただきましたけれども、山吹小学校の実践につきましては、令和3年1月に中央教育審議会答申で提唱されました「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ろうとして、主体的に学ぼうとする子供、自立した学習者を育てようとするすばらしい実践だと感じました。

本町においては、例えば、9年間を系統立てたふるさと学習を進めていく学習過程において、課題を個人で調べたり、友達と協力して調べたり、調べたことを個人やグループで発表したりする場面を意図的に設定し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に進めることができる指導計画を作成するなどして、主体的に友達と対話しながら、夢中になって課題に取り組む子供たちの姿を目指したいと思っております。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。やれる範囲内で結構ですので、やっていていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問です。各学校の保護者、児童生徒が抱える不安への対応ということですが、不安等を現状ではどこに言っているのか、今、自分の通っている学校等とは思うのですが、今後変わり得る保護者会、PTAとか、いろいろなことに関しての不安があると思います。この点に関しては、どこにどのように話をしているのかという質問です。お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校再編に係る不安ということだと思っています。学校再編に係ることは、私たち美浜町教育委員会の学校教育課で対応しております。説明会や意見交換の場につきましては、今後、PTAや学校に出向いて個別の場面でつくっていきたくて思っておりますが、不安な点、お問合せなどは随時承っております。

今後も情報共有と情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（橋場友昭君）

分かりました。教育委員会でしっかりとやっていただけるということなので、分かりました。しっかりとやっていていただきたいと思います。

それでは、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、橋場友昭議員の質問を終わります。橋場友昭議員は自席にお戻りください。

〔8番 橋場友昭君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を2時ちょうどといたします。2時に再開いたします。

〔午後1時45分 休憩〕

〔午後2時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 丸田博雅議員の質問を許可いたします。丸田博雅議員、質問してください。

〔7番 丸田博雅君 登席〕

○7番（丸田博雅君）

皆さん、こんにちは。7番、チャレンジみはま所属、丸田博雅でございます。

それでは、今回3項目を質問したいと思います。

まず、いつ来るか分からない南海トラフ巨大地震の本町の対応についてです。

令和7年3月、1年前ですが、公表されました南海トラフ地震の想定ですと、震度が6から7、最大津波高は想定ですが、美浜、南知多が8メートルから10メートル、津波の地震の発生から到達時間につきましては、伊勢湾、三河湾、1時間から2時間という発表がございました。大きな被害が予想されます。本町の防災の考えをお尋ねいたします。

次に、今回の一般質問で何名かの同僚議員と同じ質問になり重複するかもしれませんが、学校再編についてです。

私も卒業生であります、100年以上の歴史のある河和南部小学校が令和4年4月に廃校され、河和小学校に統合されました。非常に寂しい思いもありますが、今後の子供たちのためにも皆さんに納得していただいたという経過もございしますが、今後も教育施設、環境を考え、方向を示されるよう切にお願いし、お尋ねいたします。

最後に、働き方改革による中学校部活についてです。

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に基づいて質問をいたします。

最初に、先ほど申しましたように、1番、大災害に対する本町の対応についてです。

近年、各地において巨大地震をはじめとする大災害等により、多くの建物や人的被害が報告されています。大災害から町民の生命と財産を守るため、いま一度、防災対策等について、次のとおり質問をいたします。

(1) 避難所となる各学校体育館の耐震性はどうなっていますか。

各地で避難場所となる学校体育館の耐震性についてお答えください。

(2) 各地区の防災訓練についてです。

各地区で防災訓練が実施されていますが、実績についてお答えください。

(3) 児童生徒が在校中に発災した場合の対応についてです。

児童生徒が在校中に発災した場合、避難場所を含めた対応についてどのように考えていますか。

(4) 都市計画道路知多東部線についてでございます。

発災時に緊急車両の通行や物資を搬入するため、特に必要性の高い知多東部線ですが、知多西部線も含めた建設の見通しについて説明をお願いいたします。

大きい2番目、美浜町小中学校再編についてでございます。

年々進む少子化と各学校施設の老朽化は大きな課題であると考えます。今後の学校再編の方向性を伺うため、次のとおり質問をします。

(1) 美浜町が目指す特色ある教育とは何ですか。

美浜町の恵まれた環境を生かした教育、とりわけ日本福祉大学及び付属高校との教育連携で具体的に進めている教育はどのようなものがありますか。

(2) 小中一貫校9年間の教育内容は。

以前視察した他の自治体の小中一貫校では、初等部4年間、中等部3年間、高等部2年間での運用でしたが、美浜町の計画について説明してください。しかし、本年2月18日の中日新聞では断念とありましたが、今後の方向性はどうなりますか。

大きい3番目、働き方改革による中学校の部活動についてでございます。

教員の働き方改革による休日における部活動の指導について、本町の地域移行の現状を説明してください。

以上ですが、分かりやすい答弁をお願いし、壇上からの質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

丸田博雅議員の御質問にお答えいたします。

私からは、大災害に対する本町の対応についての2点目、各地区の防災訓練について及び4点目、都市計画道路知多東部線についての質問にお答えし、1点目の避難所となる各学校体育館の耐震性はと、3点目の児童生徒が在校中に発災した場合の対応について及び働き方改革による中学校部活動についての御質問については教育長が、美浜町小中学校再編についての御質問は教育長が答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

はじめに、大災害に対する本町の対応についての御質問の2点目、各地区の防災訓練についてでございますが、本町では町の合同防災訓練とは別に、各自主防災会による防災訓練を毎年実施していただいております。

きましては、避難訓練をはじめ防災講座や避難所運営訓練、初期消火訓練など、延べ2,800名の方が参加されました。

また、今年度の美浜町河和南部地区合同防災訓練では、320名の方に御参加いただき、初めて実施したペット避難訓練や自主避難から飲料水運搬訓練、救援物資配布訓練など、実践的な内容の訓練を行い、午後からは職員30名による住家被害認定調査訓練も併せて実施いたしました。

今後も防災訓練への参加促進に向けた周知強化や防災意識を高める取組を引き続き進めてまいります。

次に、御質問の4点目、都市計画道路知多東部線についてでございますが、議員おっしゃるとおり、知多東部線、知多西部線は、災害時における緊急輸送を担う本町にとって欠かすことのできない道路であります。

モニターの図面を御覧ください。

知多東部線につきましては、武豊町富貴からの南進の整備は、鉄道との立体交差などの課題が多いため、まずは交通渋滞の緩和に向け、図面右側の太い赤色実線の北方二丁目から河和台までの区間において、愛知県が令和6年度から予備設計に着手し、これから現地測量、地質調査などを行い、事業化に向けて進めていくと伺っております。

また、知多西部線につきましては、来る3月28日土曜日、図面左上の赤線実線の常滑市坂井から上野間の県道小鈴谷河和線までの約2キロメートルの区間が開通する予定でございます。

この先の知多西部線のさらなる延伸につきましては、現時点において具体的な事業化は示されておりませんが、引き続き県に要望してまいりますのでよろしくお願いいたします。

私からの壇上での答弁は以上でございます。

[降壇]

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、大災害に対する本町の対応についての御質問の1点目、避難所となる各学校体育館の耐震性にはについてでございますが、町内全ての小中学校の体育館について耐震改修工事は完了しており、耐震基準を満たしております。

次に、御質問の3点目、児童生徒が在校中に発災した場合の対応についてでございますが、各学校において、防災計画を定めており、避難場所への避難を含めた訓練を実施するなど、適切に対応しております。

次に、働き方改革による中学校部活動についての御質問でございますが、本町といたしましては、学校における働き方改革や少子化が進行する中、従来の体制で運営することが難しくなっている現状を踏まえ、令和8年9月から休日の部活動については、美浜町スポーツ協会や文化協会の加入団体、一般社団法人みはまスポーツクラブ等を含む美浜町認定地域クラブでの活動に代わる予定をしております。

なお、平日については、これまでどおり中学校での部活動を行います。

そのことにつきましては、昨年4月に全小中学校のPTA総会において、また、今年1月には中学校新入生入学説明会、さらに、現在の中学1・2年生の生徒に説明しておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤守君）

次に、美浜町小中学校再編についての御質問の1点目、美浜町が目指す特色ある教育とはについてでございますが、特色ある教育で、現在、具体的に進めているのは、日本福祉大学との連携でございます。

例えば教育・心理学部の教員を目指している大学生に、5月から12月の毎週木曜日に、町内全ての小中学校で、学習支援などをしていただいております。大学の先生には、教職員を対象にした研修会の講師、支援が必要な家庭に関するケース会議での助言、特別な支援が必要な児童生徒の就学に関する助言、パラリンピック教育の授業

などを行っていただいています。また、大学内の室内温水プールをお借りして、水泳の授業を実施しており、来年度からは全小学校を対象に実施する予定でございます。

今後につきましても、大学と協議を重ねて、教育連携をさらに発展させ取り組んでいきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、小中一貫校9年間の教育内容はについてでございますが、小学校は6年間、中学校は3年間で考えております。

なお、ふるさと学習については、義務教育9年間で系統立てた学習を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○7番（丸田博雅君）

それでは、前回、去年でしたが同じような質問をしたんですが、東日本大震災1年後に私は視察に行っていました。現地の消防署の話に人的被害の最も少なかった地域は、十分なる防災訓練を行っていたところだという話を聞いてちょっとびっくりしたわけですが、こういった関係で本町の防災訓練について、順次質問をさせていただきます。

町内全ての小中学校体育館について耐震性の問題はないと、先ほど回答でありましたが、体育館の収容人数と備蓄の状況を教えてください。

○防災課長（三枝利博君）

体育館の収容人数と備蓄の状況を教えてくださいということで、緊急指定避難所としまして指定をしております各体育館の収容人数につきましては、各学校の体育館の広さにもよりますが、3,061名の避難者を受け入れることができ、一時避難の方も合わせますと合計5,942名の方を受け入れることができます。

また、備蓄につきましては、令和7年12月末現在で備蓄食約2万食、保存水500ミリリットル約2万3,500本を保有しております。

○7番（丸田博雅君）

細かな数字を挙げていただきました、ありがとうございます。

それでは、次の質問として、町と河和南部地区合同防災訓練では、新たにペット避難の訓練が行われた。どのような内容だったかを教えてください。

○防災課長（三枝利博君）

昨年の11月30日の日曜日ですが、防災訓練に合わせて県内でも珍しいペット避難訓練を実施させていただきました。訓練内容としましては、1つ目がペット避難受付票の模擬体験、2つ目につきましては実際にペットを連れての避難所体験、3つ目がペット避難啓発パネル展示等を行いました。

○7番（丸田博雅君）

先ほど午前中にも、このペットのお話が出ましたが、私のうちも猫を飼っており、どこの家庭でも多くの飼ってみえる家庭ではひとつ癒しになるペットかなというふうに思っておりますので、こういった震災の対応も必要かなというふうに思っております。

それでは、この訓練で成果や課題があったら教えてください。

○防災課長（三枝利博君）

ペット避難の成果としましては、災害時には飼い主がペットの管理を全て自身で行うといったことを分かってもらえたこと、あと避難所ではペットと一緒に過ごせないということを再認識いただきました。

課題としましては、自宅から避難所までのペットケージ、あと餌の運搬方法の検討が必要などの意見もありまして、ぜひ今回の訓練を参考に、令和8年度の防災訓練においてもペット避難訓練を計画し、広く住民の皆さまに普及させていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○7番（丸田博雅君）

それでは次に、合同防災訓練の午後から行われました職員による住家被害認定調査訓練の内容を教えてください。

○防災課長（三枝利博君）

これまで、住家被害認定調査につきましては紙で行われておりましたが、今年度導入しました被災者支援システム、これによりまして現地調査の際にタブレット、これを使用しまして税務情報とリンクするなど情報入力、これをリアルタイムに行えるようになりました。現地災対本部員がシステム開発会社から使用方法についての講習を受け、その後、想定に沿った被災住宅を対象にシステムを使用した被害認定についての訓練を行いました。このことによりまして、大規模災害が発生した際に、罹災証明書の発行、あと必要な住家被害認定調査が迅速化され、被災者の生活再建支援を早期に実現することが可能となります。

○7番（丸田博雅君）

今、課長から説明がございましたように、震災が来た場合の被害の対応についてこういった形でされるというのは、一つの安心感とまではいきませんが、気持ちの中ではそういったものがあるかと思っておりますので、今後もしっかりと防災訓練のときに住民に分かるような説明をお願いしたいと思っております。

それでは次に、先ほどから何回も申し上げておりますが、大災害時に迅速な対応が当然求められます。いろいろな想定をした訓練を今後も続けていただけたらと思っておりますが、児童生徒が在校中に発災した場合の対応について、先ほど教育部から話が一部ありましたが、どのような避難訓練的なものをおこなっているのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校の規模とかによって違いますが、それぞれの学校で防災計画をつくってございまして実施をしております。

○7番（丸田博雅君）

私としては、先ほど東日本大震災、東南海大地震等々を含めて、非常に大変な高い津波が予想されておるわけです。それで海岸線に近い学校等々については、子供たちの避難場所、これが非常に問題になってくると思います。そういった点も今後、子供たちのためにも、あるいは保護者の安心のためにも、ひとつ考えていただければと思っております。

実は、河和中学校は海拔3メートルぐらいですか、たしか。七、八メートルの津波が来るといって、どこへ逃げていいのやらということも考えられます。今後、しっかりとそういった検討も重ねていただいて、避難訓練の中に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次でございます。働き方改革。

最後のこととなりますが、働き方改革による中学校部活動についてでございますが、返答をいただきました。これ、私は一つ問題があるのかなど。これは想像ですが、前回、名古屋市の山吹小学校に視察訪問した場合には、小学校でしたが、部活でいろいろな表彰状が廊下に飾ってありました。それで、私は校長先生に質問をしたわけです。土日、祝日での子供たちへの指導はどうしていますかという質問をした折に、校務主任の先生だったと思うのですが、名古屋市教育委員会からきちとした人というか、資格がある、あるいは指導力のある人を選任して要望された各学校に配置をしていますということでありました。

ふだん、平日は学校のクラブ活動については学校の先生が指導しておると思うのですが、いわゆる外部の人た

ちとの指導の違いが、食い違いができた場合に、子供たちの受け取り方が非常に厳しくなる、問題になると思っております。その点も含めて今後検討をしていただきたいと思います。

最近も、東海市出身のスケートの選手が金メダルを取ったと、非常に大きな話題になっております。子供たちもそういったものを見ますというと、部活に対しては非常に興味を持っているのかなという思いがありますので、その点もひとつ御検討をお願いいたしたいと思います。

私の質問はこれで最後になりましたが、先ほども申しましたように、最初の1番の質問で、いわゆる南海トラフ地震のことをお話をいたしました。私もちょっと調べてみたんですが、2年前の能登半島地震、これは皆さんも記憶にあると思います。マグニチュード7.6、最大震度7、死者・行方不明者が460人。その後、9月には大洪水があり、避難生活が引き続き大変な状況にあるということ。この地方でもそういった重なったことも考えられます。

それから、先ほど私がちょっとお話ししたんですが、東日本大震災では、15年前になりますが、死者・行方不明者が1万5,900人。それからもっと前、31年前ですが阪神・淡路大震災、これは死者・負傷者が4万4,000人、このような数字が出ております。この地方もある意味では予想されておるそういった被害も出ておりますので、ひとつ今後ともしっかりと災害等に取り組んでいただいて、美浜町が安心・安全であるようなそういったまちづくりを今後もぜひしていただきたいと思います。

私からまだ時間はたっぷりありますが、私のほうは以上で、最後に、先ほど来申し上げております町民の安全・安心の確保と、そして、将来ある子供たちの本町のよき環境の中によき学校施設を、町と議会が共にしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

これで、私の再質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、丸田博雅議員の質問を終わります。丸田博雅議員は自席にお戻りください。

〔7番 丸田博雅君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を2時45分とします。

〔午後2時28分 休憩〕

〔午後2時45分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 大寄暁美議員の質問を許可いたします。大寄暁美議員、質問をしてください。

〔3番 大寄暁美君 登席〕

○3番（大寄暁美君）

皆さん、こんにちは。3番、美浜みらい所属、大寄暁美です。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき質問させていただきます。今回は大きく2つの質問をいたします。

1つは、保育所の再編についてです。

1、保育所の再編について。

1月の行政報告会において、令和9年度に保育所を再編するという説明がありました。ここ数年、出生数が極端に減少している中、適正規模等を考えると致し方がないことだとも感じていますが、反面、乳児保育の需要に

については高まっているとも聞いています。現在の保育所の利用状況や再編内容などについて質問いたします。

(1) 現在の各保育所の定員充足率は。

現在、町内に保育所が5つありますが、それぞれの保育所の定員と園児数、そして充足率を、また、近年の年度ごとの出生数を教えてください。

(2) 保育所の再編の内容は。

令和9年度に予定されている再編の内容を教えてください。

(3) 保護者への配慮は。

保育所の再編については、既に保護者の方々には発表されていると聞いていますが、問合せ等がありましたか。また、再編により保護者の方の送迎の負担が増えると思いますが、負担軽減のための配慮や支援を考えていますか。

2つ目の質問は、美浜町福祉センターの利用についてです。

2、美浜町福祉センターの利用について。

12月定例会で、福祉センターの土地建物購入費用798万4,000円が可決され、購入が決まりました。現在、美浜町社会福祉協議会をはじめ、いくつかの事業所の使用や町の事業が行われています。今回の購入により、利用可能なスペースはどのくらいあり、今後どのように利用する予定ですか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

大寄暁美議員の御質問にお答えいたします。

初めに、保育所の再編についての御質問の1点目、現在の各保育所の定員充足率についてはでございますが、令和8年2月1日現在での各保育所の定員充足率は、布土保育所のゼロ歳・1歳・2歳のいわゆる乳児については90.9%、3歳・4歳・5歳のいわゆる幼児については47.8%、保育所全体では53.8%。河和保育所では、乳児は93.9%、幼児は82.4%、全体では84.1%。野間保育所では、乳児は90.9%、幼児は36.4%、全体では41.8%。奥田保育所では、乳児は81.8%、幼児は39.4%、全体では43.6%。上野間保育所では、乳児は100%、幼児は35.4%、全体では41.8%。町全体では、乳児は92.2%、幼児は53.7%、全体では58.4%でございます。

また、直近5年間の年度ごとの出生数については、令和2年度が88人、令和3年度が95人、令和4年度が69人、令和5年度が66人、令和6年度が64人でございます。

次に、御質問の2点目、保育所の再編の内容についてはでございますが、令和9年度に、布土保育所及び野間保育所を閉所し、河和保育所、奥田保育所、上野間保育所の3保育所で運営するよう検討しております。

次に、御質問の3点目、保護者への配慮についてはでございますが、保護者の皆様に再編を検討する旨の御案内をしてから現在まで、問合せ等はございません。

また、送迎の負担軽減のための配慮や支援については、美浜町保育施設将来基本構想に記載はございますが、構想策定後、南部保育所を閉所した際には通園支援等は行われておらず、本町の現在の財政状況においては、実施は難しいと考えております。

次に、御質問の2点目、美浜町福祉センターの利用についてでございますが、現在、社会福祉法人美浜町社会福祉協議会、公益財団法人美浜町シルバー人材センター及び美浜町教育支援センター（ホープみはま）が使用し

ております。

購入後におきましては、現在、中部電力パワーグリッド株式会社が専用使用しております駐車場 8 台分、1 階では雑品庫が 2 部屋、2 階では通信機械室、バッテリー室、空調機械室、保健室及び女子ロッカー室を町で管理することとなりますが、電力会社特有の建築構造で窓がなく閉鎖的な空間で、ダクトや温水器の設置により他の用途に使用できない部屋もございます。このため、現状においては事務所や会議室等としての利用は難しく、当面の使い道といたしましては、雑品庫や倉庫としての使用を考えておりますので、よろしく願いいたします。壇上での答弁は以上でございます。

[降壇]

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○3 番（大嵯暁美君）

それでは、保育所の再編についてから再質問いたします。

いただきました答弁から、現状、どの園も乳児の充足率は高いですが、幼児については、河和保育所以外、定員の半数以下であることが分かりました。

では、町内 5 つの保育所の定員数の合計は、乳児、幼児それぞれ何人ですか。また、令和 8 年度の申込状況は、乳児、幼児全体について、それぞれの充足率を教えてください。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

では、まず町内 5 つの保育所の定員の合計でございますが、乳児が 77 人、幼児は 553 人、合計で 630 人となっております。

また、令和 8 年度の申込状況は、乳児が 64 人、幼児は 251 人、全体で 315 人となっております。それぞれ割り返した充足率ということでは、乳児は 83.1%、幼児は 45.4%、全体で 50%となっております。

○3 番（大嵯暁美君）

全体の充足率が、今年度が 58.4%、そして来年度は 50%になるということで、入所児童が減少していることが分かります。また、出生数も減少し、ここ数年増える見込みはなく、再編も仕方がないことが分かりました。

では、令和 9 年度に 2 つの保育所を閉所するというのですが、答弁から、乳幼児数の減少が主な理由だということとは分かりますが、今回再編に至った理由や再編の保育所をどのように選んだかなどを教えてください。

○厚生部長（中村裕之君）

ただいまの御質問でございます。再編に至った理由や再編の保育所をどのように選んだのかという御質問だったかと思えます。

まず、令和 8 年度には急速な少子化によりまして、保育所入所児童が減少したため、河和保育所を除きます布土、野間、奥田及び上野間保育所では、3 歳児年少と 4 歳児年中について合同保育を実施することといたしました。しかしながら、本来ですと学年ごとの成長に合わせた保育が望ましいと考えておまして、令和 9 年度以降はさらに入所児童の減少が見込まれますことから、布土及び野間保育所を閉所して、河和、奥田及び上野間保育所の 3 保育所にするにより、学年ごとの児童数を確保するものでございます。

また、閉所保育所の選定理由といたしましては、児童数が少なく、合同保育を実施する 4 つの保育所の中で、布土及び野間保育所については、園舎建築から 50 年以上経過しており、老朽化の状況から選定いたしました。

○3 番（大嵯暁美君）

今年度、河和保育所は、隣接の児童館の中に 2 部屋、乳児の部屋を改修して増設しましたが、令和 8 年度、再

編が行われる令和9年度には、また部屋が足りなくなるということはないですか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

議員のおっしゃられるように、令和8年度について河和保育所で乳児、2歳児の部屋を増設いたしまして、入所できる児童数を10人増やすことにより、令和8年度入所できる数を確保しております。9年度以降につきましても、乳児が入所できる数を確保しつつ、再編を行ってまいります。

○3番（大嵯暁美君）

それでは、ちょっと合同保育について聞きたいと思います。

先ほど答弁で、来年度、もう来月からですけれども、河和保育所を除く保育所で年少と年中の合同保育が行われるということですが、配置基準では、3歳児クラスでは15人の子供に1人の保育士、4歳児クラスでは25人に1人となっています。どちらの基準で合同保育を行う予定ですか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

基準についてということですが、どちらの基準ということですが、どちらの基準も満たすような形でというふうに考えております。3歳児1人を15分の1として、4歳児1人を25分の1というふうにしまして、それぞれ人数を乗じて合計した数が1以内になるという形で基準を満たすというふうに考えておりますので、お願いいたします。

○3番（大嵯暁美君）

合同保育について、もう一つ質問します。

学年が異なる子供たちを保育するという事は、保育士さんにとっては負担にはなりませんか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

合同保育についてでございますが、合同保育は、今まででも例えば子供の人数が少ない日、土曜日だとか、夏休み期間など、そういったときには実施しておりますので、初めてで不慣れということは現場の保育士さんはそういうことではございませんけれども、1年を通じて実施するという事で、担任する保育士さんが負担を感じるケースがある場合につきましては、例えば所長代理が補助するとかそういったことで各保育所内でフォローをしっかりと行いまして、また、必要であれば町内保育所全体で協力していく体制を取っていくという事でございます。

○3番（大嵯暁美君）

今度、再編が行われる令和9年度なのですけれども、何か単純に考えると、保育士さんがあぶれてしまう、たくさんになっちゃうのかなと、余ってしまうんじゃないかなと考えますけれども、どうなのでしょう。

○厚生部長（中村裕之君）

再編後の人事配置につきましては、役職者、所長ですとか園長になりますこちらの兼務を解くことといたしまして、また、一般の保育士におきましては、会計年度任用職員の任用を調整することで対応したいと、このように考えておりますのでよろしくお願いたします。

○3番（大嵯暁美君）

それでは、令和9年度に閉所される保育所のその後の利用などは考えておりますか。

○厚生部長（中村裕之君）

閉所後の保育所の利用でございますが、建物の老朽化も相当進んでおりますので、閉所後の利用につきましては現時点では決まっております。

○3番（大嵯暁美君）

第1答弁では、基本構想に記載されている通園支援の実施は難しいと先を越されて答えられましたが、保護者にとっては通園が大きな問題になると思います。御家庭によっては、祖父母の方が徒歩にて送り迎えをされていると聞いておりますし、自転車で通われている姿も見かけたことがあります。問合せがないということですが、再編によって起こる問題など、保護者にアンケートを実施する予定はありませんか。

○厚生部長（中村裕之君）

ただいまの御質問でございますが、単純に保護者にアンケートを取るのではなくて、保護者の皆様に説明をしっかりとした上で御意見等いただければというふうに考えております。御要望の内容によりましては対応できない場合もあるかと思いますが、極力利用しやすい保育所運営を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○3番（大嵯暁美君）

1年ありますので、説明会の開催、そしてその後、再編によって起こる困り事を聞き取っていただいて、保護者の方に寄り添っていただけたらと思います。お願いいたします。

私も昔、子供を保育所に預け、美浜から半田に通勤しており、延長保育も利用させていただきました。仕事を終えお迎えに向かうとき渋滞が重なったりすると、運転しながら一人でひどく焦っていたことを今でも鮮明に覚えています。今回の再編で、通園時間、通勤時間の往復が長くなる御家庭が増えると思います。ぜひ朝を30分早く、夕方を30分長く延長できないでしょうか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

保育所の開所時間延長ということだと思いますが、開所時間の延長につきましては、前後30分とはいっても、やっぱり人員の確保ですとか経費、そういったことが必要でございます。利用の状況によりまして検討させていただきたいと思います。

○3番（大嵯暁美君）

ぜひ保護者の方の要望があれば対応していただきたいと思います。

では、保育所再編の最後の質問ですが、令和9年度の再編に向け、現在別々の保育所に通っている園児たちの交流の機会をつくる、交流の機会を増やすということを考えていませんか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

交流の機会についてでございますが、現在、西部の3保育所においては、既に合同で交流会ですとか、運動会を合同で行っているということで実施をしているということでございます。

あと、それ以外に現時点ではちょっと検討中ということではございますが、布土保育所の園児については、河和保育所に送迎していただいて河和保育所で一緒に保育を行う機会を設けるとか、野間保育所の園児については、奥田保育所で同様に送迎をしていただきまして奥田保育所にて一緒に保育を行う機会を設けるなどということを考えております。

○3番（大嵯暁美君）

もうその頃は少人数でそれぞれの保育所でやっているの、よい機会になると思いますので、ぜひやってください。

今回の保育所の再編は大変残念なことです。しかし、子供の出生数が減少する状況ですので、仕方がないかと感じています。しかし、再編により保護者の方が就労時間を減らしたり、美浜町から転居したりしないように、小まめに聞き取り調査やアンケートを実施していただき、来年の春、保育所を変わらなければならない子供さんの戸惑いや不安、そして保護者の方の負担など、少しでも軽減していただきたいと思っています。

これで保育所再編について質問を終わります。藪井課長、最後まで丁寧な回答ありがとうございました。

それでは、このまま引き続いて、福祉センターの利用について再質問いたします。

まずは、福祉センターを購入するとの判断に至った経緯、理由を教えてください。

○福祉課長（夏目貴子君）

福祉センターを購入することになった経緯はどの御質問ですが、令和2年度から令和6年度の賃貸借期間が令和7年3月31日に満了するのに伴い、現所有者より、引き続き賃貸借利用する場合は一棟貸しでの利用となることが社内で決定しました、購入の意向がありますかとの相談がありました。一棟貸しでの賃貸借利用する場合と、購入して利用する場合の経費を比較検討した結果、購入するという結論になりました。

○3番（大嵯暁美君）

それでは、福祉センターの築年数、また、今後どのぐらいの期間利用できると考えられますか。

○福祉課長（夏目貴子君）

福祉センターは、昭和59年10月に建築されました。現在、築42年目となります。今後利用できる期間についてですが、償却資産の耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令より、建物の構造が鉄筋コンクリート造事務所の場合の耐用年数は50年です。残存年数8年ですが、現所有者に確認したところ、8年以上利用できる見込みとのことでした。

○3番（大嵯暁美君）

それでは、今後考えられる修繕等がありますか。

○福祉課長（夏目貴子君）

今後、長期間にわたり使用していくために、LED化工事及び屋上防水工事が必要であると考えております。

○3番（大嵯暁美君）

賃貸借と購入した場合を比較したとのことですが、解体費用はどの程度見込んでいますか。

○福祉課長（夏目貴子君）

解体費用は8,800万円の見込みです。

○3番（大嵯暁美君）

現在は町が借りて、2つの事業所と町の1事業者が利用しているのですが、電気代、ガス代、水道代はどのくらいか、その料金は各事業所や事業に請求しているのか、それとも賃料に含まれているのですか。

○福祉課長（夏目貴子君）

電気代及び水道代は現所有者への賃料に含まれております。そのため、具体的な金額の把握はできておりません。また、ガスの使用はございません。

○3番（大嵯暁美君）

それでは、今回新たに7つのスペースができたということですが、それぞれの広さを教えてください。

○福祉課長（夏目貴子君）

各部屋の広さはどの御質問です。1階には備品庫が2部屋ございます。備品庫1は、11.7平米、備品庫2は階段下のスペースのため、面積は分かっておりません。2階には5部屋あります。通信機械室が36.6平米、バッテリー室が13.3平米、空調機械室が38.3平米、保健室が13.5平米、女子ロッカー室が7.9平米です。

○3番（大嵯暁美君）

今説明のあった7つのスペースは、答弁では倉庫のような利用方法しかないという話でしたが、このことは買う前に分かっていたことですか。

○福祉課長（夏目貴子君）

購入の予算措置を講じたため、先月2月9日に現所有者と共に現地を確認しました。現所有者より、2階にあります通信機械室及びバッテリー室の中にある機械を処分した報告はいただいておりますけれども、室内がどのような状況であるかは、現地の確認を行って初めて確認ができました。

○3番（大寄暁美君）

それでは、最後の質問です。ちょっと長いですが。

今回、購入によりできたスペースは雑品庫や倉庫としての利用になるとのことですが、そこを利用してフードバンク、フードパントリーを常設してはどうでしょうか。

ちょっと古い話になりますが、令和3年6月定例会の一般質問において、フードバンクの開設について伺った際、近隣市町では社会福祉協議会においてフードバンクが開設されており、美浜町社会福祉協議会においても、開設に向け調査研究し、立ち上げの準備をされているところという回答で、フードバンクの開設に向けた問題としては、冷蔵や冷凍食品、生鮮食品、野菜などの保管場所の確保、それから管理に係る予算、人員など、また、フードバンク、フードドライブ、フードパントリーなど形態が様々であるため、どのような形態で設立するかが課題ということで、町としては早期の開設に向け、社会福祉協議会と協力してまいりたいという答弁をそのときいただいています。ちょっと長かったですね。

そのとき、常時食品が保管できる場所の確保が大きな課題だと伺っておりました。今回、社会福祉協議会のある建物内にスペースができたということですので、フードバンクもしくはフードパントリーを開設していただきたいと思います。どうでしょうか。

○福祉課長（夏目貴子君）

フードバンク、フードパントリーを常設してはどうですかという御質問ですが、初めに、現在のフードバンク、フードパントリーの状況から御説明いたします。

美浜町社会福祉協議会に確認しましたところ、フードバンクは現在実施しておりません。フードパントリーは、フードパントリーという言葉は使っておりませんが、随時、生活困窮者世帯への食料支援の取組を個別の対応にて行っています。また、現在は、食料品の寄附などが減少しており、保管するほどの量の食料品が集まっておりません。そのため、提供できる食料品があるときに、対象と思われる御家庭に声をかけております。

このような状況を踏まえて、引き続き美浜町社会福祉協議会と協議検討をしております。

○3番（大寄暁美君）

今、物価高騰で全国的にフードバンクに食料品、食材が集まらないということで、大変運営が苦勞しているということは聞いております。だからこそ今、食料に困っている方々が増えています。今、保管する食料品がなくても、まずは増えたスペース、今回増えたスペースをフードパントリー用に確保していただき、時期を見て常時開設できるフードパントリーを造っていただきたいと思います。

今回、福祉センターを丸ごと使えるようになるということで、新たなスペースを利用し、建物の名前どおり、福祉やボランティア活動の拠点にできるのではと大変期待していましたが、倉庫としてしか使用できないということで大変残念です。今後、フードバンク、フードパントリーをはじめ、少しでも有意義な利用法を考えていただきたいと思っています。

少し早いですが、以上で質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席にお戻りください。

〔3番 大寄暁美君 降席〕

○議長（野田増男君）

これもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、3月5日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午後3時14分 散会〕

令和8年3月5日（木曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月5日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	都筑新悟君
3番	大嵯暁美君	4番	廣澤毅君
5番	荒井勝彦君	6番	大岩靖君
7番	丸田博雅君	8番	橋場友昭君
9番	野田謙弥君	10番	中須賀敬君
11番	野田増男君	12番	森川元晴君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	戸田典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	宮崎典人君	議会係長	江本真実君
--------	-------	------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いたします。

会議に先立ち、お願いいたします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、9名の議員より質問の通告をいただいております。本日は、そのうち3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等の時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおきましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員におきましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後、再質問においては一問一答といたします。なお、質問に徹することを心がけ、要望やお願いを述べる場ではございませんので慎んでいただくようお願いいたします。

では最初に、1番 茶谷佳宏議員の質問を許可します。茶谷佳宏議員、質問してください。

〔1番 茶谷佳宏君 登席〕

○1番（茶谷佳宏君）

皆さん、おはようございます。

1番、日本共産党の茶谷佳宏です。朝一番にやるのは多分初めてだと思います。今日は朝ちょっと寒かったので、皆さん、この中はちょっと暖かいですが、ゆっくり聞いてください。よろしくお祈りします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、学校再編についてと財政状況についての2項目について、順次質問させていただきます。

初めに、1項目めの学校再編について。

小中一貫校計画が二転三転しており、住民は不信感や不安を膨らませています。そこで、これまで説明されてきた内容で疑問に思う点について、次のとおり質問します。

1点目、小中学校の今後の改修は。

小学校、中学校を東西に2校ずつ存続すると住民説明会で発表されましたが、施設の老朽化は進んでいます。今後は長寿命化の改修を行うのか、修繕で対応するのか、どちらで施設を維持していく予定ですか。

2点目、中学校を2校存続させる理由は。

学校再編の検討を始めた理由は、野間中学校が1学年単学級になるからと言っていました。今回、小中一貫校に賛同できない場合は、中学校も2校残すことにした理由は何ですか。

3点目、小中一貫教育はどのように検討してきたのか。

小中一貫校計画の中で、大学との連携やふるさと学習などを説明されましたが、美浜の特色ある教育はどのように検討してきたのですか。

4点目、今後、小中一貫校は目指すのか。

計画が二転三転することで、これまで説明してきたことへの不信感や不安が大きくなってきています。今回の説明で場所の選定の難しさや、費用面の制約など課題がはっきりしてきたと思いますが、今後、小中一貫校は目指すのですか。

2項目めの財政状況について。

本町の決算状況を見ると、歳出総額は大型事業の実施状況による変動はありますが、大きく増加してきています。義務的経費である人件費、扶助費、公債費も増えてきており、財政が厳しくなっているのかどうか現状について次のとおり質問します。

1点目、令和7年度の歳出決算見込額は。

モニターを御覧ください。左側のグラフ1は、平成30年度と令和6年度の決算額のグラフです。令和6年度決算では87億円を超える額でした。令和7年度の決算見込額は幾らと想定していますか。

2点目、町税の見込みは。

モニターの右側のグラフ2を御覧ください。平成30年度と令和6年度の町税の状況のグラフです。町民税、固定資産税や都市計画税が減少していますが、人口減少や基準地価の下落により、町税は今後どのように変化する見込みですか。

3点目、令和7年度末の町債残高の見込額は。

町債とは町の借金のことです。次のモニターを御覧ください。左側のグラフ3は、平成30年度と令和6年度の町債の残高のグラフです。令和6年度決算では町債残高が72億円を超えてきました。令和7年度末の町債残高は幾らと見込んでいますか。

4点目、今後の公債費の見込みは。

公債費とは借金の返済金のことです。令和4年度からの都市公園整備事業、多世代交流施設、体育館の空調設備整備などの実施に伴い、町債は大きく増加したことから、公債費の見込みはどのようになってきますか。

5点目、財政に余裕ができてきたのではないかと。

モニターの右側のグラフ4は、平成30年度と令和6年度の基金残高のグラフです。基金残高とは、町の貯金の残高です。基金残高が平成30年度には約18億円だったものが、令和6年度には約34億円と大きく増加しております。本町の財政に余裕ができてきたのではないですか。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

おはようございます。

本日も簡明で分かりやすい答弁に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

茶谷佳宏議員の御質問にお答えいたします。

私からは、学校再編についての、今後、小中一貫校は目指すのか及び財政状況についての御質問にお答えし、学校再編についての小中学校の今後の改修はの御質問については教育部長が、中学校を2校存続させる理由は及び小中一貫教育はどのように検討してきたのかの御質問については教育長から答弁申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、学校再編についての御質問の4点目、今後、小中一貫校は目指すのかについてでございますが、検討を進める中で、場所選定の難しさと費用面での課題がはっきりしてきたということにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。また、一方で、本町の深刻な少子化の状況について多くの皆様に御認識いただけたものと考えております。子供の適正な教育環境の確保には、多くの皆様に御理解をいただきましたが、当然のことながら、地元小学校を残してほしいという思いは誰もが持っており、それが今回のアンケート結果にも表れていると思います。

今後の方針でございますが、東西に小学校を残すという判断をしましたので、当面は小学校の統合は考えておりませんが、さらに少子化が進み、例えば複式学級になるなどしたときに、それでも学校を維持していくのか、それとも統合していくのか、私としては、統合して適正な教育環境を整えてあげたいと思います。そして、統合された小学校が中学校と連携した小中一貫校であることが望ましいと考えております。

次に、財政状況についての御質問の1点目、令和7年度の歳出決算見込額にはについてでございますが、1月補正予算後の総額が109億7,300万円で、現在も予算は執行中であり正確な数字を申し上げることはできませんが、100億円を超えると見込んでおります。

次に、御質問の2点目、町税の見込みはについてでございますが、まず、町民税につきましては、個人分の令和6年度決算額は定額減税の影響で減収となりました。令和7年度の決算見込みは、給与所得者の賃金上昇に伴い増収が見込まれますが、令和8年度以降は給与所得控除額の引上げにより、税収は微増にとどまると思われます。また、法人分につきましては、町内の一部企業の動向に左右されるため、長期的な見込みが困難であります。

次に、固定資産税、都市計画税につきましては、土地分に関しては地価の下落等により減収傾向にあります。また、家屋分につきましては、年間約90棟の新築家屋があるため増収となっており、固定資産税、都市計画税全体の減収幅は減少しております。

次に、御質問の3点目、令和7年度末の町債残高の見込額はについてでございますが、令和7年度末で約77億8,000万円を見込んでおります。

次に、御質問の4点目、今後の公債費の見込みはについてでございますが、令和8年度予算で6億8,581万2,000円を計上しておりますが、今後は都市計画整備事業の元金償還も始まり増加傾向となり、今後の借入状況、利率見直し後の状況にもよりますが、令和10年代初頭にピークを迎える見込みでございます。

次に、御質問の5点目、財政に余裕ができてきたのではないかについてでございますが、基金残高は令和2年度から回復し、また令和3年度以降には普通交付税の増額や国の各種交付金等により資金収支が一時的に改善し、基金の取崩しを抑制したことから、積立額が取崩額を上回り増加しましたが、積立額は減少傾向にあります。また、当初予算編成時には基金からの繰入金は、令和7年度では約9億6,000万円、令和8年度では約7億4,000万円と、ここ2年間は多額の基金を繰り入れる形で予算を組んでおります。

令和7年度以降は、これまでのように基金を積み増すようなことはできず取り崩す見込みで、今後は基金が減っていく状況であり、余裕ができたとは考えておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

壇上での答弁以上でございます。

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、学校再編についての御質問の1点目、小中学校の今後の改修はについてでございますが、存続していく小中学校については、長寿命化大規模改修や修繕の必要性、規模、時期などを今後検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

○教育長（伊藤 守君）

次に、御質問の2点目、中学校を2校存続させる理由はについてでございますが、近い将来、児童数の減少により複式学級となる小学校が2校想定されますので、小学校を東と西で1校に統合することといたしました。中学校を残すのは、東西でそれぞれの小学校、中学校が連携した教育を推進したいと考えたからでございます。

次に、御質問の3点目、小中一貫教育はどのように検討してきたかについてでございますが、特色ある教育については、ワークショップでの意見を参考にし、また、本町には知的財産である日本福祉大学があること、町内で一つの学校になること、小中学生が同じ校舎で学校生活を送ることを考慮して、私が方針を教育委員会や学校再編検討委員会の場で示し、検討してまいりましたので、よろしくお願いたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、順次、再質問させていただきます。

最初に、学校再編についての1点目について、長寿命化の改修か、事後保全による修繕で対応するのか、どちらで行うのかと質問したのですが、どちらですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

先ほど教育部長が答弁させていただきましたが、長寿命化の改修か、事後保全による修繕で対応するのかについては、現在決まっておりませんので、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

本町では、学校施設等個別計画で、平成31年3月に策定されていましてこの計画では、老朽化が著しく早急に対応が必要なD判定の箇所が多く見られますが、修繕はされましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

本町において平成31年3月に美浜町学校施設等個別計画の策定をしております。このときにA、B、C、Dで判定をさせていただいておまして、Aがおおむね良好ということで、議員さん言われるDが早急に対応する必要があるということで、4段階で判定をしております。学校現場の状況、それから財政状況を踏まえて順次修繕をさせていただいております。

○1番（茶谷佳宏君）

現場の状況を見て順次修繕されてきたということですが、D判定は解消されましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

これ5つの小学校、当時調べたときは南部小学校もありましたけれども、全ての小中学校と給食センターで判定をしております。全てのD判定について、現在のところ全て改善されているわけではありませんで、状況を見て早急に対応できるところから順次修繕をしております。

○1番（茶谷佳宏君）

学校施設等個別計画では、費用面で長寿命化と事後保全による修繕とどちらが優位となっていましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

こちらのほうも先ほどの個別計画のほうで調査をしております、学校施設等個別計画におきまして、今後40年間の維持・更新コストの概算をいたしております。更新費用総額は、長寿命化型が約40年間で約185億円に対して、事後保全型は約215億円でございます。長寿命化のほうは約30億円削減となるため、費用面においては優位となっております。

○1番（茶谷佳宏君）

この学校施設等個別計画において、今回存続する学校で修繕が必要な内容は活用できますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

私たちは小中一貫校整備を、今までの学校ではなくて新たに小学校、中学校を建設してということはずっと考えておりましたが、今回の私たちの町の判断で小学校2校、中学校2校を存続させることになりました。先ほど答弁申し上げましたように、そういう方針が本当にごく最近になって決まってきましたので、そういったことをしっかりと今後詰めていきたいと思っております。

○1番（茶谷佳宏君）

この学校施設等個別計画で出した内容というのが、要は今回、中学校、小学校2校ずつ残すことになったんですけれども、この2校ずつについてそのとき出された修繕が必要な内容というのは活用できるのか、もう修繕は終わったのか、その辺のところの説明はできますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

先ほど申し上げたD判定を含めまして、修繕できていないところがありますので、しっかりと優先順位を決めて、児童生徒が安全に暮らせるような学校を保つように考えていきたいと思っております。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは次に、河和小学校などで令和元年度に大規模改造を行っていますが、これは長寿命化の改修でしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

令和元年に大規模改造を行っております。これ議員言われる河和小学校などでということで、全ての小中学校で令和元年に大規模改修をやったというふうに記録をされております。これにつきましては、全ての小中学校の普通教室、特別支援学級も含めた普通教室に空調整備を行いました。これが大規模改修ということで、こういったD判定などの改修ではなくて、空調整備がこれに当たりますので、よろしくお願ひします。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、次2点目について質問します。

平成29年度に学校再編の検討を始めた理由は、野間中学校が1学年単学級になる見込みからではなかったのですか。

○教育部長（谷川雅啓君）

議員おっしゃられますとおり、学校再編の検討を始めましたのは、野間中学校が単学級となることが予測されたために検討を始めております。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは今回、中学校を2校残すということになったんですけれども、小中学校の連携した教育とは、どのような教育ですか。

○教育長（伊藤 守君）

小中学校が連携した教育はどのような教育かという御質問だと思いますが、例えば、小学校と中学校の9年間で系統立てた教育課程を編成したり、交流活動を実施したりする教育でございます。小中学校9年間を通して、美浜のよさを知り、美浜のよさを発信したり、将来の美浜を考えたりする学習、ふるさと学習を実施したり、中学校の体育祭や文化祭に小学生が見学したり参加をしたりというような活動でございます。

○1番（茶谷佳宏君）

それは、小学校1校、中学校1校でなければできないことですか。

○教育長（伊藤 守君）

小学校1校、中学校1校ではできないことですかということですか。連携については、やれると思いますけれども、やりやすいということだと思っています。

○1番（茶谷佳宏君）

そうした場合に、中学校1校、小学校2校になったときに、その小学校と中学校の連携は難しいということですか。

○教育長（伊藤 守君）

それぞれの中学校区に小学校が1校、中学校が1校あったほうがやりやすいということで、それが中学校が1校、小学校が2校になったときもやれないわけではないですが、比較の問題でやりやすいと考えています。

○1番（茶谷佳宏君）

今回、保護者アンケートで、賛同できない場合は部活動の幅が制限されるとありますが、中学校を統合する選択肢はなぜ設定しなかったのですか。

○教育長（伊藤 守君）

なぜ中学校を統合する選択肢はなかったのかという御質問だと思いますが、令和14年度に複式学級が想定される小学校があります。小学校は早く東西で1校に統合してはどうかという御意見を伺うことも多くありました。そんなことも踏まえて、河和中学校の敷地内で小中一貫校という方針を見送ることになった場合は、まず小学校の統合が必要と考えました。

○1番（茶谷佳宏君）

最初の話で、野間中学校が1学年単学級になる見込みになったのは、令和何年度からということだったのでしょうか。

○教育部長（谷川雅啓君）

当初、学校再編を平成29年度に始めたときに、そのときまだ中学校に入るときの子供は生まれていませんので正確な数字はつかんでおりませんが、そのとき想定したのが令和14年度ということで想定したと聞いております。

○町長（八谷充則君）

はっきりしたことはちょっとあれですけれども、私の記憶では令和13年になるので、令和12年までに統合する必要があるというような説明をしていたと記憶をしております。

○1番（茶谷佳宏君）

最初に小中一貫校の計画で令和10年に開校を目指すということの中では、今、町長が言われたように、令和12年、13年には野間中学校が1学年単学級になるという説明が以前あったかと思います。この令和12年、13年からすると、先ほど教育長が言われた小学校が複式学級になる令和14年よりも中学校のほうが先になるということになるかと思いますが、その辺のところも今後検討の中には入ってくるのかなと。どちらを優先するのかというこ

とは、もちろん教育委員会のほうでよく検討していただく必要はあるかと思いますが。

それでは次に、3点目の教育長が示した教育方針を説明してください。

○教育長（伊藤 守君）

私が示した教育方針ということなのですが、特色ある教育に関して私が方針を示しました。具体的には、令和5年度に作成しました小中一貫校整備基本構想に掲載をしましたけれども、9年間の系統的な教育課程で行うふろさと学習の推進、日本福祉大学との連携、施設一体型の小中一貫校のよさを生かす教育の推進でございます。

○1番（茶谷佳宏君）

今言われてきたことは、これまでもずっと繰り返し言われてきております。その中で、今のような方針を具体的にどのような教育にしていくのかということについて、大学とどのように協議してきたのか説明をお願いしますか。

○教育長（伊藤 守君）

どのように大学と協議してきたのかという御質問ですが、美浜町が目指してきた小中一貫校については、公立の学校です。文部科学省が教育課程の基準を示した学習指導要領に基づいて学習を進めます。現在も大学と連携をしたことを実施していますが、学習指導要領に基づいた学習を進めるに当たり、大学とどんな連携ができるか協議検討してきました。ですので、小中一貫校ができたから始めるのではなく、今もできることから始めていくというそんなスタンスで考えています。

具体的には、大学生には5月から12月まで毎週木曜日に町内全ての小中学校で学習支援や、小学校の陸上大会のサポートとして、大学の先生には教職員を対象とした研修会の講師、特別な支援が必要な児童生徒の就学や支援方法に関する助言、家庭を支援する必要がある児童生徒のケース会議での助言、パラリンピック教育の授業などを行っていただいています。

○1番（茶谷佳宏君）

1月に見学してきた名古屋市立山吹小学校の山吹セレクトタイムという教育をどのように思いましたか。

○教育長（伊藤 守君）

山吹小学校の山吹セレクトタイムをどのように思いましたかということですが、昨日の橋場議員と同じ答弁になってしまうのですけれども、中央教育審議会答申で提唱されました個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ろうとして、自律した学習者を育てようとするすばらしい授業形態だと感じました。

○1番（茶谷佳宏君）

その山吹小学校が山吹セレクトタイムを始めることになったのは、名古屋市教育委員会のほうが、全ての子供が自分らしく幸せに生きていくために子供中心の学びを、ナゴヤ学びのコンパスとして進めているということからだと思います。美浜町教育委員会として、どのような教育方針、先ほど小中一貫校を目指したときの教育方針というのは示されておりますけれども、小中一貫校にならなくてもですけども、教育委員会が示す教育方針でどのようなものを進めていこうとするのかというのは、先ほど言われた小中一貫教育の方針と変わりなくということになるのでしょうか。

○教育長（伊藤 守君）

それは今現在の話なのかどうなのかということで、いわゆる山吹小のセレクトタイムというのは、先ほど申しました自律した学習者を育てようとするための一方法でありますので、現在、美浜町教育委員会として各学校に大枠、こういう教育をしていきたいと思いますという名古屋市教育委員会のような具体的な方針は示していませんが、各学校が文科省が示している方向性を受けて、いろいろな方法で実施しておるのが現状でございます。

○1番（茶谷佳宏君）

ちょっと質問がちぐはぐしていて済みませんでした。各学校がそれぞれの学校で進めているということですが、名古屋市教育委員会のように美浜町教育委員会として今後、美浜町の教育をこうしていこうということを今後考えていこうという考えはありますか。

○教育長（伊藤 守君）

それは、必要なことであろうということを思いますので、統合に向けては必要なことだと考えておりますので、検討してまいりたいと思います。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、次4点目について質問します。

今回の保護者アンケートで賛同できない理由は聞いていますか。

○教育部長（谷川雅啓君）

今回行いました意向調査、保護者アンケートですが、賛同できない理由については、アンケートの中では聞いておりません。

○1番（茶谷佳宏君）

理由は聞いていないということですが、賛同できない理由は幾つか考えられると思いますが、何と考えていますか。

○教育部長（谷川雅啓君）

考えられる理由といたしましては、通学が遠くなるとか、地元で学校がなくなる、当初説明していた大学の敷地内ではない場所ということと、あと中学校が新築ではないというような理由が考えられます。

○1番（茶谷佳宏君）

最初の答弁で、当面は小学校の統合は考えておりませんと答弁がありましたが、中学校はどのように考えていますか。

○教育部長（谷川雅啓君）

何人かの議員さんにも同じような質問をされておりますけれども、中学校につきましては、今後検討する必要がございます。そうした際には、保護者や地域住民の方の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

次に統合を検討するのは、保護者から統合してほしいと言ってきた段階ですか。

○教育部長（谷川雅啓君）

保護者、地域の皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたいと考えておりますが、そのときの児童数とか財政状況などから総合的に判断する必要があると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

小学校が複式学級になってきたときには、地域住民や保護者の意見を聞いて統合の検討を始めるということはあるですか。

○教育部長（谷川雅啓君）

教育委員会といたしましては、学校再編を進めるに当たりまして複式学級は避けたいというような説明をしております。保護者、地域住民の意見を聞きながら検討していくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

今後、小中一貫校を目指すときには、この3年間の進め方、ここしかない決めつけたのではなく、場所の選定や小中学校を1か所にするなどを決める前に、地域住民や保護者の意見を聞いて進める考えはありますか。

○教育部長（谷川雅啓君）

地域住民や保護者の方の意見を聞いて進めるということで、そういった配慮は必要であると感じております。

○1番（茶谷佳宏君）

南知多町でも、小学校のあり方（統合）アンケートが保護者に対して行われました。その項目には、場所や時期のほか、現状のままでよいという選択肢も含めて行っています。いろいろな選択肢を示すことにより、保護者の意向が明らかになってきますので、今後アンケートを実施するときには、方針を決めるための選択肢を示して行う考えはありますか。

○教育部長（谷川雅啓君）

今後のアンケートを取る機会等ございましたら、議員おっしゃられるとおり、選択肢を示しながら行っていくその必要はあると考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（野田増男君）

茶谷議員、残り時間8分ぐらいになってきますので。

○1番（茶谷佳宏君）

次に、財政状況についての再質問に移ります。

1点目、令和7年度決算額が100億円を超える見込みと答弁がありましたが、令和6年度の87億円超の決算額から大きく伸びています。令和8年度以降も100億円規模の財政規模になってくる見込みですか。

○地域戦略課長（下村充功君）

財政規模についてなのですが、令和8年度の当初予算におきましては、93億6,200万円で令和7年度と比較しまして、対前年の3億5,700万円の減額となっております。令和7年度から減額しました要因につきましては、総合公園の体育館の天井の改修工事、あと運動公園整備事業などの大型な事業がありまして予算規模が大きかったことが考えられます。令和8年度につきましては、現時点で100億円を超えることはないのではと見込んでおります。ただ、今後につきましても、物価高騰等、予算規模が増える要因が続きますと、100億円規模の予算も見込まれると考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

財政規模を抑えるため、事業内容を事業効果や客観的な視点から見直す考えはありますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

財政規模を抑えるためということではありませんが、近年の当初予算を編成する際に、人件費、扶助費の増加、あと物価高騰、あと今後の公共施設の在り方などについて様々な課題がございます。このような状況下ですので、多額の財政調整基金を繰り入れて、先ほど町長答弁でも申しましたように令和7年度、8年度と多額の基金のほうを繰り入れております。このような状況下ですので、事業の検証については必要と考えております。今の財政状況を理解しながら、今後の安定的な財政運営に向けて考えていく必要があると思っておりますので、職員研修なども予定しまして、全庁的に健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

ちょっと2点目は飛ばしまして、3点目の町債について少し質問をします。

先ほどのグラフ3のところ町債の状況について見ていただいたんですけども、その中に普通債と臨時財政

対策債がありました。その違いについて説明をお願いします。

○地域戦略課長（下村充功君）

普通債につきましては、私ども自治体のほうが道路とか学校などの公共施設を整備する際、また災害等あったときの災害復旧事業など特定の事業に充てることができまして、長期的な投資の財源を確保するために1年を超えて返済する債務、いわゆる借金ということになります。こちらやはり施設、大きなものを造りますと、一旦多額の費用が必要となりますので、その費用を平準化するための目的で町債のほうを発行させていただいております。

また、臨時財政対策債につきましては、こちら普通交付税のほうで財源不足のほうがありまして、国と地方自治体のほうで折半をいたしまして、自治体先ほど言いました折半分を臨時財政対策債ということで、特例的な借金という形で発行しております。こちら平成13年度から発行が始まりまして、令和6年度で終わりました、令和7年度からは臨時財政対策債の財源不足分は解消されまして、発行はしていないという形になっております。なお、こちらの特例的な借金につきましては、元利償還金の全額が国から地方交付税において返還されるものとなっております。

○1番（茶谷佳宏君）

次に、4点目のところで公債費のピークが令和10年代初頭と答弁がありました。幾らぐらいの額になると見込んでいますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

どれぐらいの金額になるかということなのですが、現在、借入利率が非常に上がってきております。また、先ほど茶谷議員からお話がありました臨時財政対策債、こちらが償還が大体20年で借入れしておるんですけども、借入れから10年後で利率見直しという形になっておりますので、最初借りたときはとても安かったんですけども、今の利率に変わってきますので、そちらのほうも借入れの返済金額が加算されるというような状況になってまいります。そういったことを考えていきますと、そちらの要因もあるんですけども、約8億円前後になるのではないかと見込んでおります。

○1番（茶谷佳宏君）

8億円、大きな借金を返さんといかんだなということが改めて分かりました。

それでは、5点目について、基金残高が平成30年度から令和6年度で約2倍近くになってきました。この間も財政が厳しい厳しいと繰り返してきましたが、個人で例えれば、貯金が増えればお金に余裕ができたと思いますが、こういう町財政では厳しいままということですか。

○議長（野田増男君）

茶谷議員、残り時間もう2分切ってきましたので。

○地域戦略課長（下村充功君）

厳しいということですかということなのですが、平成30年から令和6年度の間も皆様御存じのようにコロナ禍でありましたので、やはりなかなか先を読むことが難しい財政状況というか、財政運営があったということは御理解いただけるのではないかと思います。ただ、その中で国からコロナの関連の交付金があったり、あと先ほど町長の答弁で申しましたように、令和3年度以降、普通交付税のほうで大幅に増えております。平成30年度と令和6年度で見ますと約1.7倍ということで、大幅に増えてきたことがあります。そういった状況がありまして、結果的に基金に積み増しができまして、2倍になったと御理解いただきたいと思います。

先ほどもお話しさせていただきましたように、令和7年度、8年度で予算編成する際に多額の繰入金を入れな

ければ予算編成ができないという大変厳しい状況になっておりますので、なかなか現在も財政の状況としては厳しいということでお話しさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○1番（茶谷佳宏君）

美浜町は財政が厳しく、小中一貫校は断念しましたが、小規模校でも先生の目が届き、子供一人一人に寄り添う学校を目指して、教育委員会がしっかり教育方針を示し、子供が生き生きと元気よく学校生活が過ごせる学校をぜひ目指していただけるようお願いして質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、茶谷佳宏議員の質問を終わります。茶谷佳宏議員は自席にお戻りください。

〔1番 茶谷佳宏君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時10分とします。

〔午前9時53分 休憩〕

〔午前10時10分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 廣澤毅議員の質問を許可します。廣澤毅議員、質問してください。

〔4番 廣澤毅君 登席〕

○4番（廣澤 毅君）

皆さん、おはようございます。チャレンジみはま所属、4番 廣澤毅でございます。

本日3月5日は、第6回ワールドベースボールクラシック2026の開幕の日でございます。明日は、いよいよ日本対台湾の試合がございます。日本の国民やファンは史上最強メンバーによる連覇への大きな期待の声が非常に多く、熱い関心を寄せております。私もその一人でございますが、今回は地上波での放送がなくネットフリックスによる動画配信、いわゆる有料のみということが少し残念ではありますが、連覇することにより日本全体が元気になると思いますので、日本代表侍ジャパンメンバーの皆さんにおかれましては頑張ってくださいと思っています。

本日は、美浜町が元気になるような質問を考えてきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しも得ておりますので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

本日、大きく3つの質問になります。

1つ目の質問でございますが、美浜町運動公園整備事業及び美浜町総合公園拡張事業についてでございます。

スポーツを核としたまちづくりにより、交流人口を増やすため運動公園では、陸上競技場、交流広場に次いでスポーツ広場、遊具広場の建設が進んでいます。また、美浜町総合公園ではソフトボール場ほか建設中ですが、各建設中の進捗状況と今後の予定をお聞かせください。

ここで、モニターを御覧ください。

資料①になりますが、こちらはスポーツ広場、遊具広場の建設中の写真でございます。手前がスポーツ広場で、ちょっと見にくいですが奥が遊具広場になります。

続いて、資料②をお願いいたします。

こちらは、ソフトボール場とちょっと見にくいですが中央奥に階段のようなものもございまして、ほかの施設

の関係もございます。2つとも2月9日に私が撮影したものになります。

次に、質問の2つ目でございますが、中日ドラゴンズファーム移転先の誘致についてでございます。

昨年の11月27日に、中日ドラゴンズの2軍本拠地であるナゴヤ球場が老朽化のため2030年代前半を目指して移転すると、新聞、テレビ等で発表がありました。新しい2軍拠点は、東海地方の地方公共団体から公募する方針です。今のところ提示されている公募条件は、バンテリンドームナゴヤから車で1時間以内で到着できること。次に、メイン球場、サブ球場、室内練習場、選手寮等合計で6ヘクタール以上の土地の確保ができ、一般の人が公共交通機関を利用して来ることができることなどです。本町も移転先として名のりを上げる予定はあるのか、お考えをお聞かせください。

3つ目です。ふるさと納税及び返礼品の開発についてでございます。

本町では、ふるさと納税の寄附額が伸び悩んでいる中、隣町では本町の約10倍に達したことから、勉強会を開く予定があるとお聞きしました。その後の進捗状況と今後美浜町にとって返礼品の目玉になる商品を開発する予定はあるのか、お聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わりますが、執行部の皆様におかれましては、町民の皆様に分かりやすい答弁を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

廣澤毅議員の御質問にお答えします。

初めに、美浜町運動公園整備事業及び美浜町総合公園拡張事業についてでございますが、まず、運動公園のスポーツ広場と遊具広場については、現在施工中の工事は4月下旬には完成する見込みをしており、事業主体であるUR都市機構から引渡しを受けた後、ゴールデンウィーク中の5月1日に供用開始したいと考えております。今後の予定といたしましては、令和8年度以降に残りの多目的広場、駐車場、防災備蓄倉庫などの工事に着手し、令和10年度には全面オープンできる計画でございます。

次に、総合公園拡張事業でございますが、現在ソフトボール場を整備中で令和8年度にグラウンド内に設置するベンチ、スコアボード、器具庫及び給水施設などの整備を進め、令和8年秋にはソフトボール場として供用開始できると考えております。

次に、中日ドラゴンズファーム移転先の誘致についてでございますが、中日ドラゴンズのファーム拠点の移転に関する情報については、報道により本町も承知をしており、2026年度前半に移転先公募の詳細な募集条件が公開されると伺っております。提示される条件である、1軍の本拠地バンテリンドームナゴヤから車で1時間以内、公共交通機関を利用して来ることができることについては、条件を満たすことができますが、6万平方メートル以上の敷地の確保は難しいと考えおり、名のりを上げる予定はございません。

次に、ふるさと納税及び返礼品の開発についてでございますが、寄附額の増収を目指した勉強会、先進地視察を実施し、事業者並びに返礼品数を増やすことから始め、ポータルサイト上の返礼品のページにつきましても写真や文章の見直しなどを行っております。また、ふるさと納税の寄附の受付、返礼品の発送調整、問合せ対応などふるさと納税に関する一連の業務を代行する中間事業者につきましても、令和8年度から新たな事業者となります。

新たな事業者はこれまでの事業者と違い、愛知県内に事務所を設置することから返礼品提供事業者へのアドバ

イス、柱となる返礼品作りなど、より強力に本町と連携することが可能となり、さらなる寄附拡大が図られるものと考えております。ふるさと納税の寄附額を伸ばすためには、本町の特産品がいかにより多くの皆様に認知され、御利用いただくかが大切であり、特産品の一つであるかんきつについては、出品していただける種類を増やしていただくよう協議を進めてまいります。一方で、議員のおっしゃるように新たな目玉商品の開発も必要でございます。現在、目玉となり得る特産品として、町内で陸上養殖に取り組まれているフグとウナギを活用した返礼品の開発に向けた検討を進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

壇上での答弁は、以上でございます。

[降壇]

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○4番（廣澤 毅君）

それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず最初に、美浜町運動公園整備事業についての再質問でございますが、スポーツ広場、遊具広場ともにゴールデンウィーク中5月1日に供用開始をしたいと考えておるということでございますが、令和8年度、国の予算が決まっていないことにより何らかの影響というのは出ないのでしょうか。その辺のところちょっとお答えをいただきたいです。

○都市整備課長（平野和紀君）

国の予算が決まっていないことの影響でございますけれども、まず、現在進めております遊具広場とスポーツ広場、こちらの工事につきましては令和7年度の予算でございますので、一部繰越しをしましてやりますので、影響はないと考えております。ただ、5月1日供用開始以降の残りの工事につきましては、国の予算が確定し、町に補助金が下りてくることが確約できない限り発注はできませんので、遅れる可能性は多少あるのではと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（廣澤 毅君）

スポーツ広場、遊具広場については大丈夫そうなのですが、その後、令和8年度以降、残りの多目的広場あるいは駐車場、防災備蓄倉庫等の工事に着手ということでございますが、こちらに対しては国の予算が決まっていないことの影響等はないのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

もちろん、運動公園自体が国の交付金を使つての事業でございますので、もちろん国の予算が確定し、交付金、補助金が要望どおり頂けないと多少の影響は出ると考えております。

○4番（廣澤 毅君）

分かりました。

次に、僕のところにもよく大丈夫なのかということで、トイレの問題です。

今現在、山王川を挟んで右岸側、陸上競技場側、陸上競技場内以外で外に2つのトイレが設置されております。左岸側、今回遊具広場、スポーツ広場等できるほうなのですが、あちらにはトイレは設置されるんですかというような形で、僕のところにも何人かがお問合せございました。そこで、トイレを設置するとしての話ですが設置数と、もし設置するとあれば設置の時期、これを一回伺いたいです。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、今回、供用開始時点ではトイレはございませんが、遊具広場とスポーツ広場には。ただ、計画といたし

ましては遊具広場のところに1か所と、あと、これから造成します多目的広場に1か所、計2か所設置する予定をしております。時期につきましては遊具広場が令和8年度中、多目的広場が令和9年度中の予定をしております。

○4番（廣澤 毅君）

トイレは、時期はちょっとずれるということですが、設置していただけるということで、遊具を使って遊ばれる子供さんたちも安心できるのではないかと思います。

次に、以前質問させていただいたんですが、最近早い段階から暑くなることが多く、特に6月ぐらいですと例年いつも30度半ば過ぎぐらいの結構な暑さになっております。そこで、日陰の施設ですね。お尋ねしたことがあるんですが、以前、あずまやと日よけの施設を設置するというをお聞きしましたが、ほかに何か暑さ対策になるような施設の予定はあるのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

あずまやにつきましては、こちらトイレと同じように2か所設置する予定をしております。あと、そのほかに今回当初予算でも上げさせていただきましたが、ミストですね、暑さ対策でミストが出る施設も今計画をしておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（廣澤 毅君）

このミストですが、トイレの施設につくんですか。

○都市整備課長（平野和紀君）

トイレとは別に、単独でポールのようなものを立てて上から出るような施設を、時期についてはトイレと同じぐらいの時期にはなるとは思いますけれども、別のものを設置する予定をしております。

○4番（廣澤 毅君）

分かりました。ありがとうございます。子供さんたちもミストでまた楽しめるのではないかなと思いますので。

次に、美浜町総合公園拡張事業の再質問に移らせていただきます。

まず、こちら先ほど運動公園でお聞きしたのと一緒のように、令和8年度国の予算が決まっていないということで、一応令和8年秋にソフトボール場の供用開始を考えているということですが、予算が決まっていないことへの影響等はございませんでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

総合公園事業につきましても、運動公園と同じように国の交付金を頂きながらの事業でございますので、令和8年度の国の交付金の配分の内示があるまでは令和8年度分の工事は発注はできないと考えておりますので、国の予算の成立が遅れば工事の発注も遅れることとなりますので、供用開始時期が遅れる等の影響が出る可能性はあるのではと考えてございます。

○4番（廣澤 毅君）

もともとこれ、第2グラウンドの代替地として始まった事業でございます。ソフトボールの人口は減っていく中ではございますが、皆さん楽しみにしておりますのでできれば秋にそのまま使えるようになればいいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、そのまま順調に秋に供用開始ができるということになった場合ですが、何かオープン時にこけら落としなどの予定は考えておるのでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

順調に秋にソフトボール場が完成した場合、今後の運用管理につきましては生涯学習課で担当する形になりま

すので、私からお答えをさせていただきます。

まず、何らかのやはり、お待たせをいたしまして、オープニング的な式典を行いたいと考えております。現在、まだ予定ではございますが、スポーツ協会にも一般部門の部、ジュニア部門の部でソフトボール部がございませぬので、またそちらの団体と相談をしながら町民の方に使っていただけるような形でオープニングを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（廣澤 毅君）

子供さんたちも大人のソフトボーラーも楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次ですが、もともと拡張事業ですが、当初の計画ではソフトボール場のほかに展望施設また多目的グラウンドの建設が計画されていたと思うのですが、そのあたり今後どうなるのかお答えください。

○都市整備課長（平野和紀君）

こちらにつきましては、昨今の建設費の高騰等に伴いまして、今後事業を継続した場合に資金計画のめどが立たず財政を圧迫するおそれがございますので、今回のソフトボール場の供用開始をもって一旦事業は中止をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（廣澤 毅君）

一旦中止ということでございますが、展望施設も何もしないあのままのという状態でございますでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

先ほど申し上げましたとおり、一旦事業を中止しますのでそのままの状態でございます。

○4番（廣澤 毅君）

済みません、展望の施設、施設というほどの施設はできていないんですが、丘みたいな感じになっておるんですが、ソフトボール場面のほう、何かちょっと落下防止的なそういうような柵とか何かそういうものは最低でもしたほうがいいと思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○都市整備課長（平野和紀君）

現実的に入って行ってしまうものですから、その辺は安全対策というか安全状況を確認しながら必要な整備をして、供用できる部分については供用できるようにそっちは検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（廣澤 毅君）

適切な処置をしていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、第2グラウンドのときは、試合をするグラウンドと別に奥にちょっとした練習ができるサブグラウンド的なものがあつたんです。今、新しいソフトボール場は試合をするだけの面積だけで、控えているほかのチームが練習する場がないので、できれば多目的グラウンドを予定されているところを多少なりとも、正式な整地ではなくてもいいんですが、キャッチボール、トスバッティングぐらいできるぐらいの面積を確保してもらえないかなという、ちょっとこれは質問というかお願いなのですが、それに当たり、ソフトボール場の建設により発生した土砂が水野屋敷の南側奥に盛られている状態なのですけれども、それをちょっと運んでもらってそういった整地、本格的な工事のちょっと手前ぐらいの工事にはなるかもしれませんが、その辺のことはちょっと何とかならんのかなと思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○都市整備課長（平野和紀君）

議員おっしゃることは十分分かりますが、先ほども申し上げましたとおり、なかなか財政状況厳しい中で一旦事業を中止しますので、その辺は利用状況等をまた見ながら今後検討していきたいと考えますので、よろしくお

願います。

○4番（廣澤 毅君）

済みませんが、よく検討していただきたいと思います。

次に、こちらトイレの話もさせていただきますが、以前、これも質問させていただいたときにはトータル的にソフトボール場、展望施設、多目的グラウンド、これの完成に合わせて奥にもトイレを設置するという話でしたが、今の話ですと、ソフトボール場を建設して完成させた後は一旦中止ということですので、当然トイレも奥には造らないということになりますよね。ちょっとその辺のことをお願いします。

○都市整備課長（平野和紀君）

全体完成の計画にはやはりトイレの計画はございましたが、先ほど議員おっしゃるとおり、今回の事業でのトイレの設置は予定しておりません。

○4番（廣澤 毅君）

そうすると、今、総合グラウンドのところに野球場とか多目的グラウンドとかそこに隣接したトイレを共有するという形になると思うのですが、現在トイレ、和式なのです。できれば、少年野球の子供たちとか何か和式はほぼ使ったことのない世代でございますので、和式を洋式に改修していただけないかということなのですが、その点についてはどうでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

議員おっしゃるとおり、洋式化というのは必要は十分承知をしております、今、運動公園のトイレにつきましては全て多分洋式化になってございます。今、公園のトイレ、ほとんど和式なのですが、予算の範囲内で洋式化も進めてございますので、その辺は前向きに予算の範囲内で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○4番（廣澤 毅君）

早めに、たとえ1か所でもいいので洋式に替えていただきたいと思っております。よろしく願います。

運動公園、総合公園につきましては、遊具広場等も保護者アンケート等で決まった、のまっキーデザイン遊具広場ですか子供さんたちも楽しみにしておりますので、5月1日に間に合うようによろしく願います。また、総合公園ではソフトボール場、ソフトボール関係者皆さん楽しみにしておりますので、秋にはぜひともこけら落としをやり、またそこでゲームができるように間に合わせていただくよう、よろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。

中日ドラゴンズファーム移転先の誘致についての再質問でございますが、6万平方メートル以上の敷地の確保が難しいということで、名のりを上げないという町長からの答弁でございました。敷地面積を確保するのが難しいと判断した理由をもう少し詳細にお答えいただけないでしょうか。願います。

○地域戦略課長（下村充功君）

敷地面積ですけれども、6万平方メートルといいますと、町内にある施設でお話しさせていただきますと、総合公園そちらの野球のグラウンドから一番端のテニスコートまでが約6万平方メートルという形の敷地の面積となります。そこら辺の面積を、駅の近くで球場、屋内練習場、選手寮、クラブハウス、駐車場、そこら辺を一体で整備できる一団の整形地を検討したところ、すぐに引き渡せるような可能な土地というものがなかったため、難しいと判断させていただきました。

○4番（廣澤 毅君）

今、その面積の確保が難しいという話をまた再度お聞きしたのですが、この発表があった翌日ぐらい、野球が

好きな知り合いの方からは、奥田の駅の近くにうちの山があるんだけど、こういうことを誘致するというのであればぜひ協力させてもらうけれどもというような話もございました。どの辺りかなと僕もちょっと地図で確認させていただいて、何か係っていないかと思ってそれも確認させていただきました。砂防関係のあれが係っていましたが、保安林でない限り解除するのはそんなに、時間はかかりますが難しい話ではないなと思いつつながら、はっきりそこは6万平方メートルもあるかどうかまではちょっと分かりませんが、この山全部だぐらいな感じで言われておりましたので。決して確保するのが難しいことでは、僕はないと思います。あと、美浜町の山林の坪単価、それもちょっと調べさせていただきました。坪4,000円、これが平均ですね。場所によっては数百円から5,000円以内ということも載っておりましたが、平米に直すと1,212円。ちょっと色をつけたとしても2,000円ぐらいで買えるのかなと、1億2,000万円に測量代だのいろいろと1億5,000万円ぐらいの値段はかかるのかなとは思っておりますが、できん話でもないかなと。

ちょっと可能性の話をしていただきますと、誘致した場合、経済効果はもちろんのこと、今、知多新線1時間当たり2本、また、名古屋までの直通の電車も朝と夜遅い時間帯だけということでございますが、ファームの試合、年間59試合、バンテリンドームでの試合も含めまして59試合です。2軍の本拠地だけの試合でいきますと53試合で、2025年度の調べによると6万5,000人以上の観客動員数があったと。それとそこに誘致することにより、インフラの整備も多少なりせないかと思うのですが、その中で3月28日に開通する常滑美浜バイパス、上野間まで来ておりますが、それが陸上競技場の前までつながるのも少し早くなるのではないかなと、そんな可能性も秘めているのではないかなと思っております。

また、今日冒頭でも言いましたが、WBC、中日ドラゴンズからも数人の選手が選ばれております。ドラフトで上位にかかった人は入団し、また、そういった選手が将来的にそういった世界大会等に出るような有力な選手になることを期待してファンの人たちも応援することにより、試合以外でもそういったファンが来る。また、他球団でございますが、ボールパーク構想ということで選手のグッズのショップだったり、地元の特産品をそこで販売するとかそういうことにより、定住人口であったり働く場所であったり、そういったことも見込めるのではないかなと思っております。そして、まさに今、美浜町はスポーツを核としたまちづくりということでございますので、その核になり得る施設になると私は思っております。

そこで、改めて町長にお聞きしたいです。

土地の確保が難しいから名のりを上げないということでございますが、再度今の可能性を考えて、検討するというお考えはございませんでしょうか。

○町長（八谷充則君）

先ほど、議員が計算された1億5,000万円でございますが、まさに今回、その奥田の大学の敷地内に小中学校を造るとしたときに造成費というものが巨額なものでございまして、議員もよく御承知かと思っておりますけれども、山を削ってその土を残土処分ということがとても巨額になってまいりますので、言われた1億5,000万円ではなくて桁が違ってくるのではないかなと思っておりますけれども、検討ということでありますので、そうした山を造成した場合にももちろんそれはその地方自治体の負担になると思いますので、それらも含めた場合に幾らぐらいかかるのかと、それに対する経済効果がどうなるのかということはまた改めて内部で検討させたいと思います。

○総務部長（宮原佳伸君）

今までの検討の補足をさせていただきます。

廣澤議員おっしゃることよく分かるのですけれども、まず駅から近いところで6ヘクタール以上の土地が基本的には市街化区域で造るとというのが基本でございます。といいますのは、グラウンドとあと宿舎、あと室内練習

場という建屋がありますので基本的には市街化区域ということになりますと、駅の近くの市街化区域で6ヘクタールというのはなかなかない。では、市街化調整区域でも不可能かと思ったら不可能ではございませんが、開発の許可等でかなり要件が厳しくなるというのが前提としてございます。

あと、先ほどお客様がたくさん見えるというお話もありました。駅から3,000人、4,000人が移動するアクセスの道路、通路を整備するのは自治体の仕事になります。そういうことの整備費もまた別に要するというのと、あと球場部分だけを造ればいいのかと思ったらそうではなくて、ほかの自治体の例を見ていると、やはりまちづくりと一体的にやって、商業施設や何かも同時に造ってそこで経済効果を生むということが必要になってくると6ヘクタールではとても足りないということになります。他市町の前例を見ますと、関西のほうの球団の自治体ですと、敷地の提供と、あとその埋設物の撤去費で8億円かかったという実績ですとか、北海道、今いろいろにぎわっておりますけれども、そちらも土地の提供と建設費の支援、インフラ整備というのがあります。あと、今回の中日ドラゴンズの案件に関して、県内の他市町で既に5,000万円の調査費を補正予算でやると表明しているところもあります。まだ、条件が全て出ておりませんので、先ほど町長申し上げたように検討の余地はあると思うのですけれども、今の財政状況と先ほど言った地理的な要素からいくとかなり難しいなと思っております、一旦、手は挙げていないという状況でございます。

○4番（廣澤 毅君）

総務部長の説明、分かりやすかったです、野球で例えれば9回裏ツーアウト満塁3点差で負けておるところ、一発逆転満塁ホームランでできるような施設になり得ると、美浜町にとってね、そう思っておりますので、諦めではおきませんので御検討よろしくお願いたします。

次の3つ目の質問に移らせていただきます。

ふるさと納税及び返礼品の開発についての再質問に移らせていただきます。

まず、初歩的なことをお聞きしたいのですが、現在、美浜町が掲載しているサイト、これは幾つほどになるのか教えてください。

○地域戦略課長（下村充功君）

サイトなのですけれども、14サイトに掲載させていただいております。

○4番（廣澤 毅君）

14のサイトに上げておって1億円に満たないということだったんですね。今回、中間業者が替わりいろいろてこ入れをするということでございますが、サイトについては具体的にはどういったような改良というか、てこ入れをするのか、ちょっとその辺のことをお聞かせください。

○地域戦略課長（下村充功君）

サイトの見直しにつきましては、現在掲載している写真、あとその内容の文章等再度見直しするというので、一番寄附額が大きいいわゆる楽天さん、そちらのほうから見直しを図っていくということで、商品数も450近くございますので順次ということにはなりますけれども、そういった形で順次見直しを図っていきたく思っております。

○4番（廣澤 毅君）

ここでは最初、隣町という表現をしましたが南知多町でございます。そちらの町のサイトを見ると、大概どのサイトも1ページ目あるいは2ページ目ぐらいで、もうどんと出てくる。ごめんなさい、美浜町を見とつてもその辺りには一切出ておりません。最初から何が買いたいと決めて調べればあれかもしれませんが、そうでないやはりサイトを流す感じで見ると、どうしても最初のページに載つとるほうが目につきやすいし、買われる可

能性も高いと思うのですが、その辺のあたりの工夫ですか、その辺はどう考えておるのでしょうか。

○地域戦略課長（下村充功君）

いわゆる、サイトの中で上のほうに上がって見える自治体につきましては、広告費を活用してそうやって上に上がるように工夫をされております。私どもも今年度から一部ですけれども、私ども特にフルーツ等が人気なものですから、時期において私どもも一応そういったことも始めております。

○4番（廣澤 毅君）

ぜひ、ページの頭のほうに、14全てというのは難しいかもしれませんが、幾つかやっぱりそういうふうな形でやらないことには伸びないかなと思います。

それで、美浜町といえばみはまっこミカンというふうな感じで皆さん言われるのですが、実際、だけどサイトにはみはまっこミカンって載っていないですよね。今回その特産品の一つであるかんきつについては、出品していただける種類を増やしていくように協議を進めていくということでございますが、その中にみはまっこミカンというのは含まれておるのでしょうか。

○地域戦略課長（下村充功君）

みはまっこなのですけれども、過去にはふるさと納税の返礼品として提供していただいております。ただ、生産者の減少、それに伴いまして生産量が減ったことによりまして返礼品としての提供を中止したいということで、現在返礼品として載っておりませんが、今、協議をしている中でも、みはまっこも再び出品していただきたいというふうで事業者と話し合っております。前向きな感じに事業者のほうもなってきましたので、引き続き話し合いたいと思っております。

○4番（廣澤 毅君）

せっかく、みはまっこミカン、昔、前の町長が東京銀座の千疋屋ではいい値段で売っているのということをごさん聞いておりましたので、ぜひサイトにも加わるように協議のほうよろしく願いいたします。

それと、最初の答弁の中で、町内で陸上養殖に取り組んでいるフグとウナギということでございますが、今の段階でウナギはまだ商業ベースには乗っていないと思うのですが、そのあたりはどうかのでしょうか。

○地域戦略課長（下村充功君）

廣澤議員のおっしゃられるように、まだウナギはそういった形にはなっていないというふうで私どもも認識しております。

○4番（廣澤 毅君）

フグのほうは昨年、フグ慰霊祭で実際に町長もお食べになったと思うのですが、食べさせていただきました。非常においしいと思えました。これを、知多のフグなのか美浜のフグなのか分かりませんが、そういった形で売り出せば十分いけるのではないかなと思います。ウナギのほうは、愛知県ですと一色産ウナギ有名ですよ。何か特色というか、特徴のあるものに仕上げたほうがいいと思うのですが、ウナギにかんきつ類を食べさせて効果があるのかちょっと分かりませんが、他県ではミカンなりカボスなりユズなどをタイだとかブリだとかに食べさせて、臭みがなくなり爽やかさが増すということで、付加価値をつけて売るといこともしておりますし、またそのかんきつ系の廃棄の皮を捨てずに餌に活用するというので有効活用できているのかなと思いますので、そういったことも含めて検討されたらどうかと思います。これは質問ではございません。意見でございます。

次に、美浜町、何か海がきれいになって、だけど栄養が足りずにアサリが育たない。代わりにハマグリがよく育つようになったということで、ハマグリを返礼品として活用したらどうかと思うのですが、まずそのあたりどういったお考えなのかお聞かせください。

○地域戦略課長（下村充功君）

ハマグリのお返し品なのではございますが、今年度期間限定ではありましたが生きハマグリというのですか、生というのか、そちらを期間限定ですけれどもお返し品として提供していただいた事業者がでございます。

○4番（廣澤 毅君）

生きハマグリを提供しとるということではございますが、美浜町ちょっと前から海音貝カレーだったり海音貝チャウダーであったりふぐカレーですか、そういった加工品にすることによって期間限定ではなくそういう販売もできると思いますので、ハマグリをそういった加工品にして売るということも一つの手かなと。何かほかに開発しているお返し品とかあれば、教えていただけないでしょうか。

○地域戦略課長（下村充功君）

今、議員おっしゃられた海産物等加工してお返し品にしたらどうかというお話なのではございますが、令和8年度以降に私どもも寄附の方が応援したい事業者の地場産品の開発プロジェクトというものを、ふるさと納税のクラウドファンディングを活用してそちらのほうで寄附をしていただきまして、そのお返し品を新たな地場産品としてお返し品を受け取るような形の、私どもですとふるさと納税3.0という形になるのではございますが、そういったことも今後実施していきたいと思っておりますので、また事業者の方のそういうお返し品開発に補助できたらなと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○4番（廣澤 毅君）

その辺のことをしっかりやっていただきたいなど。来年度は2億円という目標でございます。予定ですね、あくまでも。2億円と言っておらずもっと上を目指して、今後は皆さんに美浜町を選んでいただけるように頑張りたいと思います。

以上で、私からの再質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席にお戻りください。

〔4番 廣澤毅君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を11時10分とします。

〔午前10時56分 休憩〕

〔午前11時10分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 野田謙弥議員の質問を許可いたします。野田謙弥議員、質問してください。

〔9番 野田謙弥君 登席〕

○9番（野田謙弥君）

皆さん、こんにちは。このたび新しく結成しました会派創世会の野田謙弥でございます。3月定例会一般質問のトリを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、昨年11月16日に愛地球博記念公園内で第18回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催されました。本町は、町村の部において、前回の12位から躍進し過去最高の4位となり、前年度の順位から上昇した団体に与えられるモリコロ賞で、町村の部1位として表彰されました。

12月14日には、美浜町運動公園陸上競技場を発着点として、第87回東海学生駅伝対校選手権大会と第19回東海

学生女子駅伝対校選手権大会が昨年に引き続き開催されました。女子は13チームが競った結果、名城大学が連覇を19に伸ばしました。地元美浜町の日本福祉大学は前回の3位から2位になり、3区と5区では区間賞を獲得しました。

また、今年になって、2月8日、運動公園陸上競技場での開催としては2回目となる美浜町制70周年記念・第40回美浜タウンマラソンが開催されました。当日は総選挙の投開票日と重なり、町職員の勤務は昼夜をかけて長時間にわたり大変だったと思います。寒い雪の降るコンディションではありましたが、参加した選手や観戦や応援をする人たちの熱気はすごく、雪をも解かず勢いでした。キッチンカーの登場も大会を盛り上げ、美浜町のイベントには欠かせないものとなってきました。

私は、この駅伝やマラソンをきっかけとした町民のスポーツへの関心、盛り上がりや町の活性化、町民のやる気と自信につなげる手だてはないものだろうかと考えています。

そこで、今回私は町が目指しているスポーツを核としたまちづくりとは一体どんなものなのか、その未来像と具体的な方策について伺いたいと思います。

そしてもう一つは、町内各区の現状についての質問です。地域社会の変容とともに、町内各自治組織（区）の様相も変化し、抱えている課題も多岐にわたってきています。町は今後、地域戦略として、町内各区とどう向き合っていくのか、どう連携していくのかを伺いたいと思います。

あらかじめ提出しました報告書に基づいて質問いたします。

まず、大きな1つ目、スポーツによるまちづくりについて質問します。

町はスポーツによるまちづくりを推進するために、一般社団法人みはまスポーツコミッションを設立し、美浜町商工会や一般社団法人あいち美浜町観光協会、一般社団法人みはまスポーツクラブと連携して、町民に様々な健康、福祉、教育、経済の機会を提供しています。そこで、次のとおり質問します。

1点目は、一般社団法人みはまスポーツコミッションが設立されましたが、具体的にはどんな組織で何を行っていくのか伺います。

2点目は、運動公園陸上競技場では、駅伝大会や陸上競技が行われていますが、町が関連しているイベントや一般社団法人みはまスポーツクラブ、学校行事、地域行事にはどんな大会等があるか伺います。

次に、大きな2つ目、美浜町の自治会組織（区）について質問します。

少子高齢化の中、町民が安心して暮らせる持続可能な地域づくりにとって、自治会組織（区）の存在、役割はますます大きくなってきています。そこで、美浜町の行政と町内各区との関係について、次のとおり質問します。

1点目は、各区では加入者の減少が問題になっています。町内の区加入率を把握しているのでしょうか。加入率の推移と加入率を高める手助けについて伺います。

2点目は、町は各区を通して、住民サービスの代行をしてもらったり、住民からの情報を得ています。現在、町が区を通じて提供している住民サービスには何があるか伺います。

3点目は、現在、町内各区の事務や会議をする場所は確保されていますか。また、活動場所である施設等の老朽化に対する援助はあるのかどうか伺います。

以上で、通告書に基づく質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

野田謙弥議員の御質問にお答えいたします。

私からは、美浜町の自治会組織（区）についての御質問にお答えし、スポーツによるまちづくりの御質問については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いします。

初めに、美浜町の自治会組織（区）についての御質問の1点目、区加入率の現状はについてでございますが、各区に依頼している広報の配布数で計算しますと76.9%でございますが、年々減少していると伺っております。

また、加入率を高める手助けにつきましては、役場で転入手続される方に、自治会組織（区）への加入を呼びかけるチラシを配付するほか、町広報紙で定期的に案内しております。

次に、御質問の2点目、町が区を通じて提供している住民サービスはについてでございますが、広報紙の配布及び回覧板の回覧、交通・防犯・防災啓発活動などの町からの情報提供のほか、敬老会の実施、日本赤十字社社資募集、道路、河川及びため池草刈り業務、清掃活動、資源回収などがございます。

次に、御質問の3点目、町内各区の活動場所はについてでございますが、事務や会議をする場所は、公民館や公会堂など各区において確保されております。

また、施設の老朽化に対する援助につきましては、コミュニティー事業補助金として公会堂などの新築、改築、増築及び改修に要する経費の補助を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、スポーツによるまちづくりについての御質問の1点目、一般社団法人みはまスポーツコミッションとはについてでございますが、令和4年4月から美浜町と日本福祉大学によるみはまスポーツまちづくり推進室を設置し、地域の関係団体の皆さんと連携しながらスポーツを核としたまちづくりに取り組んでまいりました。

これからも、スポーツでつながる美浜町の可能性を最大限に引き出し、大学との連携や美浜町の豊かな自然をつなげることで、多角的なスポーツを活用したまちづくりを目指すため、日本福祉大学と共同で一般社団法人みはまスポーツコミッションを令和7年10月に設立いたしました。

今後は、健康増進活動を行い、運動への興味喚起や子供たちの体力・語学力の向上、さらに、運動公園を軸にした経済活動を実施し、交流人口の増加や地域経済の活性化等に取り組んでまいります。

次に、御質問の2点目、駅伝や陸上競技によるまちづくりはについてでございますが、本町が関連するイベントといたしましては、2月に開催した美浜タウンマラソンやスポーツフェスティバル、さらに、本町が後援しております東海学生駅伝対校選手権大会がございます。

一般社団法人みはまスポーツクラブ主催事業といたしまして、小学生を対象とした放課後運動教室、学校行事では町小学校陸上競技大会、地域行事といたしましては、以前、奥田地区による奥田地区スポーツデーの開催実績がございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問ありますか。

○9番（野田謙弥君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、大きな1つ目、スポーツによるまちづくりについてです。

一般社団法人みはまスポーツコミッションについては、日本福祉大学と共同で多角的なスポーツを活用したまちづくりを目指していくんだということが分かりました。では、もう一つの団体、一般社団法人みはまスポーツ

クラブとも連携していくという御説明をいただきましたが、この2つの団体の違い、関係性を分かりやすく御説明ください。

○生涯学習課長（戸田典博君）

一般社団法人みはまスポーツクラブ、またみはまスポーツコミッションについての連携についての御質問だと思います。

まず初めに、みはまスポーツクラブといたしましては、総合型地域スポーツクラブといたしまして、主に美浜町内の子供から高齢者の多世代の方を対象として、様々な種類の運動・スポーツの教室を数多く実施していただいております、町民のスポーツ意識の向上に寄与し、健康づくりに貢献をいただいているクラブとなります。

繰り返しになりますが、また、みはまスポーツコミッションにつきましては、美浜町運動公園陸上競技場を中心に、日本福祉大学と連携をしながら、美浜町全体のスポーツまちづくりを行っていく組織となります。スポーツイベントや町外からの合宿誘致を行い、健康、福祉、教育、経済の好循環を生み出し、地域の活性化に貢献していく団体となります。

この双方の団体が協力をし、まず町民の健康づくりにつきましてはみはまスポーツクラブの活動を推奨し、さらに、みはまスポーツコミッションでは、観光協会や商工会、地域の関係団体と連携しながらオール美浜の体制で中心的な役割を果たしながら町外へのPRを行い、美浜町全体として今後もスポーツを核としたまちづくりを進めてまいります。

○9番（野田謙弥君）

みはまスポーツコミッションとみはまスポーツクラブの関係性がよく分かりました。

次に、駅伝や陸上競技によるまちづくりについて答弁いただきましたが、2月8日に開催されたみはまスポーツフェスティバルについて、当日の様子について御説明ください。

○生涯学習課長（戸田典博君）

今年2月8日の午前中には、美浜タウンマラソンの大会に引き続き、一日、美浜町でスポーツ体験をさせていただくということで、午後からは、みはまスポーツコミッション主催でみはまスポーツフェスティバルを開催させていただきました。今回は、オリンピック4大会出場の飯塚翔太選手をお迎えして年長から中学生までを対象とした走り方教室を実施し、約100名の方の参加をいただきました。

先ほどもありましたが、当日は雪の影響でフィールドが利用できず、日本福祉大学の体育館をお借りしての開催となりましたが、参加した子供たちは飯塚選手からは速く走るためのコツや、また質問コーナー等で大いに盛り上がりを見せたフェスティバルでございました。

○9番（野田謙弥君）

走り方教室に参加した子供たちの様子が新聞記事にも載っていて、東海市から参加した小学生の感想が紹介されておりました。インタビューを受けた子が、町内の小学校でなかったのは残念でしたが、それだけ美浜町のスポーツイベントが注目されて交流人口の増加につながっていると解釈できます。ここは、前向きにポジティブに考えたいと思います。

次に、東海学生駅伝は、以前は武豊町の臨海緑地をスタートとして、半田市陸上競技場をゴールとしてきた大会です。伝統あるこの大会を陸上競技場の完成と同時に美浜町に持ってきたのはすごいことで、これは行政の手柄だと思います。有名な箱根駅伝に代表されるような大学生の駅伝大会を美浜町の陸上競技場で開催できることは、町民の誇りです。

そこで、この大学駅伝大会誘致の成果を広く町内外に発信したりして、次につなげていく手段を考えているでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

この東海学生駅伝大会につきましては、主催は学生が中心となっております東海学生陸上競技連盟で実施をいただき、また、愛知県の陸上競技協会も運営の協力をいただいております。美浜町と美浜町教育委員会といたしましては、こちらの大会の後援として協力をさせていただいている大会となります。

この大会の誘致につきましては、運動公園のオープン前から、関係団体の方から連携をし開催に向けて協議を進めてまいり、令和6年から、運動公園オープンをした時期から、本町運動公園陸上競技場を発着として開催をしていただき、今年度も12月に開催をすることができました。こちらの様子も、大会の様子はSNS等当時の様子も伝えて町外にもPRをしてまいっております。

また、今後につきましては、この大学の大会ではなく、運動公園が駅前にある立地を生かした小中学生や高校生の大会の開催についても、陸上連盟協会や関係団体と、今後検討していければということで話を進めておりますので、よろしくお願いたします。

○9番（野田謙弥君）

箱根駅伝で優勝した青山学院大学の選手たちのインタビューをテレビで見ていると、選手たちの着ているユニフォームの胸のあたりに新潟県妙高市の名前とマークがはっきりと確認できます。これは、青山学院大学が毎年夏に、妙高市にある陸上競技場を拠点に合宿を行っているからです。

美浜町も、東海地方の大学生の駅伝チームの合宿地として、陸上競技場やその周辺の宿泊施設を利活用してもらいように、営業活動を展開するのはどうでしょうか。

次に、地域行事として、奥田地区による奥田スポーツデーが開催されたようですが、せっかく立派な陸上競技場が完成したわけですから、美浜町全域に広げ、町内6地区対抗の運動会や駅伝大会を開催する考えはありますか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

運動公園オープンの令和6年度には、自分たちの地区、奥田地区に運動公園ができるということで、奥田地区の有志の方が中心となり主体となり、運動公園を会場に奥田スポーツデーを開催していただきました。

今後も、このような地域からの開催要望がありましたら、指定管理者でありますみはまスポーツコミッションと協議をしながら協力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○9番（野田謙弥君）

町内の多くの区が陸上競技場を活用したイベントを開催し、地域の絆を深められるとよいと思います。6地区対抗が無理なら東西対抗にしたり、種目を駅伝やリレーに絞ったりして子供から大人まで参加できる大会にしてはどうでしょうか。

次に、一般社団法人みはまスポーツクラブで、放課後運動教室という事業があるということですが、駅伝または陸上競技に特化した講座なり教室はあるのでしょうか、伺います。

○生涯学習課長（戸田典博君）

駅伝や陸上競技に特化した教室ということで、ちょうど、広報みはまのほうでみはまスポーツクラブさんのこちらのチラシが入ったかと思います。

そちらの内容、みはまスポーツクラブにも確認したところ、駅伝または陸上競技に特化した講座についてはないということですが、先ほど言われております放課後運動教室におきましては、運動の基本となる動作を

通じてどのスポーツでも対応できる基礎を身につけるといような、そのようなことを目指した教室であるとい
うことも聞いておりますので、まずこちらの教室への御参加もまたお願いしたいということでございました。

○9番（野田謙弥君）

なぜこの質問をしたかという、せっかく県の市町村駅伝で、過去最高の4位になったことを重要視したいか
らです。

過去に、東浦町が何回か優勝し連覇を果たし、最近阿久比町が連覇し続けています。阿久比町には阿久比陸
上クラブがあり、幼児から成年まで一貫して練習する体制が整っています。美浜町もそういった体制が整うとい
いと思うのです。

美浜町も、せっかく立派な陸上競技場があり、スポーツを核としたまちづくりを提唱しています。ここで本気
を出さないでいつ出すのでしょうか。近い将来、県の市町村駅伝大会で優勝するぐらいの夢を持ちたいと思いま
す。

これでスポーツによるまちづくりについての再質問は終わります。

次に、大きな2つ目、美浜町の自治会組織（区）について再質問します。

美浜町の自治会組織（区）加入率の現状について、町からの広報の配布数から推計して、平均76.9%とい
うことでした。地区によっては加入率をもっと低いところもあるわけです。

加入率を高めるために、新規の加入者に町指定のごみ袋を無料配布するなどして特典を与える考えはありませ
んか。

○地域戦略課長（下村充功君）

区の加入率を高めるために特典を与える考えはあるかということですが、区の加入率につきましては、
地域コミュニティの維持、活性化の観点からしても、行政として、高まっていくことは望ましいというふう
には考えております。

ただ、一方で区への加入につきましては、あくまで住民一人一人の任意によるものとなっておりますので、強
制されるものではないというふうで認識しております。

そのため、区への加入を条件として有料ごみ袋などを無料配布するなど、行政サービスに差を設けるとい
うことは公平性の観点からして適当ではないというふうで考えております。

○9番（野田謙弥君）

とにかく、住民に、区に入会をすると得をする楽しいことが待っていると感じてもらえるような仕掛けを工夫
することが大事だと思います。住民の区への加入率を上げることが、地域の絆を深めコミュニティ力を高める
ことになると思います。

次に、町が区を通じて提供しているサービスについて御説明いただきました。その中で、町からの情報提供と
して広報紙の配布及び回覧板の回覧等がありますが、昨今のネット社会を考えると、もっと迅速なよい手段はあ
りませんか。

○地域戦略課長（下村充功君）

区を通じた情報提供につきましては、現在のところ広報紙や回覧板を基本としておりますが、今、議員がおつ
しゃられたネット社会ということでデジタルの関係になってくるのではないかと考えております。

デジタル手段といたしまして、町のホームページにおきましても、広報紙の閲覧等も可能になっております。
また、回覧板でお願いするような町からの案内につきましては、ホームページ内でも御案内させていただいてお
ります。また、ほかの市町村ではありますが、公式LINE、町や市が運営している公式LINEを活用しまし
て、回覧板に代わるものとして活用ができないかということで試験的に実施している市町村もあるとお聞きして

おりますので、今後、調査研究のほうをしまいにしたいと考えております。

○9番（野田謙弥君）

同報無線というんですか防災無線というんですか、による交通、防犯、防災啓発活動の推進や町のホームページのリアルタイムの更新、こういうものを通してさらに迅速な情報提供をお願いしたいと思います。

また、加入率の減少に伴い、加入世帯から徴収する区費にも限りがあります。特に道路、河川及びため池の草刈り、清掃活動、資源回収などの区が町の行政サービスを代行しているような住民サービスには、町からの十分な補助をお願いしたいと思います。

次に、町内18全ての区に、事務や会議をする場所が確保されているとのことですが、河和区の場合、河和港観光総合センターの中に事務所があり、民間の商業施設と建物を共用しているのが現状です。高齢者にとって交通事故に遭遇しやすく、以前から有料となっている駐車場も今年度から民間委託でIT化され、利用しにくいという住民の声があります。そこで、河和区事務所のどこか適切な移転先はありませんか。どうでしょう。

○地域戦略課長（下村充功君）

区の移転先ということなのですが、区の事務所の移転におきましては、区の活動や運営に関わるものがあります。そのため、区が主体となって判断されることが賢明であるというふうに考えております。

現在のところ、区から移転を検討しているとの相談を受けておる段階ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○9番（野田謙弥君）

私の思い込みだったかもしれませんが、済みません、そういう住民の声も確かにあることはありますのでお願いします。

最後です。自治会組織（区）は、地域の特性を生かし、自主防災組織の充実を図りつつ、地域のコミュニティーの形成を高め安全な地域づくりをしています。また、盆踊りや歩け歩け大会など行事を通して区民同士が交流し、顔の見える関係づくりをすることで災害時の円滑な助け合いにつなげています。

町は、地域戦略課を窓口にして、町内各区と連携を取って思いやりのある住民サービスに努めていってほしいと思います。決して、区への加入は任意だから関係ないとか、過度な個人情報保護の理由で住民同士の交流を妨げないでほしいと思います。そして、町と区がお互いの行き届かない部分を補完し合いながら、協力して持続可能な地域社会を形成し、住みよい美浜町をつくっていくようお願いいたします。

以上で、私の再質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、野田謙弥議員の質問を終わります。野田謙弥議員は自席にお戻りください。

〔9番 野田謙弥君 降席〕

○議長（野田増男君）

これもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、3月6日から3月9日までの4日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、3月6日から3月9日までの4日間を休会することに決定しました。

来る3月10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時44分 散会〕

令和 8 年 3 月 10 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 8 年 3 月 10 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第 3 議案第 10 号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 11 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 12 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 13 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 14 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 15 号 美浜町職員等の旅費に関する条例について
- 日程第 9 議案第 16 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 17 号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 18 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 19 号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 13 議案第 20 号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 21 号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 15 議案第 22 号 令和 7 年度美浜町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 16 議案第 23 号 令和 7 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 24 号 令和 7 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 25 号 令和 7 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 26 号 令和 7 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 27 号 令和 8 年度美浜町一般会計予算
- 議案第 28 号 令和 8 年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 8 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 8 年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 8 年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 8 年度美浜町水道事業会計予算
- 議案第 33 号 令和 8 年度美浜町農業集落排水事業会計予算
- 日程第 21 発議第 1 号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 2 号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	都筑新悟君
3番	大嵯暁美君	4番	廣澤毅君
5番	荒井勝彦君	6番	大岩靖君
7番	丸田博雅君	8番	橋場友昭君
9番	野田謙弥君	10番	中須賀敬君
11番	野田増男君	12番	森川元晴君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	戸田典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	宮崎典人君	議会係長	江本真実君
--------	-------	------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

ちょっと僕、花粉がえらくて今日お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、御了承ください。

会議に先立ち、お願いいたします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（野田増男君）

日程第1、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の報告承認について

○議長（野田増男君）

日程第2、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3 議案第10号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第10号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第10号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質問させていただきます。

32ページにあります第2条において、「初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」の内容を説明してください。

○総務課長（大松知彰君）

初任給調整手当についての御質問ですけれども、初任給調整手当は、新卒採用などの際に基本給を変更することなく、市場相場に合わせて初任給の水準を引き上げるため支給される手当でございます。地方公務員の場合は、人事院勧告に基づき条例で定められ、特定の医療職や技術職などの人材確保のため特に必要がある職種に支給される手当でございますが、来年度から国家公務員の初任給調整手当が改正され、既存の初任給調整手当を第1種初任給調整手当と定義し、新たに地域別の最低賃金に相当する額を下回らない給与水準を確保するため第2種初任給調整手当が創設されたことに伴い、本町条例の改正をお願いするものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、本町において第2種初任給調整手当に該当する職種や職員はいますでしょうか。

○総務課長（大松知彰君）

今回の改正は国家公務員の給与改正に伴い本町条例の改正を行うもので、本町の給与はすぐに最低賃金を下回るような支給額にはなっておりませんので、現在のところ第2種初任給調整手当の対象となる職員は存在しておりません。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。3回目です。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、初任給調整手当ということで、現在第2種については該当はないということですが、今後該当になってくるような場合は手当でいくのか、また初任給自体を引き上げるのか、初任給自体を引き上げるというようなことを検討することは考えますか。

○総務課長（大松知彰君）

初任給の引上げについての御質問ですけれども、本町の給与制度は人事院勧告や最近の物価上昇等により給与の支給額を既に見直しており、さらに、人材確保のため近隣自治体の状況を参考にして初任給額を決定しておりますので、今回の初任給調整手当の改正による初任給の引上げは検討しておりません。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第11号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第11号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第12号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第12号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第13号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第13号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第14号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第7、議案第14号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第15号 美浜町職員等の旅費に関する条例について

○議長（野田増男君）

次に、日程第8、議案第15号 美浜町職員等の旅費に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第16号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第9、議案第16号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第17号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第10、議案第17号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

次に、日程第11、議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第19号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

○議長（野田増男君）

次に、日程第12、議案第19号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第20号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

次に、日程第13、議案第20号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第21号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（野田増男君）

次に、日程第14、議案第21号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第21号 町道路線の廃止及び認定について質問させていただきます。

農道として工事するために町道認定を廃止すると説明がありましたが、工事終了後は町道として再度認定する

のですか。

○建設課長（平野恵司君）

町道としての再認定につきましては、再度認定する方向で考えておりますが、県が国の補助事業で実施しますので、会計検査などのこともあり、時期につきましては県と相談しながらになりますので、よろしくお願ひします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

町道認定を廃止したことによる地方交付税などへの影響はありますか。

○建設課長（平野恵司君）

町道認定を廃止したことによる地方交付税などへの影響は多少ありますが、町が補助事業で施工すると50%以上の支出となりますが、県営で施工した場合は25%の負担で済みますので、有利であると考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）

○議長（野田増男君）

日程第15、議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）について質問させていただきます。

1点目、8ページにあります第3表債務負担行為補正について、総合公園整備事業は令和7年度で完了ですか。

2点目、33ページにあります4款、1項、4目環境対策費、集中浄化槽運営事業、こちらにおいて、浄化槽事業法適用支援業務委託料は集中浄化槽の更新の遅れにより減額と説明されましたが、協議の経過と今後の予定について説明してください。

3点目、35ページにあります6款、1項、5目農地費、土地改良事業において、県営防災ダム事業費負担金の内容と令和8年度予算との関連を説明してください。

4点目、37ページにあります8款、2項、3目道路新設改良費、道路新設改良国補助事業において、この時期に補正予算を計上する理由と工事内容を説明してください。

5点目、37ページにあります8款、2項、3目道路新設改良費、狭あい道路整備事業において、土地購入費はどこを予定していたのですか。

6点目、39ページにあります8款、3項、2目河川維持費、河川維持管理事業において、工法を変更したと説明されましたが、工法の変更した理由は何ですか。

7点目、39ページにあります8款、3項、4目排水路新設改良費、排水路新設改良事業において、減額した理

由及び繰越明許費の内容を説明してください。

8点目、41ページにあります9款、1項、4目災害対策費、災害対策事業において、避難所環境改善資機材の避難所ごとの設置数量はどのようになっていますか。

以上、説明をお願いします。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、私から御質問の1点目の8ページの債務負担行為の補正についての御質問につきまして回答をさせていただきます。

UR都市機構で行う事業といたしましては令和7年度で完了といたしますが、今回上程しております令和8年度予算案におきましてソフトボール場が供用開始できるまでの整備費を計上してございますので、事業としては令和8年度まで継続する予定をしております。ただ、令和9年度以降に計画しておりました整備につきましては、一旦中止をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○環境課長（百合草俊晴君）

私から、御質問の2点目、33ページ、4款、1項、4目環境対策費、集中浄化槽運営事業、浄化槽事業法適用支援業務委託に関する御質問にお答えをいたします。

美浜緑苑地区におきます集中浄化槽更新に係る名古屋鉄道株式会社との協議経過でございますけれども、名古屋鉄道株式会社とはおおむね3か月に一度打合せの場を設けておりまして、進捗について確認をしております。

新施設に関しまして、現地調査や設計の見直し、各種法令に基づく手続の確認作業等、こちらに時間を要しております。工事の着手が遅れている状況でございます。そのため、名古屋鉄道株式会社との間で令和6年3月に締結しました協定、こちらで示された移管の時期、このときは令和8年9月末をめぐりとしておりましたが、この移管時期について見直しするための協議を現在進めております。具体的な移管時期については現時点において未定でございます。

○建設課長（平野恵司君）

私から、35ページの農地費、土地改良事業の県営ダム事業費負担金についてですが、これは奥田地区の小原池と矢梨地区の新池の事業の2か所に対する負担金でございます。この2月に国の経済対策といたしまして県の令和7年度補正予算があったことに伴いまして、令和8年度に予定していました工事を前倒しするため、負担金を増額しております。

あと、まず奥田地区の小原池の事業費負担金の内容についてですが、7年度当初予算では洪水吐工を実施し、7年度補正予算では堤体工として後処理工事を実施いたします。8年度予算では最後の雑工事などの工事と伺っております。

次に、矢梨地区の新池の事業費負担金の内容についてですが、7年度当初予算では工事発注のための実施設計を行い、7年度補正予算では仮設道路と取水施設の工事を実施いたします。8年度予算では引き続き取水施設の工事を実施する予定と伺っております。

次に、37ページの道路新設改良費、道路新設改良国補助事業ですが、まず、この時期に補正予算を計上する理由についてですが、7年度当初予算では老朽化している富具崎（4）橋という橋と富具崎（5）橋という橋の撤去設計と富具崎（4）橋の架け替え設計を予定しておりました。しかし、近くにある富具崎（3）橋を利用し川沿いに道路を整備したほうが新たに橋を建設し維持管理していくよりも有利ではないかとの考えから、土地所有者などにも相談し、おおむね理解をしていただけましたので、この時期となりましたが、このたび道路整備のための予算を計上したものでございます。

また、設計委託費が減額しておりますので、その分の補助金を工事費へ充て、繰越工事として実施する予定でございます。

また、令和8年度予算では富具崎（4）橋と富具崎（5）橋の撤去工事を予定しております。

続きまして、39ページの河川維持費、河川維持管理事業です。

こちらの工法変更した理由についてですが、当初、兩岸の工事を施工する予定でしたが、名鉄との協議により線路への影響及び年度内完了を考慮した結果、河床のコンクリートの穴を塞ぐ工事のみへと変更したものでございます。

年度内完了につきましては、この工事は起債により行っており、その起債が年度繰越しができないことが分かりましたので、やむなく護岸工を7年度の工事から除き、工事を完成させるためでございます。

続きまして、39ページ、排水路新設改良費、排水路新設改良事業でございます。

減額する理由についてですが、理由の一つとしては、河和ふれあい公園南の北屋敷排水路施工に当たりまして現地の状況を再確認したところ、水路断面を設計よりも小さくできると判断し、安価な側溝に工法変更することにより、工事が減額となったためでございます。

繰越明許費につきましては、同じく北屋敷排水路工事でございますが、施工に当たりまして隣接地主との協議に時間を要したこと及び変更した側溝の在庫がありませんでしたので納品が遅れ、現場着手が遅れたことにより、年度内に終わらない可能性があることから繰越しするものでございます。

○都市整備課長（平野和紀君）

私から、御質問の5点目の37ページの狭あい道路整備事業の土地購入費の場所はという御質問についてお答えをさせていただきます。

狭あい道路整備事業の現在の運用といたしましては、市街化区域内の幅4メートル以下の道路に接して建築する場合に土地所有者から買取り希望の申請があればセットバック分の道路用地を購入するものでございますので、具体的な場所の指定はございませんので、よろしく願いいたします。

○防災課長（三枝利博君）

じゃ、私からは8点目、41ページ、9-1-4の災害対策費、災害対策事業につきまして、避難所環境改善資機材の避難所ごとの設置数量はということでございます。

可搬型発電機としまして、各小学校2台ずつ、各中学校及び南部体育館各3台ずつ設置しまして、停電時でも運用できるように設置をしていきます。また、南部体育館につきましては可搬型空調設備スポットバズーカ6台を整備します。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第23号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（野田増男君）

日程第16、議案第23号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第24号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（野田増男君）

日程第17、議案第24号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第25号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（野田増男君）

日程第18、議案第25号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第26号 令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（野田増男君）

日程第19、議案第26号 令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第26号 令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）について質問させていただきます。

113ページ、1款、1項、1目土地取得費、土地取得事業において、土地購入費はどこの場所を予定していたのですか。

○建設課長（平野恵司君）

購入する場所につきましては、中奥田の交差点の町道運動公園線の隅切り部でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、こちらを減額する理由と、令和8年度一般会計予算8款、2項、3目道路新設改良単独事業の土地購入費との関連を説明してください。

○建設課長（平野恵司君）

減額する理由につきましては、地権者の方にはおおむね了解をいただきまして前向きな話となっておりますが、現在も交渉を継続していますが、令和7年度中での所有権移転登記が完了できない見込みのため減額計上するものでございます。

令和8年度には土地の取得が見込まれる状況でありますので、土地取得特別会計ではなく8年度の一般会計予算に土地購入費を計上しております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算から

議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで7件一括

○議長（野田増男君）

次に、日程第20、議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算から議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、以上7件を一括議題とし、順次議事を進めます。

まず、令和8年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いいたします。

質疑については議案内容についての疑義をただすものであり、一般質問のごとく自己の意見を述べるものではありませんので、この点に御注意ください。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、令和8年度一般会計予算を除き、1議題、1議員につき3回までを限度としますので、御了承をお願いいたします。

最初に、議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は、各会計当初予算の中で最も重要な案件であり、かつ、その内容も多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、4つ目の区分として9款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算の歳入について質問させていただきます。

事前通告させていただきました1点目は質問せずにおきます。

2点目、53ページにあります18款、1項、1目一般寄附金、一般ふるさと納税の令和7年度の実績見込みと増額にする理由を説明してください。

3点目、57ページにあります21款、4項、3目雑入、学校給食費、小学校の分として975万2,000円が入ってお

りますが、保護者負担はなしと説明されましたが、この金額の分は誰の分か説明をお願いします。

○地域戦略課長（下村充功君）

私からは、一般寄附金のふるさと納税の令和7年度の実績見込みと増額理由についてお答えさせていただきます。

まず、令和7年度の見込額につきましては約1億1,000万円を見込んでございます。

なお、増額理由につきましては、今年度も令和6年度から見ると増額し、返礼品数も増やし、寄附額も増えておるところでございます。また、8年度からにつきましては、ふるさと納税に関する一連の業務を代行する中間事業者につきまして新たな事業者に変更させていただきまして、これまでと違いまして愛知県内に事務所も設置していただけます。これによりまして、伴走型の支援という形で返礼品の提供事業者へのアドバイス、また柱となる返礼品づくりなど、より強力に本町と連携することが可能となり、さらなる寄附拡大を図れるものと考えており、目標額を2億円としております。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは、私から57ページの雑入、学校給食費、小学校の分でございます。

小学校の給食費については全額負担がなしということでございましたが、この分は何かということございました。こちらの分につきましては教員、小学校の教職員等の分でございますので、よろしく申し上げます。お子様は負担がありませんが教職員は料金を頂いておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち1款議会費から4款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。野田謙弥議員。

○9番（野田謙弥君）

それでは、質問させていただきます。

予算書149ページ、歳出4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、ごみ減量化事業の12節委託料、指定ごみ袋作製委託料について質問します。

令和8年度予算は2,552万円です。令和7年度予算1,545万円から増額されています。各世帯のニーズに合った選択をよりしやすくするため可燃ごみ用指定袋に容量10リットルを追加するとのことですが、今年度作製したごみ用指定袋の種類と枚数を来年度と比較して御説明ください。

また、実際に10リットル袋を追加してほしいという要望が多くあったのでしょうか。追加することにより、他の容量の可燃ごみ用指定袋の作製量が減少することはないのでしょうか。お答えください。

○環境課長（百合草俊晴君）

指定ごみ袋の作製委託料について御質問いただきました。

現在、美浜町の指定ごみ袋は、ごみの区分とそれぞれ容量で区別しますと7種類となります。このうち令和7年度、今年度ですね。可燃ごみ用の45リットルを46万5,000枚、30リットルを27万5,000枚、そしてプラスチック容器包装用、こちらが45リットルを20万枚と30リットルを7万5,000枚、この4種類の作製をいたしました。来年度、令和8年度はこの全7種類に加えまして新たに可燃ごみ用の10リットルを追加しまして、全8種類を作製

いたします。作製枚数につきましては、今年度作製しました4種類については今年度とほぼ同様の数量を、今年度作製がなかった可燃ごみ用20リットルは12万5,000枚、10リットルが15万枚、そしてミックスペーパー用45リットルを10万枚、30リットルを7万5,000枚予定しております。

また、要望の状況につきましては、直接環境課への御連絡をいただいたりですとか、販売所、販売店から要望の声がたくさん届いておるといような状況ではございませんけれども、町政への御意見箱の制度であったり一言政策提言、こちらの制度で住民からの御提言をいただいているほか、以前からほかの議員さんからも導入の検討の御要望を伺っておるところでございます。

そして、可燃ごみ用10リットルを追加することによって、いずれはほかの容量の必要数が減少となるということは想定しておりますけれども、令和8年度は初年度となりますので正確な必要数が見込めないため、10リットルについてはおおよそ3年分を見込みまして15万枚作製をいたします。そのほかの容量については、これまでと同様の数量を見込んで作製を予定しております。

なお、既に導入がされている近隣市町の状況でございますけれども、10リットルの販売割合は可燃ごみ袋全体の1割程度とお聞きをしておるところでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、1款から4款について質問させていただきます。

通告した5点目、67ページ、2款、1項、1目一般管理費、行政管理事業、こちらの1節いじめ問題調査委員会委員の報酬とありますけれども、こちらの委員会の構成と委員会で行う業務はどんなようなことか、説明してください。

6点目、75ページにあります2款、1項、3目文書広報費、広報事業において、10節印刷製本費が増額になる理由は何ですか。

7点目、79ページにあります2款、1項、6目財産管理費、庁舎管理事業において、12節宿日直業務委託料が増額になっています。委託する時間及び内容はどのように変わるのですか。

8点目、83ページにあります2款、1項、7目企画費、企画事業において、18節知多半島で縁結びプロジェクト実行委員会負担金の実行委員会の予算資料の提供と令和7年度の縁結びの実績を説明してください。

○総務課長（大松知彰君）

では、私からいじめ問題調査委員会の構成と業務について説明させていただきます。

いじめ問題調査委員会は、教育委員会により設置されるいじめ問題専門委員会において、当該いじめの被害者または保護者が専門委員会の決定に不服等がある場合、専門委員会の調査結果を調査するための町長の附属機関でございます。

なお、委員の構成、人数等は、美浜町附属機関設置条例により、教育、法律、心理及び福祉等に識見を有する者5名以内で構成することとなっております。

○地域戦略課長（下村充功君）

私からは、75ページ、2款、1項、3目文書広報費の広報事業、10節印刷製本費が増額になった理由についてでございますが、増額になった理由につきましては、物価高騰によりまして印刷単価の増によるものでございます。

続きまして、79ページ、2款、1項、6目財産管理費、庁舎管理事業の12節宿日直業務委託料が増額になった

理由、あと委託の時間、内容等の変更はということでございますが、まず委託料が増額になった理由についてでございますが、2点ございます。1点目につきましては、業務に従事する方の人件費が上がっているという点です。2点目につきましては、令和8年度より開庁時間の変更に伴う時間を延長させていただいております。時間の増につきましては、宿直業務の平日の時間を、これまで午後5時から朝8時半までだったところを午後4時30分から午前9時という形で1時間延長させていただいたことによる増でございます。

また、令和7年度までは日直業務、宿直業務それぞれ契約しておりましたが、令和8年度より合わせて委託業務をしております。

先ほど言いました時間延長以外の内容の変更についてはございませんので、よろしく願いいたします。

次に、83ページ、2款、1項、7目企画費の企画事業の18節知多半島で縁結びプロジェクト実行委員会の負担金の予算資料の提供と令和7年度の縁結びの実績の説明についてさせていただきます。

資料につきましては、提出したとおりでございます。

令和7年度の実績につきましては、それぞれイベント実施につきまして男女各20人の定員で、知多半島の5か所で実施をさせていただきました。第1弾につきましては9月27日に美浜町で、第2弾は10月18日に半田市で、第3弾は11月29日に東浦町で、第4弾は12月14日に南知多町で、第5弾につきましては令和8年2月14日に大府市で、計5回実施させていただいております。全てのイベントにつきまして募集人員を超える応募がございまして、定員の3.8倍の申込みがございまして、連絡先の交換数も各イベントにおきまして20組を超えまして、こちらの連絡先の交換数につきましては国の補助金をもらう関係で成果指標を設定してございます。こちらの目標数値も達成したような形で、盛況に終わったと考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、次に9点目、83ページ、2款、1項、7目企画費、地域協働事業において、18節まちづくりエンジョイぷらん交付金の減額の理由は何ですか。

10点目、85ページ、2款、1項、7目企画費、巡回バス運行事業、17節公用車の、こちらで公用車ということが入っていますけれども、その内容と繰越明許費との関連を説明してください。

それから11点目、93ページ、2款、2項、1目税務総務費、税務事務において、18節知多地域地方税滞納整理機構負担金の機構の予算資料の提供と今後の負担金の精算予定はどのようになっているか、説明をお願いします。

○地域戦略課長（下村充功君）

私からは、83ページ、2款、1項、7目企画費の地域協働事業の18節まちづくりエンジョイぷらん交付金の減額の理由についてでございますが、令和8年度におきまして減額した理由ですが、令和7年度におきましては町制70周年を一緒に盛り上げてくれる事業への加算額が含まれておりまして、その増額分を減額したことが令和8年度が減額した理由でございます。

次に、85ページ、2款、1項、7目企画費の巡回バス運行事業の17節の公用車と繰越明許費との関連についてですが、17節の公用車におきましては、巡回バスの車両の更新による1台ということで、東部、西部巡回コースがございまして、巡回コースの車両を購入予定としております。

また、令和8年度もう一台、巡回バスの車両点検時の代車を1台購入予定とするものでございます。

繰越明許費につきましては巡回バスの東部コースの車両の更新となりますので、よろしく願いいたします。

○税務課長（山本圭介君）

次に、93ページ、税務総務費、税務事務、知多地域地方税滞納整理機構負担金の機構の予算資料の提供と今後の負担金の精算予定はについてでございますが、まず、滞納整理機構の令和8年度予算資料につきましては提出したとおりでございます。

次に、今後の負担金の精算予定はについてでございますが、近年の物価高騰により、今後、滞納整理機構で使用しております自動車、パソコンの賃借料などの値上げが見込まれることや、現在使用しております事務室の利用料が令和9年度から大幅に値上げされることを踏まえ、5市5町で協議した結果、令和5年度から7年度の負担金の各市町への返還金は行わないこととなりました。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。荒井議員。

○5番（荒井勝彦君）

それでは、議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算に対して2点ほどお尋ねをいたします。

1点目、163ページ、6款農林水産業費、3項水産業費、3目漁港管理費、14節の工事請負費、漁港海岸維持修繕工事2,807万2,000円ですが、これ、上野間漁港の防潮水門修繕事業費で老朽化したワイヤーロープと滑車の修繕工事だと、このように伺いましたけれども、二級河川の防潮樋門は県の管理により大地震発生時に自動閉門する工事が町内でも進んでおります。この上野間漁港の防潮水門、これは漁港施設ゆえに町の管理だと以前聞いた記憶がございますが、稲早川の河口に設置されている大きな水門でございますので、この機に工事をする考えはありませんでしょうか。

2つ目です。167ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費、18節負担金、補助及び交付金、南知多ビーチランド活性化協議会負担金の100万円ですが、これ毎年ずっと遡りますと100万円計上しておりますけれども、活性化協議会、これは具体的にどんな活動をしてどんな成果を出しているのでしょうか。

展示の目玉の一つでもある大水槽が昨年閉鎖をされましたけれども、これ老朽化だそうですが、今後客足が遠のくのではないかと懸念しておりますけれども、今後、美浜の地の代表的なレジャー施設として継続していくためのそのための負担金なのか、使途を一度御説明していただきたいと思います。お願いいたします。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

私からは、163ページ、6款農林水産業費、3項水産業費、3目漁港管理費の14節工事請負費の漁港海岸維持修繕工事の上野間漁港防潮水門修繕事業費でございますが、今回の予算につきましては、前回建設課長が説明したとおり、上野間漁港水門の老朽化したワイヤーロープ、こちらを早急に取り替える必要があるということが判明いたしましたので、今回取替を予算計上させていただきました。しかし自動閉門化につきましては今回の予算には入っておりませんので、よろしく申し上げます。

○産業課長（富谷佳成君）

続きまして、167ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費、18節負担金、補助及び交付金のうち南知多ビーチランド活性化協議会負担金100万円、これについてでございますけれども、まずビーチランド活性化協議会、こちらは美浜町、教育委員会、地元町議、観光協会、商工会、また地元区長と、令和5年度から愛知県道路コンセッションさんも加わられて各委員により構成されております。当会の目的としまして、美浜町内の主要な

観光及び文化学術施設である南知多ビーチランドを発展させることにより、観光客の誘致並びに地域の活性化を図ることとしており、会の事業として南知多ビーチランド発展に係る諸問題の協議及び情報収集に関すること、その他協議会の目的達成のために必要な事業を行うこととしております。

事業の具体的な内容といたしまして、町民がビーチランドに親しんでいただく契機としまして毎年10月の第2土曜日に町民感謝デーを開催し、多くの方に御来場いただいております。特に親子孫、この3世代で来場された方には町内飲食店等で使える金券が当たるガチャ、こちらをお楽しみいただいているほか、町内の2歳から5歳までのお子様に年間パスポートを発行しております。また、観光協会と連携しまして、町外での物販など抽せん会の景品としましてこのビーチランドの招待券を発行し、来町、また来場の契機としております。

最後に、大水槽の閉鎖につきましては、来週16日月曜日に同協議会の会議を開催する中で、南知多ビーチランドさんから大水槽の方向性について言及していただくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、まずは6款について質問します。

12点目、151ページ、6款、1項、1目農業委員会費、農業委員会運営事業において、7節農地利用現況調査報償金、この内容について説明をお願いします。

13点目、157ページ、6款、1項、3目農業振興費、農業振興事業において、18節地域担い手育成支援事業補助金の内容を説明してください。

14点目、157ページ、6款、1項、4目畜産業費、畜産業振興事業において、18節畜産団体連合会補助金の減額の理由は何ですか。

15点目、159ページ、6款、1項、5目農地費、土地改良事業において、14節農業施設改良工事を全額町債で実施する理由は何ですか。

16点目、163ページ、6款、3項、3目漁港管理費、漁港維持管理事業において、14節漁港維持修繕工事6,280万円の工事の内訳を説明してください。

同じ工事において、第2表債務負担行為、漁港機能保全事業工事請負費（その2）4,800万円との関連を説明してください。

○産業課長（富谷佳成君）

12番、151ページ、農業委員会費、農業委員会運営事業、7節農地利用現況調査報償金の内容についてでございますけれども、3年に一度、圃場内の農地見回り巡回を行い、これが適切に営農されているかを確認するため、農業委員、農地最適化委員計23名に対しまして報償費をお支払いするもので、1回当たり6,300円で5回の巡視を見込んでおり、計72万5,000円をお支払いするものです。

次に、13番目、157ページ、農業振興費、農業振興事業、18節地域担い手育成支援事業補助金の内容にはついてでございますけれども、地域の中心となる認定農業者、新規就農者が農業用機械や施設を導入するに当たり、費用の3割まで、上限300万円を補助する制度で、令和8年度に具体的な対象者がいる状況ではございませんけれども、申請があった場合に速やかな対応ができるよう予算を取っております。これについては全額県費補助となっております。

次に、14番目、157ページ、畜産業費、畜産業振興事業、18節畜産団体連合会補助金の減額の理由についてでございますけれども、例年、畜産団体育成、畜産環境保全活動推進、環境美化、伝染病感染症予防等に92万円を

お支払いしているところでございますが、令和7年度に限り、酪農業の経営を圧迫する飼料代の高騰に対し、その経営を継続させるため、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、乳牛1頭当たり1万円の補助を行う酪農業経営継続緊急支援金、計210万円を酪農家へお支払いしたもので、令和8年度についてはこれを実施せず、令和6年度以前と同水準とするため減額となったものです。

○建設課長（平野恵司君）

建設課からは、15点目、159ページ、農地費、土地改良事業、14節の農業施設改良工事を全額町債で実施する理由についてはすけれども、まず施工箇所といたしましては布土の祭山池の壊れた法面の修繕が1,000万円と、あと奥田前地区の排水路の改良が3,000万円であります。これらの工事は該当する補助メニューがないため町単独費で実施いたしますが、有利な起債制度、緊急自然災害防止対策事業債というものがございますので、そちらを活用して実施するものでございます。

続きまして、16点目、163ページ、漁港管理費、漁港維持管理事業、14節漁港維持修繕工事の6,280万円の内訳についてでございますけれども、上野間漁港の旧港の機能保全工事といたしまして7年度に債務負担行為として設定いたしました上限額9,400万円の範囲内の2,200万円と、河和漁港内の物揚げ場前のしゅんせつ工事が3,700万円、上野間漁港の新港の船揚げ場前のしゅんせつ工事が330万円、その他の維持修繕工事が50万円で、合計が6,280万円でございます。

次に、第2表の債務負担行為の漁港機能保全事業工事請負費（その2）4,800万円との関連はということでございますが、こちらにつきましては、この機能保全工事の内容といたしましては船揚げ場の舗装を修繕するものでございまして、令和8年度から10年度までの3か年に分けて実施いたします。

この事業は、ノリ養殖への影響を考慮して漁期でない期間に工事を行うこととして当初2年間で施工する計画でございましたが、関係者と調整を進めた結果、仮設工事などの工法変更により潮場作業での施工としたため、2年間では厳しいということになり、工事を3か年で行う計画に変更いたしました。また、ノリ養殖が終了する4月早々から工事に着手する必要があるため、2か年で計画していましたが7年度当初予算には債務負担行為を制限額9,400万円と設定しました。しかし、3か年計画と変更したため令和8年度当初予算としては2,200万円を計上したものでございます。

現在計画している各年度の内容、事業費を申し上げますと、まず1年目の令和8年度では、令和6年度に富具崎港で作製し置いてあります先端留壁ブロックと張りブロックを上野間漁港に運搬仮置きし、及び次年度に行うブロック据付けのための重機の足場を船揚げ場の斜路に設置するなどの仮設工と搬入路の整備で2,200万円、2年目の令和9年度では、船揚げ場の既設ブロックを撤去後、8年度に運搬仮置きしたブロックの据付けで4,800万円、最終の令和10年度では、船揚げ場の斜路と平坦部のコンクリート打設で4,200万円を予定し、完了となる計画でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、次に7款について質問します。

17点目、165ページ、7款、1項、2目商工振興費、商工振興事務において、20節小規模企業等振興資金融資制度預託金の令和7年度の融資実績と減額の理由は何ですか。

18点目、167ページ、7款、1項、3目観光費、観光総務事務において、12節地域観光魅力向上事業委託料の内容は何ですか。

19点目、167ページ、7款、1項、3目観光費、観光総務事務において、18節あいち観光動態ウォッチャー利用負担金が増額した理由は何ですか。

20点目、169ページ、7款、1項、3目観光費、観光施設等維持管理事業において、7節食と健康の館道の駅構想検討報償金はどのような内容ですか。道の駅の要件はどのようなものになっていますか。

21点目、169ページ、7款、1項、3目観光費、観光施設等維持管理事業において、12節観光施設管理委託料、14節観光施設維持修繕工事、18節観光施設整備事業補助金の内容を説明してください。

○産業課長（富谷佳成君）

御質問の165ページ、商工振興費、商工振興事務、20節小規模企業等振興資金融資制度預託金の令和7年度の融資実績と減額の理由についてでございますが、愛知県が信用保証協会を通じ金融機関へ預託する額の4割程度を協調預託するもので、小規模企業等振興資金融資制度の運用資金に充てるための預託金で、本町の預託金2,000万円分と県費分と合わせた融資枠として1億1,000万円分となっており、令和7年度の実績といたしまして、2月末現在の申込件数17件6,584万円のうち、取消し2件と保証日未到来1件がございまして、現在、実質融資額は4,484万円となっています。

令和8年度に減額とした理由といたしまして、近年の融資実績や金融機関からの貸付状況を踏まえ、実態に合わせた適正な基準に見直しを行ったもので、制度自体は引き続き維持し、必要な融資に十分対応できる体制を準備しているところでございます。

次に、質問の18番目、167ページ、観光費、観光総務事務、12節地域観光魅力向上事業委託料の内容についてでございますけれども、観光庁から補助金を頂き、本町の魅力を広く発信するため、地域資源を活用した観光コンテンツを開発し販売可能なビジネスモデルを造成するもので、令和8年度の補助要項といたしまして、インバウンドを呼び込むことが必須となっております。このため、本町と関係の深いシンガポールの方を対象に絞り、本町へ足を運んでいただくにはどのようなコンテンツでどのように発信していくか、旅行業者、コンサル事業者など関係機関等と協議を進めているところでございます。

現在のところ内容の詳細については未確定でございますが、補助金の申請書を提出する際にはその内容をお知らせすることができると思いますので、いましばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

次に、質問の19番目、観光費、観光総務事務、18節のあいち観光動態ウォッチャー利用負担金が増額した理由についてでございますけれども、愛知県が観光分野でのDX化を推進するため県内市町村に対し導入を進め、令和6年度からおでかけウォッチャーを利用しておりますが、このたび使用料が倍増した理由といたしまして、当システムを継続利用するに当たり、昨今の人件費の高騰、物価高、特にこのシステム提供元から示されたアカウント利用料金が高騰したことによるものでございます。

次に、質問の20番目、169ページ、観光費、観光施設等維持管理事業の7節食と健康の館道の駅構想検討報償金について、どのような内容か、またその要件はについてでございますけれども、小野浦地内の食と健康の館周辺一体を道の駅を核とした商業観光施設として再開発すること、こちらを検討するための協議会を立ち上げるべく、会議開催に係る委員報酬1人当たり3万円12回分36万円を計上したものでございます。

道の駅の要件といたしまして、休憩機能として24時間無料で利用できる駐車場とトイレを整備し、情報発信機能として道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報など提供すること、また、地域連携機能といたしまして文化教養施設、観光レクリエーション施設など地域振興施設を有することが条件とされており、市町村またはそれに代わり得る公的な団体が設置することとされております。

次に、質問の21番目、169ページ、観光費、観光施設等維持管理事業、12節観光施設管理委託料、14節観光施

設維持修繕工事、18節観光施設整備事業の内容についてでございますけれども、まず12節観光施設管理委託料は、河和口、野間、若松、奥田、奥田北、鶴の山の公衆トイレの清掃、オレンジラインの草刈り、野間灯台前広場の清掃など、一括して美浜町観光協会へ委託するものでございます。

14節観光施設維持修繕工事につきましては、いずれも食と健康の館の維持に関する工事費で、瓦が割れ雨漏りが進行しているため屋根修繕工事を行うもの、併せて経年劣化による更新の必要がございます製塩釜、こちらの交換工事でございます。

18節観光施設整備事業補助金につきましては、伊勢湾側、特に西海岸ですね。こちらの野間漁協が潮干狩り場を開設することとなった場合に仮設トイレを設置するための費用の2分の1を補助金としてお支払いするものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、次に8款について質問させていただきます。

22点目、173ページ、8款、2項、1目道路橋梁総務費、道路橋梁総務事務において、12節道路台帳加除業務委託料が増額になった理由は何ですか。

23点目、173ページ、8款、3項、2目道路維持費、道路維持修繕事業、14節道路維持修繕工事の場所はどこになりますか。

それから、24点目、175ページ、8款、2項、3目道路新設改良費、道路新設改良単独事業において、14節道路改良舗装工事の場所はどこになりますか。

○建設課長（平野恵司君）

22点目の173ページ、道路橋梁総務費、道路橋梁総務事務の12節道路台帳加除業務委託料が増額になった理由はということですが、増額になった理由については、今年度の運動公園事業に伴いまして移設しました町道奥田河和線及び運動公園線の付け替え部分の加除分が増額の理由でございます。

次に、23点目、173ページ、道路維持費、道路維持修繕事業、14節道路維持修繕工事の場所ということですが、場所につきましては現時点におきまして具体的に決まっておりませんが、4月以降、各区長さんに早急に修繕が必要な箇所を確認しながら修繕を実施していきたいと考えております。

次に、24点目、175ページ、道路新設改良費、道路新設改良単独事業、14節道路改良舗装工事の場所ということですが、継続工事を除き、場所につきましては現時点におきまして具体的にこちらも決まっておりませんが、4月以降、各区長さんと要望箇所の現場を確認しながら決定していきたいと考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。野田謙弥議員。

○9番（野田謙弥君）

それでは、質問させていただきます。

予算書205ページ、歳出、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、小学校運営事業についての13節使用

料及び賃借料のプール使用料について質問します。

日本福祉大学との包括協定に基づき、学校教育における大学連携を推進するため、大学の屋内温水プールを使用し町内全ての小学校のプール授業を大学と共同で実施するために必要な大学のプール使用料だと思いましたが、そのことにより、町内5つの小学校のプールを授業用として維持管理しなくて済むようになります。各学校のプールの年間の水道料、薬品料は大変高額だったと思いましたが、差引きどのぐらいの予算が減額になったのか、それとも増額になったのか、おおよその額が分かりましたら御説明ください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

小学校のプールの授業でございます。かつては各小学校にプールがございますので、そちらで授業を行っていましたが、ここ近年、大学連携の一環で、今年度においては河和小学校を除く西部の3校と布土小学校、4校が大学の屋内温水プールを活用して授業を行っております。新年度につきましては、河和小学校を含む全ての5つの小学校が大学のプールを使って授業を行うという計画でございます。

御質問でございます、こちらのプール使用料が約278万9,000円と計上してございますが、大学のプールを活用して授業を行うには、大学の使用料金に基づいたプールの使用料に加えて、大学に行くまでのバス、これは町のマイクロバス、それから河和小学校に配置しております2台のスクールバスを活用して児童を送迎しております。その輸送料がかかっております。

加えて、河和小学校の児童を送ることになると、河和小学校1校だけでほかの4校の児童数よりも多い数になりますので、非常にたくさんの輸送交通に係る費用がかかっております。こちらにつきましては、町のマイクロ、それからスクールバスだけでは賄えないということがあります。これは、登下校に当然スクールバス使いますので、まず登校時はそのスクールバスを使えるのですが、河和小学校の下校の時間とプールを利用する輸送の時間に重なってしまいますので、その分スクールバスと町のマイクロ以外にバスをチャーターする必要がありますので、そちらの費用を加えまして、プール使用料とそちらのバスの輸送料、合わせて約457万円ということで計上させていただいております。

一方、各小学校のプールを維持していこうと思うと、当然、年間の水道料、それからろ過機の点検ですとかいろいろな薬品の資材、また温水のシャワー使いますとそちらの燃料費とかガス代とかもかかります。これが河和小学校を含めた5つの学校をそのままプールを維持していこうと思うと、年間で換算をしますと328万円かかります。したがって、今申し上げた大学のプールを利用しようと思うと、プールの使用料とバスの運行料で457万円と申し上げましたので、年間で120万円費用がかかることになります。

しかしながら、プールというのは老朽化しておりますので、毎年どこどこが壊れたとかプールの塗装を塗り替えないといけないということが発生してきますので、毎年、例えば200万円とか300万円とか学校の要望に応じて、また現状に応じてやろうと思うとそれぐらいの費用がかかってきますので、プールの安全、子供たちが安心して授業に取り組める、また教員の皆さんの負担感ということを考えますと、大学のプールを利用させていただいて授業をするほうが一番教育的にもよろしいのではないかと考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、9款以降について質問します。

26点目、191ページ、9款、1項、2目非常備消防費、非常備消防事業において、16節土地購入費は旧JA野間支店の土地を購入、防火水槽設置用地として購入すると説明がありましたが、土地の面積と防火水槽の設置基

準を説明してください。

27点目、193ページ、9款、1項、4目災害対策費、災害対策事業において、10節マンホールトイレは6か所の避難所に何基ずつ設置する予定ですか。

それともう一点、28点目、229ページ、10款、5項、2目体育施設費、運動公園地域活性化事業において、12節陸上競技場指定管理料の相手方であるみはまスポーツコミッションの予算資料の提供をお願いします。

○防災課長（三枝利博君）

それでは、26点目の191ページ、9-1-2の非常備消防費、非常備消防事業につきまして、まずは本件は既設の防火水槽を維持するために土地を購入するものでございます。土地の面積につきましては1,690.92平米です。

消防水利の基準につきましては、建物から水利まで120メートル以内で消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならないとありまして、給水能力の基準につきましては常時40立米以上の水を貯水していることとなります。

続きまして、193ページの9-1-4災害対策費、災害対策事業でございますが、10節のマンホールトイレにつきましては、現地災害対策本部を兼ねています避難所6か所、ここに1基ずつ設置するものでございます。

○生涯学習課長（戸田典博君）

続きまして、28点目、229ページ、体育施設費、運動公園地域活性化事業、12節陸上競技場の指定管理料の相手方でありみはまスポーツコミッションの予算資料につきましては、既に提出をさせていただいたとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第29号 令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について質問させていただきます。

291ページ、1款、1項後期高齢者医療保険料、こちらを算定する上で令和8年度予算上の被保険者数の説明及び保険料率の資料の提供をお願いします。

○住民課長（柴田香緒君）

291ページ、後期高齢者医療保険料の令和8年度予算上の被保険者数につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合より提供されました資料に基づいておりまして、4,221人でございます。

保険料率の資料につきましては、議会事務局へ提供させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和8年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 令和8年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。都筑議員。

○2番（都筑新悟君）

それでは、議案第32号 令和8年度美浜町水道事業会計予算についての質問をいたします。

令和8年度美浜町水道事業会計予算事項別明細書の資本的収入及び支出において、予算書の35ページの1款、1項、1目配水設備新設改良費、36節工事請負費において、その他改良工事について質問します。

主要事業にあります新浦戸地区配水管布設替事業での水道管の老朽化による配水管布設工事において、町の管理となっているメーター量水器までの給水管においても同様に施工されますか。

○水道課長（竹内健治君）

新浦戸地区の配水管布設替事業でございますが、こちらにつきましては継続事業で、布設替工事における給水管の施工につきましてはこれまでの工事と同様、基本は施工範囲の中での接続でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、次に1ページ、第2表（2）において、年間総給水量が減少していますが水道料金は増額となっています。その理由は何ですか。

○水道課長（竹内健治君）

年間総給水量が減少しているにもかかわらず水道料金が増額となった理由でございますが、こちらにつきましては令和8年度7月検針分から料金改定することによるものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、次に35ページ、1款、1項、1目配水設備新設改良費、こちらの36節工事請負費が減少しています。

予定どおり工事を実施した場合、管路更新率は何%になりますか。

○水道課長（竹内健治君）

管路更新率でございますが、予定どおり工事を実施した場合、大体0.5%程度になる見込みでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算について質問します。

1ページの第2表（1）接続戸数102戸で、19ページの使用料222万6,000円と予算総額に対して大変小さい会計となっています。予算どおり実施された場合、料金回収率は何%になりますか。

○水道課長（竹内健治君）

料金回収率でございますが、こちらは予算どおり実施された場合、大体8.9%程度になる見込みでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって議案第33号の質疑を終わります。

以上7件の令和8年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開時間は追って放送でお知らせいたします。

〔午前10時35分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○都市整備課長（平野和紀君）

済みません。先ほどの茶谷議員の質疑の中で、私が狭あい道路の説明の中で市街化道路区域内の幅4メートル以下と申し上げましたが、4メートル未満が正しいので訂正をさせていただきます。

日程第21 発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてから

発議第2号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてまで2件一括

○議長（野田増男君）

それでは、日程第21、発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてから発議第2号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてまで、以上2件を一括議題といたします。

以上2件について、提出者より提案理由の説明を求めます。7番 丸田博雅議員、説明をお願いします。

○7番（丸田博雅君）

それでは、ただいま議長より指名がございましたので、発議第1号から発議第2号につきまして説明をさせていただきます。

提案理由の説明をいたします。

初めに、発議第1号をお開きください。よろしいですか。

それでは、発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてです。

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和8年3月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員、丸田博雅。提出者、美浜町議会議員、橋場友昭、大寄暁美、大岩靖、森川元晴であります。

提案理由は、オンラインによる方法を活用した委員会の開会を可能にするなどのため、本条例の一部を改正する必要があるからであります。委員会に関連する手続のオンライン化に対応するため、規定を追加し、標準町村議会委員会条例に準じた字句の訂正も行います。

それでは、改正の内容を説明しますので、次のページをお開きください。よろしいでしょうか。

改正の主な内容でございますが、まず、第4条は特別委員会の設置についての規定で、標準委員会条例の改正に合わせ、第2項の「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現整理するものです。

第5条は委員の選任の規定で、標準委員会条例の改正に合わせ、第1項と第2項を入れ替えるものです。

第11条の次に新たに加えるものは、第11条の2は委員会をオンラインで開会する場合の特例について新設するものです。

次のページを御覧ください。

第16条は秘密会についての規定で、第11条の2を新設することに伴い、オンラインによる方法で開会した場合は秘密会の対象外とすることを追加するものです。

第20条は、意見を述べようとする者の申出について、規定でオンラインによる方法を可能とするため、第2項を新設するものです。

次、第24条は代理人または文書等による意見の陳述についての規定で、委員会が許可した場合にオンラインを使用する方法も可能とすることを追加するものです。また、オンラインによる方法を追加したことに伴い、見出し中の文書等を改めます。

第25条は記録の規定で、会議の記録を電子データで作成することを可能とするため、新設するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

次にいきます。

次に、発議第2号をお開きください。よろしいでしょうか。

発議第2号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則であります。

美浜町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和8年3月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員、丸田博雅。提出者、美浜町議会議員、橋場友昭、大寄暁美、大岩靖、森川元晴。

提案の理由でございますが、美浜町役場の開庁時間が変更されることに伴い、議会の会議時間を変更するためでございます。及び、また、地方自治法の一部改正に伴い、地方議会に関連する手続のオンライン化を可能とするため、本規則の一部を改正する必要があるからであります。あわせて、標準町村議会会議規則に準じた字句の

訂正等も行います。

それでは、改正の内容を御説明しますので、まず第8条を御覧ください。

第8条は会議時間についての規定で、第1項は、美浜町役場の開庁時間が午前9時へと変更されることに伴い、会議時間を午前9時30分からと改めるものです。

第2項は、会議中は、議長は会議に宣告することにより、会議時間の変更ができることとします。

第3項は、会議中でない場合の会議時間の変更についての規定を新設するものです。

第31条は開票及び投票の効力の規定で、第4項を新設し、地方自治法の改正により、オンラインによる通知が可能となり、新たに追加するものです。

第84条は選挙規定の準用の規定で、第31条で新たに加えた第4項の規定は、投票の表決を行う場合に準用することがなく、第1項から第3項までに限られたために改めるものです。

第100条の2は資格決定の通知の規定で、議員の資格決定後の通知について規定するもので、地方自治法の改正によりオンラインによる通知が可能となり、会議規則に該当する規定がないため新たに追加するものです。

第102条は携帯品の規定で、病気その他の理由により必要と認められる携帯品について、議長の許可制から届出制へと変更するものであります。

第127条の2及び第127条の3は、会議中に規定される文書等のデジタル化、オンライン化に対応する通則的な規定として新設するものであります。

なお、附則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものでございます。

最後に、これらの2議案は議会運営委員会として提案するものでありますので、同僚の議員の御理解と御賛同をお願いして提案理由とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議案について順次議事を進めてまいります。

初めに、発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、発議第2号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について質問させていただきます。

規則の第8条、会議時間、こちらの第3項の「会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとき」とはどのようなときですか。

○7番（丸田博雅君）

ただいま茶谷議員の質問でございますが、会議をしていない場合、予定されておる場合ですが、していない場合でも、例えば台風が近づいてきたという場合などを想定してこの第8条をセッティングしております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、もう一点質問します。

第31条、開票及び投票の効力、第4項の「投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項」とはどのような事項のことをいいますか。

○7番（丸田博雅君）

第31条の件でございますが、オンラインによる通知が可能となりますが、議会自身が届出をせずとも議長へ権限を委任し、通知できるようにするため、定めております。例えば投票の効力の異議決定などの場合が想定されますが、何を通知するかについてが、通知する事項のそれに当たります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

異議ありとの声ですので、採決いたします。異議のある方、手を挙げてください。

[反対者挙手]

○議長（野田増男君）

少数ですので、よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第2号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月11日から3月16日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、3月11日から3月16日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る3月17日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

[午前11時18分 散会]

令和8年3月17日（火曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第5号）

令和 8 年 3 月 17 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

- 日程第 1 議案第 10 号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 11 号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 12 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 13 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 14 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 15 号 美浜町職員等の旅費に関する条例について
議案第 16 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 17 号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 2 議案第 18 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 19 号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
議案第 20 号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 3 議案第 21 号 町道路線の廃止及び認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 4 議案第 22 号 令和 7 年度美浜町一般会計補正予算（第 9 号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 5 議案第 23 号 令和 7 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 24 号 令和 7 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 25 号 令和 7 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 6 議案第 26 号 令和 7 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 7 議案第 27 号 令和 8 年度美浜町一般会計予算
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 8 議案第 28 号 令和 8 年度美浜町国民健康保険特別会計予算
議案第 29 号 令和 8 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 30 号 令和 8 年度美浜町介護保険特別会計予算
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 9 議案第 31 号 令和 8 年度美浜町土地取得特別会計予算
議案第 32 号 令和 8 年度美浜町水道事業会計予算
議案第 33 号 令和 8 年度美浜町農業集落排水事業会計予算

日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第9 までの各事件

追加日程第1 報告第2号 令和6年度美浜町一般会計継続費の精算について

議案第34号 町道奥田・河和線道路改良工事請負変更契約の締結について

議案第35号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について

日程第10

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	都筑新悟君
3番	大崎暁美君	4番	廣澤毅君
5番	荒井勝彦君	6番	大岩靖君
7番	丸田博雅君	8番	橋場友昭君
9番	野田謙弥君	10番	中須賀敬君
11番	野田増男君	12番	森川元晴君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	戸田典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	宮崎典人君	議会係長	江本真実君
--------	-------	------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

本日、最終日でございます。議案も多く出ております。皆さん、よろしくお願ひいたします。

会議に先立ち、お願ひします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願ひします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第10号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから
議案第17号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてまで8件一括

○議長（野田増男君）

日程第1、議案第10号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第17号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてまで、以上8件を一括議題といたします。

以上8件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る3月11日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席の下に、説明員として町長以下担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第10号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第17号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてまでの8議案につきまして、審査、採決の結果、8議案とも全員賛成により可決しました。

なお、8議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めてまいります。

最初に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 美浜町職員等の旅費に関する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから

議案第20号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてまで3件
一括

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第20号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る3月12日午前9時より、役場3階大会議室において、委員6名出席の下に、説明員として町長以下担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第20号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、議案第18号においては、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第18号において、基礎課税分課税限度額を65万円から66万円に上げ、後期高齢者支援金分課税限度額を24万円から26万円に上げる改正だが、それぞれ影響のある世帯数及び額はどの質疑があり、基礎課税分課税限度額を上げることによる影響のある世帯数及び額は69世帯、約68万円である。また、後期高齢者支援金分課税限度額を上げることによる影響のある世帯数及び額は61世帯、約129万円であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

議案第19号及び議案第20号においては、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めてまいります。

最初に、議案第18号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

今回の改正で子ども・子育て支援金分が追加されました。子ども・子育て支援金は、子育てに必要な財源を医療保険の保険税として集めようとするものであり、国税の増税をごまかそうとするものであります。

国民健康保険税では、後期高齢者医療支援金分と一緒に集められていますが、もともと年齢で区別して後期高

高齢者医療制度ができたため、世代間の支援をするものであります。介護保険納付金分も一緒に集められています。介護保険2号被保険者から集めた保険料は県を通して社会保険診療報酬支払基金に納め、そこから介護保険の保険者である市町村に配分されております。そのため、国・県支払基金、市町村などの負担割合は明確にされています。

これらに対して、子ども・子育て支援納付金分は、県から社会保険診療報酬支払基金へ納めますが、その後、支払基金から国へ納めるものです。国の財源になるだけで、市町村には国庫支出金として支払われることとなります。したがって、一例として、児童手当の財源として子ども・子育て支援金で32%が負担されると子ども家庭庁のホームページにあります。市町村では国庫支出金として収入されるため確認できません。

また、国民健康保険加入者は平均で1人1か月250円と言われていますが、美浜町国民健康保険では県に納める納付金は1人平均312円であり、愛知県全体の平均でも321円と、250円を大きく上回っています。令和9年度350円、令和10年度450円と年々引き上げることが示されています。国税である所得税では一定の所得がなければ課税されませんが、国民健康保険税では、均等割、平等割があるため、所得のない加入者にも課税されます。子ども・子育て支援金で加入者の負担は増加になります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第21号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇]

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第21号 町道路線の廃止及び認定については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 町道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

児童福祉総務費、妊婦支援給付事業の妊婦支援給付金が増額になった理由及び対象人数はとの質疑があり、妊娠の届出時に5万円と出産後に1人5万円を支給するものだが、当初予算として計上したのは、妊娠の届出時が60人分、出産後は55人分である。5件の差は、請求や支払いのタイミングによるものである。今回の補正で計上したのは15人分であるとの答弁がありました。

また、知多南部衛生組合の分担金と知多南部広域環境組合の分担金について、減額になった理由はどの質疑があり、事業の執行残や前年度繰越金の額が確定したことにより精算され、構成市町の分担金が結果減額となったとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で討論します。

今回の補正予算では1億858万円の減額になっています。令和7年度の事業実施状況から精査されたものと思いますが、当初予算の見積りの甘さや具体的な内容ではない枠取りの予算が多く含まれていたのではないのでしょうか。その一例として、土地改良事業、道路新設改良国補助事業、河川維持管理事業、排水路新設改良事業は、関係者との協議不足や遅れにより工事の内容が大きく変わり、工事が遅れたことによるものです。

国の制度改正や補正予算などにより、市町村が振り回されることになり、システムの改修や繰越しを必要とする追加事業などが含まれています。

避難所環境改善資機材として、災害等で避難所が停電したときでも一部の空調機を動かすための発電機を導入することは安心につながりますが、財源として教育施設整備基金を繰り入れて実施することは目的が違います。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から
議案第25号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第23号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から議案第25号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第23号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から議案第25号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めてまいります。

最初に、議案第23号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号 令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第26号 令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第26号 令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算

○議長（野田増男君）

日程第7、議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

[総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇]

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

まず、歳出を款ごとに報告いたします。

2款総務費において、地域協働事業での宝くじコミュニティ助成事業備品で巡回バス購入予定と聞いたが、巡回バスの公用車とは別の車両かとの質疑があり、巡回バスの運用事業の中の公用車とは別で、巡回バスの福祉車両を購入できればと考えているとの答弁がありました。

また、賦課徴収事業でのeLTA XサービスのeLTA Xとはとの質疑があり、eLTA Xとは、地方税共同機構が運営するシステムで、法人町民税や個人町民税の特別徴収分や固定資産税の償却資産分などの申告申請や納付手続を会社などからインターネットを利用して電子的に行えるシステムであるとの答弁がありました。

6款農林水産業費においては、里山林整備事業において、3か年事業計画の最終年度として整備を進めているが、来年度以降も継続して補助を受けられるのかとの質疑があり、上野間地内の野間神社周辺における里山林整

備工事は、令和8年度が事業の最終年度で整備完了となる。同じく上野間の松尾神社周辺においても地元区から整備工事の要望があり、令和9年度からの事業実施に向け愛知県に要望を上げていくとの答弁がありました。

7款商工費においては、食と健康の館、道の駅構想検討報償金で協議会の協議体とはどういう組織かとの質疑があり、学識経験者、町、県の関係部局を集めた協議体で、小野浦地内の食と健康の館、野間埼灯台、ハイブルー跡地周辺を一体として再開発を進め、道の駅を設置するという民間の提案を受ける形で、その民間からの資金を最大限に活用し、設置ができるのかどうか可能性について協議を進めるものであるとの答弁がありました。

8款土木費においては、道路新設改良県補助事業で奥田の山王川の撤去と聞いているが、ノリの時期から工事をずらすとのことだが、いつから撤去するのかとの質疑があり、旧ひえぞ橋を撤去する工事で、新年度早々から橋の撤去工事を進めていく予定で、ノリに影響のない8月までには橋の取壊しを完了する予定であるとの答弁がありました。

また、住宅取得費補助金で新築との説明であったが、補助対象者と建て売りなども補助金の対象となるのかとの質疑があり、対象者は、定住目的で中学生以下の子供がいる世帯、夫婦どちらかが40歳以下の世帯が対象。物件としては新築でも建て売りでもよい。また、空き家バンクに登録された物件を購入しても補助対象となるとの答弁がありました。

9款消防費においては、需用費での消耗品費の6か所の避難所へのマンホールトイレはどこの避難所かとの質疑があり、布土小学校、河和小学校、南部体育館、上野間小学校、奥田小学校、野間中学校の6か所であるとの答弁がありました。

なお、1款、5款、11款以降においては、質疑はありませんでした。

歳入について、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

2款総務費において、住民基本台帳システム改修業務委託料は、コンビニでの証明書交付のための改修とのことだが、コンビニで交付できる証明書の種類と開始時期はとの質疑があり、コンビニで交付が可能となる証明書は、住民票の写しと印鑑登録証明書と税関係証明書である。開始時期は令和9年3月の予定であるとの答弁がありました。

3款民生費において、加齢性難聴補聴器補助金の内容と補助要件はとの質疑があり、聴力機能の低下により日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とし、補聴器購入に係る費用の2分の1、上限2万円を補助する。対象者は、美浜町に住所を有する65歳以上の方、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方、その他の法令の規定に基づく補聴器購入の助

成を受けていない方であるとの答弁がありました。

4款衛生費において、学生インフルエンザワクチン接種委託料では、中学3年生と高校3年生を対象に1人1,000円補助することのだが、同居家族は対象か、また、進学希望がはっきりしていない生徒も対象かとの質疑があり、インフルエンザの予防接種事業は10月からとなるので、9月に該当の年齢の方に、町内の医療機関で期間内に利用できる1,000円のクーポンを郵送する。したがって、同居家族の分は補助せず、年齢要件のみでクーポンを発行するので、クーポンが届いた方は進学希望等を確認せず接種できるとの答弁がありました。

10款教育費においては、情報機器端末等借上料で、タブレット端末の自宅への持ち帰りを開始するとの説明があったが、オンライン授業も開始するのかなどの質疑があり、オンライン授業については、学級閉鎖や個別事案に対し、学習を保障する観点から今後検討していくとの答弁がありました。

また、地域クラブ活動推進事業補助金の内容はこの質疑があり、地域クラブ活動推進事業補助金とは、令和8年9月から実施予定である中学校部活動の地域展開に関する補助金で、中学生を受け入れてくれる団体を美浜町認定地域クラブとし、受け入れた場合、運営費などを補助するものであるとの答弁がありました。

歳入については、都市公園施設使用料について、どこの施設なのか、前年より減額している理由の説明をこの質疑があり、総合公園体育館と運動公園で、令和7年度は2か所の収入があったが、令和8年度については4月から指定管理に移行するため減額となっているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算について、反対の立場で討論します。

予算総額が93億6,200万円と前年度に比べて3億5,700万円の減額となっておりますが、令和7年度の物価高騰生活応援クーポン券事業で1億5,500万円、多世代交流型子育て拠点施設整備事業で4億7,500万円、小中学校体育館等の空調設備整備事業で4億6,300万円などが繰越事業として行われるためであります。

歳入では、町債が3億9,700万円、国庫支出金が10億6,800万円、基金繰入金が7億3,900万円となっています。借入金と貯金の取崩しがこんなに多額になっており、町財政は大丈夫でしょうか。

債務負担行為の漁港機能保全事業工事請負費（その2）4,800万円は、令和7年度の債務負担行為9,400万円の工事を分割する工事であり、重複になるものです。

歳出では、道路や排水路の新設・改良工事などでは事業費の枠取りの予算が目立ち、そのため、関係者との調整が遅れ、工事でも年度後半になることが予想されるとともに、年度内の工事完了が困難となるものも出てくるのではないのでしょうか。

農業用施設改良工事は、全額、町債である借入金で行う工事になっています。

知多地域地方税滞納整理機構負担金が本年度、本予算にも51万8,000円計上されています。長年、知多地域5市5町の職員の徴収技術の向上を図る上で必要な組織であると説明されてきました。技術の向上は必要ですが、納税者と向き合い、どのように納税できるか親身に相談に乗ることが必要です。未納となっている税金の取立て屋のようにしている滞納整理機構は必要ありません。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、実績に基づき、予算が前年度に比べて減額されています。予算額を減らすのではなく、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するためニーズ調査をして、補助内容を変更してでも汚水適正処理構想の目標値に近づけることが必要です。

学校再編については、小中一貫校を断念して小学校、中学校を2校ずつ残すことになりましたが、老朽化した学校施設を長寿命化して維持するための予算が含まれていません。

加齢性難聴の補聴器補助、学生インフルエンザワクチン接種補助や避難所開設時にマンホールトイレを設置するなど、住民生活にとって前進する事業もありますが、厳しい財政の中で貯金を減らし借入金を大きく増やすことは、子供たちに財政負担を押しつけることとなります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。森川議員。

○12番（森川元晴君）

議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算について、創世会を代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

現在の日本経済は、さらなる紛争による中東情勢の緊迫は、原油の9割を中東に依存する日本にとって、ガソリン、電気、ガス等の物価高騰は避けられず、国民生活にも重大な影響を及ぼし、不安定な情勢はさらに長期化すると思われます。政府は、国民の暮らしの安定に万全を尽くし、外交努力を早期に実現していただくことを願うばかりであります。

さて、美浜町にとりましても、先が見通せない不安定な社会情勢の中、各課の予算要望に対し、事業の削減、優先順位等、令和8年度予算編成には大変苦労されたと感じ取ることができます。給食費の補助事業等をはじめ新規事業、また、将来に向けて先送りできない事業、整備は山積しています。一般会計は前年度比3.7%減の93億6,200万円を見込みましたが、美浜町の財政は依然として厳しい状況であります。

しかしながら、公共施設の老朽化も進む中、長寿命化等の対策を講じつつ、住民生活の福祉向上にも努めていただき、町民からの血税、また国・県からの交付金等の財源を無駄なく、最小限の予算で最大の効果、成果を引き出すためには必ず住民の協力と理解が必要不可欠であります。そのために、行政側の判断力、発信力は今後も大変重要であります。

迷うことなく、決して住民を困惑させることなく、確実に事業を進めていただきますよう切にお願いし、賛成の立場とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。大岩議員。

○6番（大岩 靖君）

議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算につきまして、チャレンジみはまを代表して賛成の立場から討論させていただきます。

令和8年度予算は、人口減少や少子高齢化の進行、物価高騰など、地方自治体を取り巻く厳しい状況の中で編成されたものであります。限られた財源の中で住民生活の安定と地域の持続的な発展を目指し、必要な施策を重点的に配分された予算であると評価いたします。特に、子育て支援や福祉施策、防災対策、地域産業の振興など、町民の生活に直結する分野に配慮された内容となっております。また、公共施設の維持管理やインフラ整備についても、将来を見据えた計画的な対応が図られていることも重要であります。

一方で、本町の財政状況は依然として厳しく、今後も人口減少に伴う税収の減収や社会保障関係経費の増加が見込まれております。そのため、引き続き、事業の選択と集中を進め、持続可能な財政運営に努めていくことが求められます。

以上を踏まえ、本予算が町民福祉の向上と美浜町の発展につながることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。大寄議員。

○3番（大寄暁美君）

議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算に対し、美浜みらいを代表し、賛成の立場から討論をします。

本予算案は、長引く物価高騰や人件費の上昇、さらには借入金の利子上昇など、依然として厳しい財政を真摯に受け止めつつ、住民の生活を守り、将来にわたる持続可能なまちづくりを見据えた極めて堅実な編成であると評価いたします。

まずは子育て支援と教育環境の充実ですが、昨年度から引き続きの事業である産後ケアの充実、保育所での紙おむつ等の支給は、子育て世代の負担軽減に直結する施策です。また、タブレット端末の持ち帰りによるICTを活用した教育の推進、老朽化した校舎の改修など、未来を担う子供たちの学習環境を考えた予算配分となっていると考えます。

次に、住民の利便性の向上や健康福祉への施策についてですが、証明書のコンビニでの交付や可燃ごみの10リットルの袋を製作するなど、町民のニーズに応える施策であり、また、国の特別交付税を活用し、本町にとって重要な医療機関である知多厚生病院への支援、高齢者対象の補聴器への購入助成など、限られた財源の中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに配慮がなされています。

また、運動公園陸上競技場を委託することで、今後ますますスポーツを核としたまちづくりが推進され、地域経済の活性化とともに、住民の健康寿命の延伸を図ると考えます。

第3に、防災・減災対策の強化です。近年の激甚化する自然災害に備え、ため池の改修工事や避難所へのマンホールトイレの整備や繰越事業である避難所への発電機の設置は、住民の生命と財産を守る自治体の責務を果たすものと言えます。

しかしながら、今後、運動公園をはじめ幾つかの借入金の返済による多額な財政支出が見込まれる中、事務事業や既存事業の見直しによる経費削減と、ふるさと納税の活用による歳入確保に一層努められるよう強く要望いたします。

また、学校再編の方向性が決まった今、美浜町の子供の目指すべき姿を定め、それに向けて教育方針や内容を決め環境を整えることが、美浜町の特色ある教育につながると考えます。学習指導要領を基準としつつ、地域資源を生かし、美浜町独自の強みを打ち出した魅力ある教育を町全体で検討していただきたいと、加えて要望いたします。

以上、本予算案が円滑に執行され、住民の方一人一人が幸せを実感できる町政が推進されることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 令和8年度美浜町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第28号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第30号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第8、議案第28号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第30号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第28号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第30号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算までの3議案につきまして、審査、採決の結果、議案第28号及び議案第29号については賛成多数により可決しました。議案第30号については全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありました。

議案第28号において、令和8年度予算上の加入世帯数及び被保険者数などの質疑があり、予算上の加入世帯数は2,604世帯、被保険者数は3,912人であるとの答弁がありました。

次に、議案第29号において、後期高齢者医療広域連合納付金において、保険料等負担金のうち子ども・子育て支援分は幾らかとの質疑があり、子ども・子育て支援分は902万2,000円であるとの答弁がありました。

次に、議案第30号において、令和8年度予算上の第1号被保険者数の説明及び令和7年の給与所得控除の変更に伴う保険料への影響などの質疑があり、令和8年度予算上の第1号被保険者数は6,986人である。令和7年度税制改正において、保険料収入が減少する可能性があったため、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるように措置が行われている。そのため、保険料への影響はないとの答弁がありました。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めてまいります。

最初に、議案第28号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第28号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論します。

国民健康保険では、加入者が年々減少して1人当たりの医療費が増加して、国保の運営は厳しくなっています。

令和8年度の予算では、国民健康保険税が令和7年度予算に比べて約2,000万円増額になっています。その要因の一つとして、子ども・子育て支援金分の追加で加入者の負担が増加になるものです。基礎課税分の均等割、平等割額を減額して負担増加を抑えたことは評価できますが、負担増加になることに変わりありません。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第29号 令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療でも、令和8年度の保険料は令和7年度予算に比べて約4,400万円増額になっています。その要因の一つとして、子ども・子育て支援金分の追加です。もう一つは、基礎賦課額の均等割額が5万3,438円から5万6,130円と増額になり、加入者の負担が増加になるものです。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第31号 令和8年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第9、議案第31号 令和8年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第31号 令和8年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、3議案につきまして、審査、採決の結果、議案第31号及び議案第33号については、全員賛成により可決しました。

なお、質疑はありませんでした。

議案第32号については、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、報告いたします。

議案第32号において、配水給水管等修繕の昨年度と今年度の給水、配水管それぞれの漏水件数はどの質疑があり、また、令和6年度は給水管漏水が21件、配水管漏水が9件で、令和7年度は2月末時点では給水管漏水が16件、配水管漏水が4件であるとの答弁がありました。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めてまいります。

最初に、議案第31号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 令和8年度美浜町土地取得特別会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。都筑議員。

○2番（都筑新悟君）

それでは、議案第32号 令和8年度美浜町水道事業会計予算について、反対の立場で討論いたします。

今年度、来年度、本町の主要事業となっております新浦戸地区配水管布設替事業での水道管の老朽化による配水管布設工事において、せっかく新しい水道管に入れ替えるにもかかわらず、各家々に送られる給水管においては古い水道管をそのまま使用し、給水管の老朽化に対し何ら措置が取られておられません。

今年度においても、給水管の老朽化による漏水管修繕工事が多数発生しております。本来ならば、町の管理となっている水道メーターまでの給水管においても、配水管同様に現在の給水管引込み工事の規格に沿った施工がなされなければなりません。しかしながら、令和8年度の水道事業においても、老朽化が進んだ古いままの給水管にそのまま接続し、使用するという事業のままです。

現状の水道事業では、給水人口の減少、給水使用料の減少など水道事業財政は悪化しており、水道料金を値上げしても財政が厳しいことは十分に承知しておりますが、せっかく新しい管に入れ替えても、各家々に送る給水管を新しくしていかない限りは、今後、水道管の漏水事故は減少することなく増加の一途をたどり、いつまでたってもいたちごっこであります。言い換えれば、新しい管に入れ替える際に家々に送る管を同時に新しくしていかない限りは、今後の給水管の漏水による修繕費がこの先減少することはありません。これからの美浜町の負の遺産となることは確実です。

さらには、平時でも老朽化した水道管の破損による漏水修繕工事が年々度重なり起きているにもかかわらず、いざ災害が起きた際の水道管の破損被害は計り知れません。東日本大震災から15年、震災当時の被害状況を思い浮かべ、なぜ水道管を新しく耐震性のあるものにしていく必要があるのかというところをいま一度考え、今後の水道事業を進めてもらいたいと思います。

また、町民の皆様には、度重なる水道料金の値上げにより、負担を強いているのが現状であります。そのような状況の中、町民に水道水を安心・安全に供給することは本町の責務であり、きちんとした水道管の老朽化・耐震化対策は必然であります。

これらの理由により、本議案への反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第32号 令和8年度美浜町水道事業会計予算について、反対の立場で討論します。

収益的収入の給水収益において水道料金が大幅に増額になっています。これは、令和6年度に続いて令和8年度にも水道料金の値上げによるものです。人口減少や節水型器具の普及により年間総給水量は減少していますが、県水受水費の値上げ分は料金改定に上乗せしないことは評価できます。しかし、令和6年度と令和8年度で27%もの値上げをしたにもかかわらず、老朽管の管路更新率が大きく伸びる予算になっていません。老朽管の管路更新も計画的に実施し、企業努力により水道利用者の過大な負担増加にならないように運営すべきです。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 令和8年度美浜町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算について、反対の立場で討論します。

農業集落排水事業の収益的収入において、営業外収益が94%を占めています。このように営業収益の使用料が極めて小さい事業を企業会計で行う必要はありません。

接続戸数が102戸、1日平均処理水量が58立米と大変小規模な排水処理事業であることから、施設を小規模なものに変えるなど経費を抑えるための検討予算が含まれていません。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 令和8年度美浜町農業集落排水事業会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

[午前10時22分 休憩]

[午前10時42分 再開]

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、報告第2号 令和6年度美浜町一般会計継続費の精算について、議案第34号 町道奥田・河和線道路改良工事請負変更契約の締結について及び議案第35号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、報告第2号 令和6年度美浜町一般会計継続費の精算について、議案第34号 町道奥田・河和線道路改良工事請負変更契約の締結について及び議案第35号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 報告第2号 令和6年度美浜町一般会計継続費の精算についてから
議案第35号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

追加日程第1、報告第2号 令和6年度美浜町一般会計継続費の精算についてから議案第35号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてまで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

本日、追加上程いたしますのは、報告第2号 令和6年度美浜町一般会計継続費の精算についてをはじめ3件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第2号 令和6年度美浜町一般会計継続費の精算についてでございますが、都市公園の整備を令和4年度から令和6年度の3か年継続事業として実施してまいりましたが、継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、議会に御報告するものでございます。

次に、議案第34号 町道奥田・河和線道路改良工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第35号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてでございますが、本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、議案第34号及び議案第35号の詳細につきましては担当部長から説明いたしますので、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○産業建設部長（茶谷昇司君）

初めに議案第34号 町道奥田・河和線道路改良工事請負変更契約の締結についてでございますが、追加議案書の4ページを御覧ください。

令和7年8月臨時会においてお認めいただきました補正予算、変更契約に基づき、地域住民の方や通行者の方には大変御不便をおかけしましたが、ほぼ順調に工事が施工できまして、今月上旬に道路の切替えが完了したところでございます。

本工事の変更理由の主なものとしましては、通行止め期間中の隣接住民の方などの交通動線を変更したため、交通誘導警備員の配置箇所を増やしたことによる増額及び既設道路との交差部分の通行に支障が出ることを考慮し、側溝などを新年度に施工することによる減額などにより、全体で225万7,200円を減額し、変更前の契約金額2億9,492万1,000円を変更後契約金額2億9,266万3,800円とするものでございます。

本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第35号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてでございますが、5ページを御覧ください。

令和6年度協定書につきましては、遊具広場、スポーツ広場等を整備するため、当初は令和6年6月定例会で議決をいただき事業着手いたしました。その後、事業主体であるUR都市機構との協議の中で、工事業者への一括発注を行うこととしたため、昨年1月臨時会では令和8年3月31日までの工期延長と事業費の増額を、本年1月臨時会では国の交付金の追加内示に伴い令和8年度までの継続費予算をお認めいただきましたので、現在、令和8年6月30日まで工期を延長し、整備を進めているところでございます。

今回、令和8年3月末日までに一旦事業費を確定する必要があることから協定書を変更するもので、去る3月12日に変更仮協定を締結いたしました。

本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

資料1を御覧ください。

第1条で、事業費につきまして、4億9,205万6,300円を1,946万7,430円減額し4億7,258万8,870円に、第2条で別記3のとおり内訳を改めるものでございます。

議案第34号及び第35号の説明は以上でございます。

○議長（野田増男君）

ここで再び暫時休憩といたします。

再開時間は追って放送でお知らせします。

〔午前10時50分 休憩〕

〔午前11時15分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより順次、議事を進めてまいります。

最初に、議案第34号 町道奥田・河和線道路改良工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第34号 町道奥田・河和線道路改良工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第35号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第10、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和8年第1回美浜町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案いたしました同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをはじめとして、全案いずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いただきましたことに対し、まずもって御礼を申し上げます。

非常に暖かい日となってまいりました。桜の花も間もなく開花、あさつてには小学校が卒業式、そして春祭りも近づいてきております。非常に楽しい行事が続くわけでございますけれども、一方で世界に目を見渡すと、中東情勢、非常に緊迫化しております、ここから見えるいわゆるガソリンの価格というものも非常に高騰してきている、先ほど賛成討論の中で森川議員もおっしゃっていたように、この先どうなっていくのか、非常に先が読めない、本当に難しい時期にいるなど感じております。この先、ガソリン等が上がっていくことによってあらゆるものの価格が上がっていくことになる。そうした中でいかに住民の皆様方の生活を守っていくのか、町の財政健全化を保ちつつどう皆様方の生活をお支えしていくのかということがやはり問われていく今年の1年になっていくのかなと思っております。

そうは言うものの、しっかりと皆様方と審議しながら仕事を進め、そして美浜町の子供たちが笑顔あふれるまちとなるように、また今後とも頑張ってまいりますので、御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて令和8年第1回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前11時20分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年3月17日

美浜町議会

議長 野田 増 男

議員 都 筑 新 悟

議員 中須賀 敬